

# 教育理念

本校の教育理念は「明るい未来を創造する開拓型エンジニアの育成」であり、全人的早期理工系教育を行うことで学生のエンジニアとしての資質を伸ばし、実験・実習を重視したカリキュラムを通じて、社会・産業界に貢献できる実践的かつ開拓型のエンジニアの育成をねらいとしている。

## 1 教育目的

- (1) 幅広い工学基礎と創造的技術開発力の修得
- (2) 国際社会で尊敬され、信頼される国際センスの修得
- (3) 地球にやさしい技術を開発できる心豊かな人間性の涵養

## 2 研究目的

- (1) 高度な実践的技術を教授するための教育水準の維持向上
- (2) 地域産業界との共同研究による地域への貢献と学生のものづくり教育の推進
- (3) 専門工学分野への学術的な貢献

## 3 地域貢献活動の目的

- (1) ものづくりの啓発活動の実践
- (2) 地域産業界や自治体等との連携の推進

## 沿革の概要

我が国産業の目覚ましい発展に伴い、科学技術者の養成が強く要望され、昭和36年6月第38回国会において学校教育法の一部を改正する法律が成立し、昭和37年度から新たな学校制度としての高等専門学校が発足した。

北九州工業高等専門学校は、この新しい高等教育機関の一つとして工業に関する専門教育を受け、産業の興隆及び文化の発展に貢献し得る有能な技術者を育成するため、昭和40年4月1日工業都市北九州市に創立された。当時は機械工学科（入学定員80人）、電気工学科（入学定員40人）の2学科で発足したが、昭和45年度に、化学工学科（入学定員40人）、そして昭和62年度には、新たに電子制御工学科（入学定員40人）が増設された。

さらに、平成元年4月1日には、機械工学科が機械工学科（入学定員40人）と制御情報工学科（入学定員40人）に分離改組され、平成8年4月1日に大学評価・学位授与機構が認定する（生産工学、制御工学及び化学工学の3専攻から成る）2年制の専攻科が設置された。

また、平成10年4月1日には、化学工学科（入学定員40人）が物質化学工学科（入学定員40人）に改組され、平成14年4月1日に電気工学科（入学定員40人）が電気電子工学科（入学定員40人）に、平成16年4月1日に専攻科の化学工学専攻（入学定員4人）が物質化学工学専攻（入学定員4人）に名称変更された。

独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）の施行により、平成16年4月1日から、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する北九州工業高等専門学校となる。

平成17年度から、本科4年～専攻科課程の「生産デザイン工学」教育プログラムが日本技術者教育認定機構（JABEE）から認定を受けている。さらに、平成22年度および平成28年度に「認定継続審査」を受け合格し、平成33年度までJABEE認定されている。

平成18年度、25年度と令和2年度、大学改革支援・学位授与機構による高等専門学校機関別認証評価を受審し、その認定を受けた。

平成27年4月1日には、これまでの5学科体制（機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、制御情報工学科、物質化学工学科）を1学科体制に変更し、生産デザイン工学科1学科（入学定員200人）に改組された。3年生からは、社会

や地域の成長戦略を考慮した5つのコース（機械創造システムコース、知能ロボットシステムコース、電気電子コース、情報システムコース、物質化学コース）に分化する専門工学教育期間となる。また、専攻科の3専攻体制（生産工学専攻、制御工学専攻、物質化学工学専攻）を生産デザイン工学専攻1専攻に改組し、環境・資源・材料領域、エネルギー応用・創生領域、機能・情報デザイン領域の3領域が設置された。

令和4年度に、生産デザイン工学科（機械創造システムコース、知能ロボットシステムコース、電気電子コース、情報システムコース、物質化学コース）の5年間の本科教育に対し、国立高専教育国際標準（KIS）に基づく認定を受けた。

令和5年4月1日には、生産デザイン工学専攻3領域（環境・資源・材料領域、エネルギー応用・創生領域、機能・情報デザイン領域）が「環境材料領域、AI・IoT領域、ロボティクス領域」にそれぞれ名称変更された。

昭和40年4月1日	国立学校設置法等の一部改正により北九州工業高等専門学校設置（機械工学科、電気工学科）初代校長加藤常太郎（九州大学名誉教授、工学博士）就任
4月24日	開校、第1回入学式を挙行
昭和43年5月28日	校歌制定（作詩／倉野憲司、作曲／森脇憲三）
昭和45年4月1日	化学工学科増設
昭和49年4月1日	二代目校長坂井渡（九州大学教授、工学博士）就任
昭和50年11月8日	創立10周年記念式典挙行
昭和51年5月7日	三代目校長田口胤三（九州大学名誉教授、薬学博士）就任
昭和60年4月1日	四代目校長真武友一（長崎大学工学部長、工学博士）就任
11月25日	創立20周年記念講演会挙行
昭和62年4月1日	電子制御工学科増設
平成元年4月1日	五代目校長植田安昭（九州工業大学教授、工学博士）就任 機械工学科（2学級）を機械工学科（1学級）と制御情報工学科（1学級）に分離改組
平成2年11月16日	創立25周年記念式典挙行
平成6年1月14日	大韓民国国立裡里農工専門大學（現全北大学）と学術交流協定（姉妹校）調印

	5月16日	中華人民共和国国立揚州工学院(現揚州大学信息工程学院)と学術交流協定（姉妹校）調印
平成7年4月1日	10月21日	六代目校長坂本正史（九州工業大学教授、工学博士）就任 創立30周年記念式典挙行
平成8年4月1日		専攻科（生産工学専攻、制御工学専攻、化学工学専攻）設置
平成10年4月1日		化学工学科を物質化学工学科に改組
平成14年4月1日		七代目校長陣内靖介（九州工業大学教授、工学博士）就任 電気工学科を電気電子工学科に名称変更
平成15年11月27日		「生産デザイン工学」教育プログラム設置
平成16年4月1日		専攻科の化学工学専攻を物質化学工学専攻に名称変更 独立行政法人国立高等専門学校機構法の制定により、独立行政法人国立高等専門学校機構北九州工業高等専門学校となる
平成18年5月8日		「生産デザイン工学」教育プログラムJABEE認定
平成18年8月3日		九州沖縄地区国立高等専門学校連合とシンガポールの工業短大との交流協定覚書調印
平成19年3月28日		大学評価・学位授与機構による認証評価 認定
平成21年4月1日		八代目校長塚本寛（九州工業大学教授、工学博士）就任
平成22年11月9日		大韓民国国立全北大学と学術交流協定調印
平成22年11月29日		大韓民国国立全北大機械工業高校と学術交流協定調印
平成23年5月16日		「生産デザイン工学」教育プログラムJABEE継続認定
平成26年3月26日		大学評価・学位授与機構による認証評価 認定
平成27年3月17日		タイ王国キングモンクット工科大学ラカバンと学術交流協定調印
平成27年4月1日		5学科体制（機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、制御情報工学科、物質化学工学科）を1学科体制に変更し、生産デザイン工学科1学科に改組 3年生からは5つの専門コース（機械創造システムコース、知能ロボットシステムコース、電気電子コース、情報システムコース、物質化学コース）に分化

	専攻科の3専攻科体制（生産工学専攻、制御工学専攻、物質化学工学専攻）を生産デザイン工学専攻1専攻に改組し、環境・資源・材料領域、エネルギー応用・創生領域、機能・情報デザイン領域の3領域を設置
平成27年12月5日	創立50周年記念式典挙行
平成28年2月23日	シンガポール ナンヤンポリテクニックと学術交流協定調印
平成29年3月3日	「生産デザイン工学」教育プログラムJABEE継続認定
平成29年4月1日	九代目校長原田信弘（長岡技術科学大学教授、工学博士）就任
平成30年1月22日	大韓民国の釜山外国語大学校と学術交流協定調印
平成30年7月5日	北九州高専技術コンソーシアム設立
平成30年8月20日	タイ王国のパンヤピワット経営大学と学術交流協定調印
平成31年3月11日	大韓民国の永進専門大学と学術交流協定調印
令和2年4月1日	十代目校長本江哲行（国立高等専門学校機構本部事務局教授、博士（工学））就任
令和3年3月25日	大学改革支援・学位授与機構による認証評価 認定
令和4年4月1日	十一代目校長鶴見智（国立高等専門学校機構本部事務局教授、博士（工学））就任
令和5年3月10日	国立高専教育国際標準（KIS）認定
令和5年4月1日	生産デザイン工学専攻3領域（環境・資源・材料領域、エネルギー応用・創生領域、機能・情報デザイン領域）を「環境材料領域、AI・IoT領域、ロボティクス領域」に名称変更

## 目 次

I	年間行事日程表	1
II	組織図	2
III	学生心得	3
1	学生生活	3
(1)	伝達の方法	3
(2)	授業時間	5
(3)	試験	6
(4)	特別欠席（欠課）の取扱い	6
(5)	学級幹事	7
(6)	表彰	7
(7)	服装	8
(8)	施設・設備の使用	9
(9)	環境の美化	9
(10)	運転免許証取得	9
(11)	自転車通学	9
(12)	自動二輪車および自動四輪車通学	9
(13)	盜難防止	10
(14)	喫煙	10
(15)	学生あての郵便物	10
(16)	電話	10
(17)	学生課事務室案内	10
2	諸手続一覧	13
3	諸納金等一覧	15
4	卒業生が取得できる主な資格	16
5	本科および専攻科のディプロマ・ポリシー	17
6	本科および専攻科のカリキュラム・ポリシー	18
7	準学士課程および専攻科課程の教育目標	21
8	「生産デザイン工学」教育プログラム	24
9	コース変更について	26

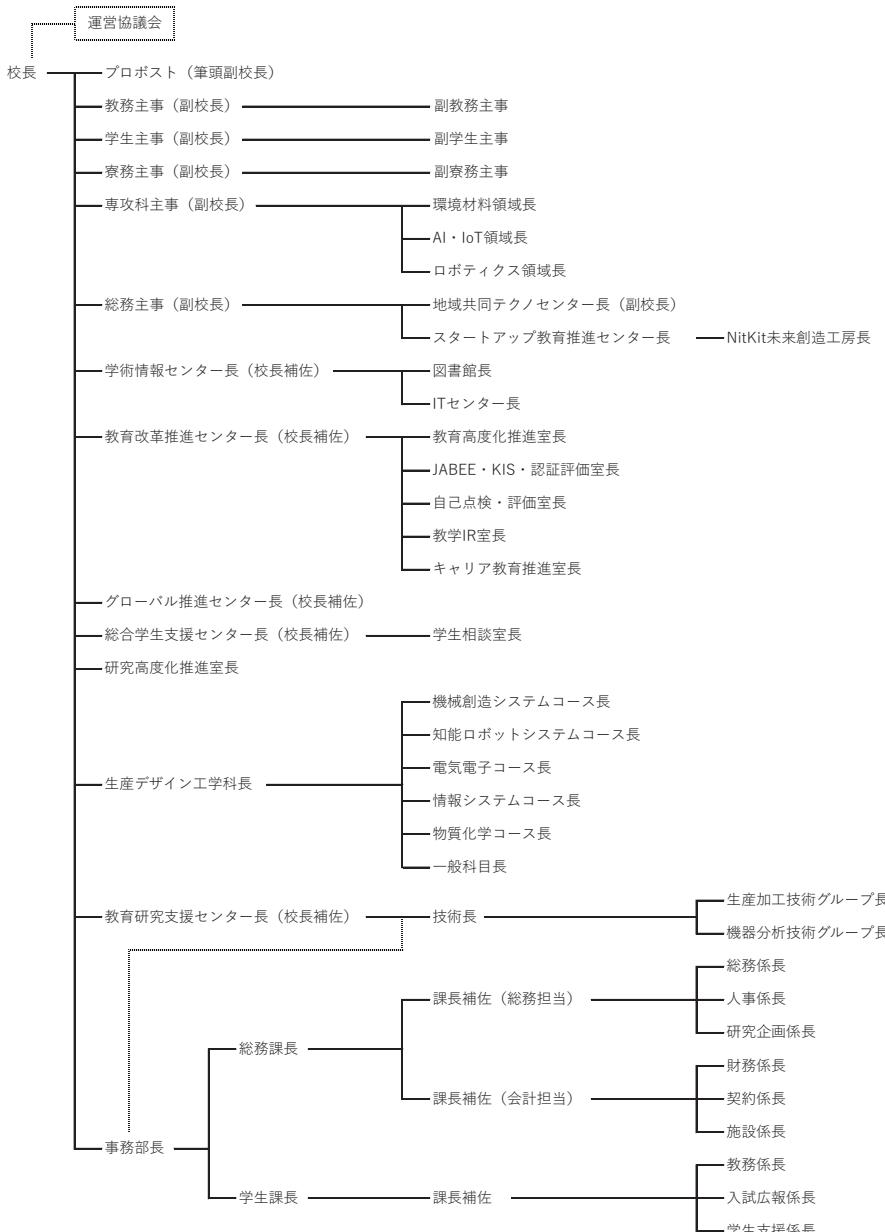
IV 福利・厚生 .....	27
1 経済援助 .....	27
(1) 入学料、授業料等の免除 .....	27
(2) 奨学金制度 .....	27
(3) 高等学校等就学支援金 .....	27
(4) アルバイト .....	28
2 通学証明書及び学生運賃割引証 .....	28
3 福利施設（雄志台会館）.....	28
4 学生寮 .....	29
5 就職・進学 .....	29
(1) 就職 .....	29
(2) 進学・編入学 .....	29
V 保健・衛生 .....	32
1 保健室 .....	32
(1) 業務内容 .....	32
(2) 健康診断 .....	32
2 学生相談室 .....	32
3 独立行政法人 日本スポーツ振興センター .....	34
(1) 給付金及び対象となる災害の範囲 .....	34
(2) 学校の管理下の範囲 .....	35
(3) 給付の制限 .....	35
(4) 掛金 .....	35
(5) 事故及び災害が発生した場合の緊急連絡先 .....	35
VI 課外活動 .....	36
1 学生会 .....	36
2 高専体育大会 .....	36
3 上記以外で本校が参加している大会 .....	37
VII 図書館 .....	38
(1) 役割 .....	38
(2) 開館時間及び休館日 .....	38
(3) 利用法 .....	39
(4) 蔵書冊数等 .....	39
(5) 利用上の留意事項 .....	39

VIII 提 案 箱	40
諸 規 則	
1 学 則	41
生産デザイン工学科の養成する人物像に関する規則	79
生産デザイン工学専攻の養成する人物像に関する規則	81
2 学 生 準 則	83
3 学 業 成 績 の 評 価 等 に 関 す る 規 則	90
4 専 攻 科 の 授 業 科 目 の 履 修 等 に 関 す る 規 則	94
5 コ ツ 配 属 規 則	97
6 授 業 料 等 の 免 除 及 び 徴 収 猶 予 に 関 す る 規 則	100
7 入 学 料 免 除 及 び 徴 収 猶 予 に 関 す る 取 扱 規 则	105
8 「大 学 等 に お け る 修 学 の 支 援 に 關 す る 法 律」 に よ る 授 業 料 及 び 入 学 料 の 免 除 に 關 す る 取 扱 規 则	108
9 学 生 揭 示 規 则	111
10 学 生 施 設 ・ 設 備 使 用 規 则	113
11 IT センター利 用 規 则	116
IT センター施 設 利 用 心 得	118
12 図 書 室 利 用 規 则	120
13 福 利 施 設 利 用 規 则	125
14 学 生 会 会 則	128
学 生 会 組 織 図	133
15 学 生 会 選 挙 細 則	134
16 学 生 睽 規 则	137
17 学 生 睽 細 則	140
18 「浩 志 睽」 睽 生 会 会 則	143
19 車 両 通 学 等 規 制 要 項	147
20 ハ ラ ス メ ン ト の 防 止 等 に 關 す る 取 扱 要 項	150
21 いじめ防止等基本計画	152
教 員 名 簿	161
位 置	
1 位 置 図	171
2 配 置 図	172
3 建 物 平 面 図	173

# I 年間行事日程表

月 日		行 事									
4 月	3日 3日 4日 5日 10日 17日 24日	入新前新定開入新生TOEICBridge(1期健校	学オリ期入TOEICBridge(1期健校	学工生授生	シテ業研放午	ヨン後課念	式ン始修) )	ヨン後課念	式ン始修) )	ヨン後課念	式ン始修) )
5 月	9～10日 11日 12日 13日 18日 29日～6月4日 30日～6月4日	体育祭練習・ 体育祭予代備休備休 体育祭予代備休備休 体育祭予代備休備休 体育祭予代備休備休 前学中期試験(2～5年生) 前学中期試験(1年生)	・	・	・	・	・	・	・	・	・
6 月	15日 22日	オープンキャンパス 保護者と学級担任・専門コースとの懇談会(1～4年生)	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7 月	6日～7日、13日～14日、20日～21日 29日～8月2日	九州沖縄地区高専体育大会 前学期定期試験	・	・	・	・	・	・	・	・	・
8 月	6日 9日～9月23日 24～25日	校内清掃 夏季休業(～9/23) 夏季オープンキャンパス	・	・	・	・	・	・	・	・	・
9 月	11日～19日 24日 25日	長期工場見学旅行期間(4年生) 後期授業開始 TOEICBridge(1～3年生:放課後)	・	・	・	・	・	・	・	・	・
10 月	2日 15日～19日 23日	学生総会(定期清掃後) 保護者懇談会(1～4年生) 防災避難訓練	・	・	・	・	・	・	・	・	・
11 月	1日 2日～3日 15日～21日 29日	高校専修祭り準備 後急終わ次第片付け 後救急法講習会(3年生) 後	・	・	・	・	・	・	・	・	・
12 月	11日 25日 26日 26日～1月7日	クリスマス休業 校内休業 冬季休業	・	・	・	・	・	・	・	・	・
1 月	8日 18日 22日 30日～2月5日	授業薦会期役定 推薦学後生	・	・	・	・	・	・	・	・	・
2 月	9日 10日	入学者選抜学力検査 内	・	・	・	・	・	・	・	・	・
3 月	7日 19日 19日～31日	1～4年生登校日式業 卒学年業末休	・	・	・	・	・	・	・	・	・

## II 組織図



### III 学 生 心 得

本校は、国立の学校で国の法令に従うことはもちろんであるが、本校には学則のほか諸規定があり、これを守ることによって学校は円滑な運営をすることができる。

この学生便覧には、学生として必要な教育課程、課外活動、学生に関する規則、その他諸手続など身近な事柄を記してある。学生は、次に述べられている事項を熟読の上、遗漏のないように努め、今後の学校生活を楽しく意義あるものにするために役立ててほしい。

なお、諸規則等については、学年進行に伴い改定されることがある。

#### 1 学 生 生 活

##### (1) 伝達の方法

学生への伝達事項は、掲示によることを原則としているので、登下校の際は必ず掲示に注意すること。また学生が掲示するときは、事前に願い出なければならない。願出書（掲示許可願）は学生支援係で扱っている。詳細は学生掲示規則の定めるところによる。

その他、昼休み等を利用して校内放送をすることがあるので注意すること。

##### 【緊急時の伝達】

###### 1 悪天候の場合

- (1) 午前6時の時点で、表1のいずれかの防災気象情報もしくは警報が発令された場合は、表2に示すとおりの対応とする。なお、午前10時においても午前6時の時点の事項に該当している場合は、当日の午後もその対応を継続する。

表1

情報・警報	警戒レベル
・氾濫発生情報 ・大雨特別警報	警戒レベル5（緊急安全確保）に相当する情報もしくは警報
・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報	警戒レベル4（避難指示）に相当する情報もしくは警報
・大雨警報（土砂災害）	警戒レベル3
・暴風特別警報 ・波浪特別警報 ・暴風雪特別警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報	その他の特別警報もしくは警報

表2

地域	警戒レベル 警戒レベル5 警戒レベル4 警戒レベル3 その他特別警報 もしくは警報			
北九州市全域または 北九州市小倉南区	当日の午前 休置	当日の午前 休置	協議の上決定	当日の午前 休置
小倉南区以外の 北九州市の区	当日の午前 休置	協議の上決定	協議の上決定	当日の午前 休置
北九州市の隣接 地域	協議の上決定	協議の上決定	協議の上決定	協議の上決定

- (2) 週間天気予報等により事前に防災情報等が発令されることが見込まれる場合は、防災情報等が発令される前に協議を行い、対応を決定することがある。
- (2) ②月曜日午前の休講措置については、(1)に関わらず、原則として金曜日（金曜日が祝日の場合は、木曜日）に協議を行い、対応を決定する。
- (3) 休講の措置を行う場合は、原則として後日、補講もしくはオンデマンド授業で対応する。中間試験および定期試験、再試験の時は延期する。
- (4) 協議の上、授業を実施する場合は、防災気象情報もしくは情報が発令された地域から通学する学生の避難を優先する。避難により欠席した学生に対しては、補講もしくはオンデマンド授業で対応する。中間試験および定期試験、再試験の時は追試験で対応する。

## 2 各種交通機関が動かない場合など

- (1) 午前 6 時の時点で、北九州市内のＪＲ九州（日田彦山線を除く）、西鉄バス、北九州市営バス、北九州モノレールの全ての運行が休止されている場合は、当日の午前の授業は休講とし、中間試験および定期試験、再試験の時は延期して実施する。なお、午前 10 時においてもいずれの交通機関の運行が休止されている場合は、当日の午後の授業を休講とする。
- (1)の2 午前 6 時の時点で、北九州市内のＪＲ九州日田彦山線の運行が休止されている場合は、当日の午前の授業は休講とし、中間試験および定期試験、再試験の時は延期して実施する。なお、午前 10 時においても同線の運行が休止されている場合は、当日の午後の授業を休講とする。
- (2) 午前 6 時の時点で、北九州市内のＪＲ九州（日田彦山線を除く）、西鉄バス、北九州市営バス、北九州モノレールのいずれかの運行が休止されている場合、もしくは運休および運転見合わせが予想される場合は、授業もしくは中間試験および定期試験、再試験の繰り下げ、休講等について協議を行い、決定する。
- (3) ＪＲ九州の発表する運転計画及び運行状況、西鉄バス、北九州市営バス及び北九州モノレールが発表する運行状況により、事前に運行の休止や運転見合わせが確定もしくは予想される場合は、運行が休止または運転見合わせが行われる前に協議を行い、対応を決定することがある。

(3)の2 月曜日午前の休講措置については、(1)に関わらず原則として、金曜日（金曜日が祝日の場合は、木曜日）に協議を行い、対応を決定する。

## 3 その他の不測の事態の措置

その他、不測の事態が発生した場合は、協議を行い、対応を決定する。

## 4 緊急連絡

緊急連絡事項は以下の方法にて連絡するので、各自確認すること。

- ・学生向けappsメールによる通知
- ・「eメッセージ」（一斉連絡システム）による通知
- ・緊急連絡用ホームページへの掲載

## (2) 授業時間

時間区分は、次のとおり

S H R ..... 8 : 50～  
第 1 時限 ..... 9 : 00～10 : 30  
第 2 時限 ..... 10 : 45～12 : 15  
昼 休 み ..... 12 : 15～13 : 00  
第 3 時限 ..... 13 : 00～14 : 30  
第 4 時限 ..... 14 : 45～16 : 15  
下 校 ..... 19 : 00

水曜日（清掃日）

S H R ..... 8 : 50～  
第 1 時限 ..... 9 : 00～10 : 30  
第 2 時限 ..... 10 : 45～12 : 15  
昼 休 み ..... 12 : 15～13 : 00  
第 3 時限 ..... 13 : 00～14 : 30  
定例清掃 ..... 14 : 35～14 : 50  
第 4 時限 ..... 14 : 55～16 : 25

17時以降及び土・日・祝日の特別教室の使用については、所定の手続を行う。願出書（学校施設・設備・教室等使用許可願）は学生支援係にあるので、事前に提出して許可を受けること。

### (3) 試 験

試験は、前学期科目及び後学期科目については、各学期の中間の時期に中間試験を行い、各学期の期末に定期試験を行う。通年科目については、前学期末に期末試験を行い、後学期末に定期試験を行う。

中間試験、期末試験、定期試験は、校長が日程を定めて行うが、そのほか各授業科目担当教員が隨時に行う試験がある。

- ※ 中間試験、期末試験及び定期試験の時間割は、試験実施の2週間前に、WebClassへの掲示により発表する。
- ※ 病気その他やむを得ない理由で試験を受けられなかった者に対しては、願い出により追試験を実施することがある。ただし、病気の場合は、診断書等を提出すること。詳細は教務係に問い合わせること。
- ※ 成績不振者及び欠席日数の多い者、欠課・早退・遅刻の著しい者は、進級を認めないことがある。
- ※ 試験に際しては、不正行為防止のため、筆記用具、消しゴム、時計及び特別に許可されたもの以外の持込み、使用は認められていないので十分理解し、

注意すること。

(筆箱、メモ書、携帯電話等試験に関係ないものは厳禁)

#### (4) 特別欠席（欠課）の取扱い

学生が次の各号に掲げる理由のため授業に出席できなかった場合は、欠席の取扱いをしないものとする。

- ア 忌引（父母…7日、祖父母・兄弟姉妹…3日、曾祖父母伯叔父母…1日）
- イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止
- ウ 風水震火災その他非常災害による事故
- エ 交通機関の事故等不可抗力による場合
- オ その他校長が必要と認めた場合

#### (5) 学級幹事

学級幹事とは、学級のリーダーであり、学校と学級の懸け橋である。

##### ア 主な任務

- (ア) 学校からの通達事項を連絡、実施すること。
- (イ) 学級で検討した学生生活についての所見を、学校へ連絡すること。
- (ウ) 出欠状況を把握すること。
- (エ) 教室等の清掃を指導すること。

##### イ 任命

- (ア) 正・副2名を学期ごとに学級選挙等で選出する。
- (イ) 校長が任命する。
- (ウ) 再選を妨げない。

##### ウ 幹事会

原則月1回定期的に開催し、学級活動の共通目標等を話し合う。

#### (6) 表彰

次の各号の一に該当する者について、選考基準により表彰する。

- ア 執勤・精勤の者
- イ 学業成績優秀の者
- ウ 課外活動等で卓越した成果又は功労のあった者
- エ 人命救助、重大事故の未然防止等社会的に顕著な功績のあった者
- オ その他学生の模範として推奨できる行為のあった者

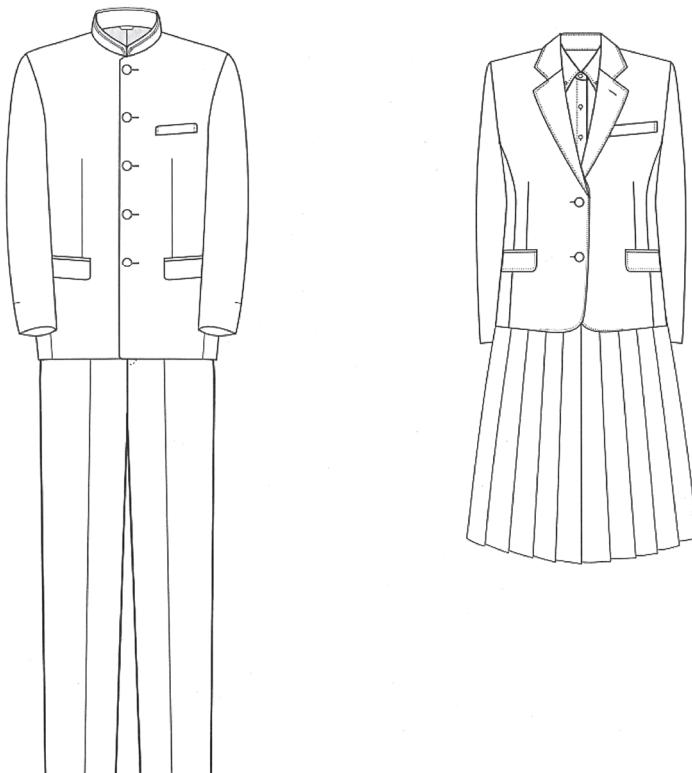
## (7) 服 装

学生の制服は次のとおりとし、3年生以下は通学時、制服を着用すること。

区 分	男 子 学 生	女 子 学 生
制 服	黒色（縞入り）詰め襟 学生服 白色のシャツ	黒色（縞入り）スーツ 黒色（縞入り）スカートまたはスラックス 白色のシャツ

制服およびシャツは男女とも学校指定品とする。

ボタンは指定品（校章入り）を取り付けのこと。（男子：銀色、女子：黒色）



## **服装等についての留意事項**

3年生以下については制服を定める。指定品以外のものは認めない。休日などで登校する場合は制服の他に活動に適した服装も可とする。詳細については別途定める。

4、5年生については特に制服を定めないが、公式行事\*出席の際にはスーツ等の着用を心がける。

制服、それ以外の服装いずれの場合も、北九州高専の学生としての品位を失うことのないようにだらしない着こなしは慎むこと。

### **\*公式行事**

入学式、卒業式、工場見学、学外実習、長期工場見学旅行、高専大会等の体育・文化関係の行事

## **夏季の服装について**

3年生以下の男女とも指定の白色の長袖シャツまたは半袖シャツとする。指定品以外のシャツ、ポロシャツ、ベスト、カーディガン等は認めない。

なお、長袖シャツは必ず裾をズボン・スカートの中に入れること。制服は正しく着用すること。

## **冬季の服装について**

ベストおよびセーターを着用する場合は、本校指定品を購入して着用すること。

登下校時のコート、マフラー等の着用は華美でないものとすること。ただし授業中での着用は原則として認めない。

## **中間期の服装について**

指定の黒色（校章入り）のセーターまたはベストを着用すること。指定品以外の着用は認めない。

## **履物等**

3年生以下の登下校時履物は、靴もしくはシューズとする。

サンダル、スリッパ履は禁止する。実験、実習や体育などの授業時には、それらに適した服装、履物とする。

## **頭髪、その他**

染髪やピアスは1～3年生は禁止。

学業に直接関係のない物品は学校に持参しないこと。

## (8) 施設・設備の使用

施設・設備は、授業や学校行事に支障のない限り、学生の使用を認めてい  
る。使用を希望するときは、あらかじめ願い出ること。願出書（学校施設・  
設備・教室等使用願）は学生支援係で扱っている。詳細は学生施設・設備使  
用規則及び福利施設利用規則の定めるところによる。

## (9) 環境の美化

校舎・教室・校庭等は、学習の場所であるとともに生活の場所である。

学生生活を快適なものにするために、学生は進んで環境の美化に努力する  
こと。自動販売機や売店を利用しての飲食は福利施設又はコミュニティ広場  
で行い、歩行飲食を慎むとともに、教室等への持込みはしないこと。なお、  
紙くずや紙コップ等は分別の上、ゴミ箱に捨てること。また、構内の樹木は  
大切にするとともに、芝生の保護に努めること。

## (10) 運転免許証取得

交通事故に遭遇することを未然に防止するため、運転免許証は取得しない  
ことが望ましい。やむを得ず取得しようとする場合は、授業に支障がないか  
確認の上、保護者及び学級担任と相談すること。また、低学年の取得は避け、  
高学年で取得すること。

## (11) 自転車通学

自宅から学校までの自転車による通学申請ができる。申請書（自転車通学  
許可願）は学生支援係で扱っている。申請には任意賠償保険の加入が必要で  
ある。許可された自転車は必ず許可シールを貼らなくてはならない。また、  
本校で実施する交通安全講習会を受講しなければ自転車での通学を許可し  
ない。なお、JR、モノレールで登校する学生の下車駅から学校までの自転車  
通学は認めない。

## (12) 自動二輪車および自動四輪車通学

4年生以上に限り、本人又は家族名義の任意損害賠償保険加入の自動二輪  
(125cc以下)による通学申請ができる。また、専攻科生は本人又は家族名義  
の任意損害賠償保険加入の自動二輪車及び自動四輪車による通学申請が可  
能である。審査は違反通学の有無、申請理由、通学距離、駐車可能台数等を考  
慮して厚生補導委員会が行い、通学許可が判定される。許可された自動二輪車は  
許可シールを貼り、自動四輪車は許可証をフロントガラスから見えるように

掲示しなければならない。なお、改造車等通学用にふさわしくない車両で申請した場合は許可を認めない。

また、交通事故撲滅の一環として、交通ルールの周知及び事故防止を図るため、関係機関の協力を得て、実技指導及び交通安全講習会を実施している。

この交通安全講習会を受講しなければ、自動二輪車での通学は許可しない。

#### (13) 盗難防止

盗難や紛失には、十分気を付け、各教室に設置している個人別鍵付きロッカーを使用し、貴重品等は各人が責任を持って管理すること。

また、校内で金品を紛失したり、盗難に遭ったときは、速やかに学生支援係へ届け出ること。拾得物の場合も同様である。

届出のあった拾得物は、学生支援係で保管し掲示するので、心当たりがある者は申し出ること。

#### (14) 噫 煙

5年生以下の者は20歳以上であっても喫煙（所持）を認めない。

#### (15) 学生あての郵便物

学生あての郵便物は、学生支援係で保管し本人へ連絡する。寮生あての郵便物は、学生寮事務室から連絡する。なお、書留郵便物は学生支援係（寮生は学生寮事務室）で保管しているので、連絡を受けたときは印鑑持参の上受領すること。

#### (16) 電 話

公衆電話はありません。校外に電話をかけるときは、学生支援係等の電話を使用すること。

#### (17) 学生課事務室案内

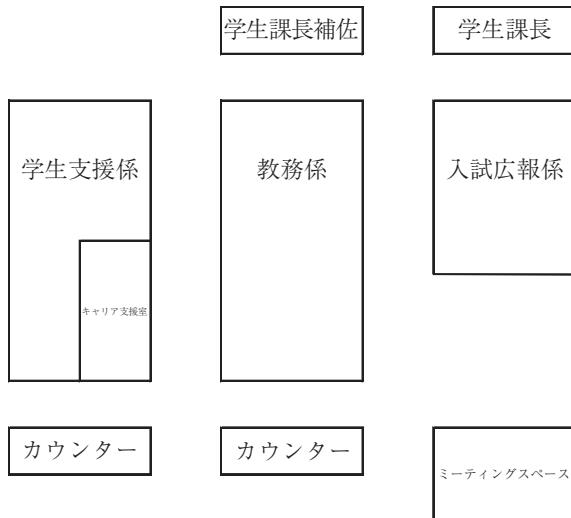
窓口受付時間

月曜日～金曜日	8：30～17：00
土曜・日曜日、祝祭日、その他休業日	取り扱いません

### 窓口担当業務

教務係	休学、復学、退学等、学生の身分の異動に関する業務 授業、試験、出欠席、教科書等 授業に関する業務 身分証明、在学証明、成績証明等の発行業務
学生支援係	入学料・授業料の減免、高等学校等就学支援金、奨学金等 経済援助に関する業務 課外活動、施設利用、健康診断に関する業務 学割、通学証明、健康診断証明等の発行業務
キャリア支援室	就職活動、インターンシップに関する業務
グローバル推進センター	海外留学、国際交流に関する業務
学生寮事務室	入寮、退寮等 学生寮の手続業務

### 学生課内配置図



\* グローバル推進センター……図書館 1 階

\* 図書館事務室……………図書館 2 階

\* 学生寮事務室……………学生寮 1 階

## 2 諸手続一覧

交付を受けるもの

種類	担当係等	時期	備考
在学証明書	教務係	必要の時随時	
成績証明書	ク	ク	
学生証	ク	1学年の始め	常時携帯
単位修得証明書	ク	必要の時随時	
修了証明書	ク	ク	
卒業証明書	ク	ク	
卒業見込証明書	ク	ク	
調査書	ク	ク	
通学証明書	学生支援係	ク	
学生運賃割引証	ク	ク	
健康診断証明書	保健室	ク	
在寮証明書	学生寮事務室	ク	

※ 申込みは3日前までに行うこと。

届出をするもの（用紙は各係で交付を受ける）

種類	提出先	時期	備考
住居変更届	教務係	その都度	
保護者等変更届	ク	ク	
欠席・欠課・遅刻・早退届	ク	ク	
改姓届	ク	ク	
学外実習届	キャリア支援室	ク	
アルバイト届	学生支援係	ク	
福利施設使用届	ク	ク	
海外渡航届	ク	ク	私事渡航 (休学しての留学、 海外旅行等)

願い出をするもの（用紙は各係で交付を受ける）

種類	提出先	時期	備考
休学願	教務係	その都度	3か月以上継続して修学できない時 (傷病、外国留学等)
退学願	✓	✓	
復学願	✓	✓	
忌引願	✓	✓	
追試験願	✓	✓	
学生団体結成願	学生支援係	✓	
校外団体参加願	✓	✓	
集会許可願	✓	✓	
学校施設・設備・教室等 使用許可願	✓	✓	3日前までに願い出ること。
掲示許可願	✓	✓	
印刷物発行配布(販売) 許可願	✓	✓	
車両通学許可願	✓	別に指定する	
自転車通学許可願	✓	その都度	
入学料免除願	✓	入学時	
入学料徴収猶予願	✓	✓	
授業料免除願	✓	前期・後期	
授業料徴収猶予願	✓	✓	
授業料月割分納願	✓	✓	
入寮許可願	学生寮事務室	3月	募集時期以外に特別な事情がある 場合は要相談
入寮継続許可願	✓	1月	
退寮願	✓	その都度	退寮希望日の1週間前までに願い 出ること
休寮願	✓	✓	

### 3 諸納金等一覧

授業料等の納入は、口座振替及び銀行振込となっていますので所定の手続を行って下さい。

種類	金額	納入の時期	備考
入学料	84,600円	入学時	入学時のみ（専攻科生含む）
授業料	年額 234,600円 (専攻科生含む)	5月（前期） 10月（後期）	前期・後期に半額ずつ納入 なお、在学中に授業料が改定された場合は、改定時から新授業料となる。また、1年～3年生については就学支援金制度の対象となる。P27参照
後援会入会金	5,000円	4月	入学時のみ ※本校卒業の専攻科生は除く
後援会費	年額 25,000円	4月	※専攻科生 26,000円（2年分）
TOEIC Bridge受験料	年額 3,740円	4月	1～3年次 年2回受験 (4年次TOEIC受講料3,130円) (消費税引き上げ等に伴い改定された場合は改定後の金額となります。)
学生会入会金	2,000円	入学時	入学時のみ
学生会費	年額 4,800円	4月（前期） 10月（後期）	前期・後期半額ずつ納入
寄宿料	月額 一人部屋800円 二人部屋700円	4月（前期） 10月（後期）	寮生のみ 前期・後期6ヶ月 分ずつ納入
入寮費	1,500円	入寮時	寮生のみ
寮管理費	年額 100,000円	4月（前期） 10月（後期）	寮生のみ 前期 50,000円 後期 50,000円 毎年度決算後、残額を返金
寮空調保守料 (エアコンリース料)	年額 36,000円	4月（前期） 10月（後期）	寮生のみ 前期18,000円 後期18,000円 返金はありません。
寮空調電気使用料	年額 10,000円	4月（前期） 10月（後期）	寮生のみ (内訳：空調電気使用料) 前期5,000円・後期5,000円 毎年度使用実績により残額は返金、不足額は追徴
無線LAN使用料	年額 13,200円	4月（前期） 10月（後期）	寮生のみ (内訳：無線LAN使用料) 前期 6,600円・後期 6,600円 退寮した翌月分以降は返金します。
寮給食費	日額 1,469円	毎月20日に前月分給食費を指定口座から引落	寮生のみ 日額×月別開寮日数 給食委託業者へ口座振替で納入
寮生会費	年額 3,000円	4月	寮生のみ

備考 専攻科学生は、学生会入会金・学生会費は不要。

#### 4 卒業生が取得できる主な資格

コース	資 格	摘 要
共 通	技 術 士	(受験資格) 技術士補の経験 4 年以上の者
	労働安全・労働衛生 コンサルタント	(受験資格) 実務経験 7 年以上の者
機 械 制 造 シス テム コ ー ス	自動車整備管理者	(資格) 卒業後、実務経験 1 年以上の者
	3 級自動車整備士	(受験資格) 卒業後、実務経験 6 カ月以上の者
	2 級自動車整備士	(受験資格) 3 級整備士取得後の実務経験 1 年 6 カ月以上の者
	1 級自動車整備士	(受験資格) 2 級整備士取得後の実務経験 3 年以上の者
	第 2 種 ボイラー タービン主任技術者	(資格) 卒業後、発電用ボイラー、蒸気又はガスタービンの工事維持、運用の実務経験 4 年以上の者
	第 1 種 ボイラー タービン主任技術者	(資格) 卒業後、圧力 60kg 每平方センチメートル以上の発電用ボイラー、蒸気タービンの工事維持、運用の経験 4 年以上を含む実務経験 8 年以上の者
電 气 電 子 コ ー ス	第 3 種 電気主任技術者※	(資格) 卒業後、電圧 500 ボルト以上の電気工作物の工事維持、運用の実務経験 2 年以上の者
	第 2 種 電気主任技術者※	(資格) 卒業後、電圧 1 万ボルト以上の電気工作物の工事維持、運用の実務経験 5 年以上の者
	第 2 種 電 气 工 事 士 ※	(受験資格) 卒業者は、筆記試験免除
物 質 化 学 コ ー ス	危険物取扱者(甲) 衛生工学衛生管理者	(受験資格) 卒業により受験資格を得る
	衛生管理者(1種、2種) 作業環境測定士(1種、2種)	(受験資格) 卒業後、労働衛生の実務経験 1 年以上の者
	毒物劇物取扱責任者	(資格) 卒業者は欠格事項に該当しない限り有資格者となる

※ 編入学生については、高等学校での履修科目によっては資格が得られない場合がある。

\* その他の主な資格 大学編入学の受験資格・高等専門学校の助手となる資格  
高等学校助教諭免許状受験資格・  
空気調和衛生設備士受験資格・冷凍空調技士受験資格  
溶接管理技術者受験資格

\* 第 3 学年を修了した者は、大学入学資格を有する。

## 5 本科および専攻科のディプロマ・ポリシー

### 5.1 本科のディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）

北九州高専では、実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという特色ある教育課程を通し、以下のような製造業をはじめとする様々な分野において将来活躍するための基礎となる技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を身に付けた実践的・創造的な技術者を育成する。

1. 中学校卒業からの5年間一貫教育によって、工学的技術への興味・関心を高め、実践的技術者に必要な科学的基礎知識とリベラルアーツを身に付けていること。
2. 自分の意見を理論的に表現でき、周囲とお互いに理解・尊重しあうコミュニケーション力と人間力を身に付けていること。
3. 幅広い工学基礎、技術者に必要な国際的素養や倫理観と、社会の発展のために貢献できる地域マインドを身に付けていること。
4. 専門コースで定める技術者に必要な工学的専門基盤知識と、実験・実習および演習・実技を通してその知識を問題解決や創造的技術開発に応用・実践できる力を身に付けていること。

#### ◆機械創造システムコース

- ・基礎となる機械工学を中心に、実践的な機械技術、幅広い工学分野に関する知識を駆使し、問題解決できる能力を身に付けた技術者。

#### ◆知能ロボットシステムコース

- ・社会における要求や課題に対して、ロボット技術を駆使して自ら解決策を提案し、デザインできるシステムインテグレータ。

#### ◆電気電子コース

- ・電気電子工学に関する知識を基礎とし、実践的な電気電子技術および知識を幅広い工学分野に適用でき、問題解決できる能力を身に付けた技術者。

◆情報システムコース

- ・ICT（情報通信技術）を活用したシステムに関連するハードウェアとソフトウェアの知識と技術を身に付け、様々なコンピュータ応用分野で問題解決できる能力を身に付けた技術者。

◆物質化学コース

- ・物質化学分野に関する専門知識や技術をベースに、環境資源に配慮しつつ、材料工学・化学工学分野及び生物工学分野の研究開発や生産技術に関する問題を解決できる能力を身に付けた技術者。

## 5.2 専攻科のディプロマ・ポリシー（修了の認定に関する方針）

複数分野の工学知識・技術を有機的に結びつけ、総合的に問題を解決できるとともに、技術者としての倫理観、地球的視点を持ち、地域と世界の発展に貢献する意志を持つ技術者を育成する。このために、以下の学修成果を達成すべく編成・実施された教育課程を学修し、所定の単位を修得した者に対して専攻科修了を認定する。

### 学修成果

- ① 幅広い視野から問題を捉え、複数分野（\*）の工学知識・技術を有機的に結びつけ、総合的に問題を解決する素養（デザイン能力）を身に付ける。
- ② 技術者倫理や一般教養を身に付けることで視野を広げ、技術者として、地域・世界に貢献する意志を持つ。
- ③ 多様な文化を理解するための教養を持ち、日本語および外国語によるコミュニケーション能力を身に付け、多様な人々と協働できる。

\*機械工学、電気電子工学、情報工学、応用化学、生物工学

## 6 本科および専攻科のカリキュラム・ポリシー

### 6.1 本科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

本校の教育理念、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーおよび学習・教育到達目標に掲げた知識、能力、素養を身に付けさせるために、以下の教育課程を編成している。また、授業科目毎に定めたシラバスに従って学修成果の評

価を行い、所定の単位を与えるが、原則として中間試験や期末試験の結果や、レポートや小テストなどの結果を総合的に判断して評価する。

1. 中学校卒業からの5年間一貫教育によって、工学的技術への興味・関心を高め、実践的技術者に必要な科学的基礎知識とリベラルアーツの修得を図る。
2. 自分の意見を理論的に表現でき、周囲とお互いに理解・尊重しあうコミュニケーション力と人間力の育成を図る。
3. 幅広い工学基礎、技術者に必要な国際的素養や倫理観と、社会の発展のために貢献できる地域マインドの育成を図る。
4. 専門コースで定める技術者に必要な工学的専門基盤知識と、実験・実習および演習・実技を通してその知識を問題解決や創造的技術開発に応用・実践できる力の育成を図る。

(\*) 専門コースの専門工学科目は以下のとおりである。

◆機械創造システムコース

- ・数学、物理、工業力学、材料力学、熱力学、水力学の機械基礎科目と、機械工作法、製図、設計工学の設計生産科目、さらに4、5年生には、これら機械系技術に加え、メカトロニクスや制御工学の知識をも活用する創造デザイン演習などの科目を系統的に配置している。

◆知能ロボットシステムコース

- ・数学、物理、機械工学、情報処理、制御理論を基礎に、機械制御システムであるロボットの設計製作を対象として、インターフェース技術、組込み技術、設計技術を活用するための科目を系統的に配置している。

◆電気電子コース

- ・数学、物理、電気回路、電子回路、電気磁気学、制御工学、情報処理を基礎として、電力と情報分野の科目とエレクトロニクスに関する科目、問題解決型の実習・実験科目を系統的に配置している。

◆情報システムコース

- ・情報工学、電気電子回路、制御理論を基礎として、ICT（情報通信技術）を活用するための科目とシステム制御を対象とする科目を系統的に配置し

ている。

#### ◆物質化学コース

- ・無機化学、分析化学、有機化学、高分子化学、生物化学、物理化学、化学工学等の共通必修科目を基礎として、材料機能や物質生産に関わる物質工学、応用化学工学、応用生物工学及び食品工学等に関連する必修科目を系統的に配置するとともに、修得した知識を複合的に活用する物質化学総合実習などを配置している。

### 6.2 専攻科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力・態度を育成するために、本校の教育理念、教育目的を踏まえ、学習・教育到達目標に対応する以下の教育課程を編成している。また、授業科目毎に定めたシラバスに従って、学修成果の評価を行い、所定の単位を与える。

- ① 幅広い視野から問題を捉え、複数分野の工学知識・技術を有機的に結びつけるために、専門基礎科目に数物系科目を配置し、生産プロセスの流れに対応した3つの重点領域専門科目群（A：環境・資源・材料系、B：エネルギー応用・創生系、C：機能・情報デザイン系）と共通選択科目を設定している。各重点領域専門科目群は、機械工学、電気電子工学、情報工学、応用化学、生物工学の専門科目から成り、1つの重点領域を中心に学び、さらに生産デザイン工学特別研究などに取組むことで、複数分野の工学知識・技術を有機的に結びつけ、幅広い視野を持つことができる。
- ② 総合的に問題を解決する素養（デザイン能力）を身に付けるための専門必修科目として、生産デザイン工学演習、創造工学実験、生産デザイン工学特別研究を設定している。さらに、実践的課題解決の経験を積むために、1年生後期には長期の特別実習の機会がある。
- ③ 技術者倫理、知的財産などの専門基礎必修科目、さらに、北九州産業史や国際社会学演習などの一般教養科目を学ぶことで、技術者としての視野を広げ、地域・世界に貢献する意志を育成する。
- ④ 多様な文化を理解し、コミュニケーション能力を身に付け、多様な人々と協働できるように、一般教養科目、英語科目、特別実習、生産デザイン工学

演習、創造工学実験などを設定している。

## 7 準学士課程および専攻科課程の教育目標

北九州高専では、「明るい未来を創造する開拓型エンジニアの育成」を目指し、3つの教育目的を掲げています。そして、この目的の実現のために、準学士課程（本科1年～5年）と専攻科課程（専攻科1、2年）でそれぞれ7項目の具体的な教育目標を定めて、教育を行っています。

### 7.1 準学士課程の教育目標

- (A) 技術内容を理解できる基礎学力（数学、自然科学、情報）と自己学習能力を持つ技術者
  - ① 数学・物理・化学などの自然科学、情報技術に関する基礎を理解できる。
  - ② 自主的・継続的な学習を通じて、基礎科目に関する問題を解くことができる。
- (B) 専門分野における基礎知識を身に付けた技術者
  - ① 専門分野における工学の基礎を理解できる。
  - ② 自主的・継続的な学習を通じて、専門工学の基礎科目に関する問題を解くことができる。
- (C) 専門工学基礎知識の上に実践的技術を学んだ技術者
  - ① 実験や実習を通じて、問題解決の実践的な経験を積む。
  - ② 機器類（装置・計測器・コンピュータなど）を用いて、データを収集し、処理できる。
  - ③ 実験結果から適切な図や表を作り、専門工学基礎知識をもとにその内容を考察することができる。
  - ④ 実験や実習について、方法・結果・考察をまとめ、報告できる。
- (D) 身に付けた工学知識・技術をもとにして問題を解決する能力を有する技術者
  - ① 専門工学の基礎に関する知識と基礎技術を統合し、活用できる。
  - ② 工学知識や技術を用いて、課題解決のための調査や実験を計画し、遂行できる。
  - ③ 工学知識や技術を用いて、課題解決のための結果の整理・分析・考察・

報告ができる。

- (E) 多様な文化を理解するための教養を持ち、日本語および外国語によるコミュニケーションの基礎能力を有する技術者
- ① 歴史・文化・国語・外国語を学び、コミュニケーションするための基礎的な教養を身に付ける。
  - ② 日本語で論理的に記述し、報告・討論できる。
  - ③ 英語によるコミュニケーションの基礎能力（読解・記述・会話）を身に付ける。
- (F) 歴史・文化・社会に関する教養を持ち、技術の社会・環境との関わりを考えることのできる技術者
- ① 歴史・文化・社会に関する基礎的な知識を身に付ける。
  - ② 工業技術と社会・環境との関わりを考えることができる。
  - ③ 技術者としての役割と責任を認識できる。
- (G) 社会の一員としての自覚、倫理観を持ち、心豊かな人間性を有する技術者
- ① 健やかな心身を持ち、社会性、協調性を身に付ける。
  - ② 社会人として、技術者として必要な素養、一般常識や礼儀、マナーについて考えることができる。

## 7.2 専攻科課程の教育目標

- (A) 技術内容の高度化に対応できる基礎学力（数学、自然科学、情報）と自己学習能力を持つ技術者
- ① 数学・物理・化学などの自然科学、情報技術に関する共通基礎を理解できる。
  - ② 自主的・継続的な学習を通じて、共通基礎科目に関する問題を解決できる。
- (B) 専攻分野の「生産」に関わる専門知識を身に付けた技術者
- ① 共通基礎知識を用いて、専攻分野における設計・製作・評価・改良など生産に関わる専門工学の基礎を理解できる。
  - ② 自主的・継続的な学習を通じて、専門工学の基礎科目に関する問題を解決できる。
- (C) 専門工学知識の上に「生産」に関わる実践的技術を身に付けた技術者

- ① 専門工学の実践に必要な知識を深め、実験や実習を通じて、問題解決の経験を積む。
  - ② 機器類（装置・計測器・コンピュータなど）を用いて、データを収集し、処理できる。
  - ③ 実験結果から適切な図や表を作り、専門工学知識をもとに分析し、結論を導き出せる。
  - ④ 実験や実習について、方法・結果・考察を的確にまとめ、報告できる。
- (D) 幅広い視野から問題を捉え、複数分野の工学知識・技術を有機的に結び付け、総合的に問題を解決する素養（デザイン能力）を有する技術者
- ① 専攻分野における専門工学の基礎に関する知識と基礎技術を総合し、応用できる。
  - ② 専攻分野の専門性に加え、他分野の知識も学習し、幅広い視野から問題点を把握できる。
  - ③ 要求された課題に対して幅広い視野で問題点を把握し、その解決方法を提案できる。
  - ④ 工学知識や技術を統合し、課題解決のための調査や実験を自発的に計画し、遂行できる。
  - ⑤ 工学知識や技術を統合し、課題解決のための結果の整理・分析・考察・報告ができる。
- (E) 多様な文化を理解する能力を持ち、日本語および外国語によるコミュニケーション能力を有する技術者
- ① 歴史・文化・日本文学（国語）・外国語を学び、多様な文化を理解できる。
  - ② 実験・実習・調査・研究内容について、日本語で論理的に記述し、報告・討論できる。
  - ③ 専攻分野の技術英文を含め、英文を読解し、日本語での内容説明ができる。
  - ④ 調査・研究の目的と内容を理解した上で、その概要を英語で記述できる。
  - ⑤ 英語による基本的な会話ができる。
- (F) 歴史・文化・社会に関する教養と頑健な心身を持ち、技術の社会・環境との関わりを考えることのできる技術者
- ① 歴史・文化・社会に関する知識を持ち、それらを示すことができる。
  - ② 工業技術と社会・環境との関わりを理解し、社会・環境への効果と影

響を説明できる。

③ 技術者としての役割と責任（倫理観）を認識し、説明できる。

(G) 多様性のあるチームの中で、成果を上げるために行動できる技術者

① メンバーとして、自己のなすべき行動を判断し実行できる。

② リーダーとして、他者の取るべき行動を判断し、適切に行動させるよう働きかけることができる。

## 8 「生産デザイン工学」教育プログラム

北九州高専では、「明るい未来を創造する開拓型エンジニアの育成」のため、本科4年から専攻科2年までの4年間について、全コースを一つにした複合型の「生産デザイン工学」教育プログラムを設定しています。平成27年度からは、従来の専攻科の生産工学・制御工学・物質化学工学の3専攻を、教育プログラム名と同じ「生産デザイン工学」の1専攻に再編しました。生産デザイン工学専攻では、生産を通じて環境技術・資源活用・素材開発などの持続可能型社会を可能にする生産技術について学ぶ「環境・資源・材料領域」、生産活動の原動力となるエネルギーをキーワードとして、その応用機器・利用技術・創生技術について学ぶ「エネルギー応用・創生領域」、生産による新たな価値の創出をデザインするとの観点から、その機能と設計などについて学ぶ「機能・情報デザイン領域」の3領域を設定しています。本科の各コースの専門工学分野である機械工学、電気電子工学、情報工学、応用化学、生物工学の科目が各領域に配置されています。専攻科学生は、選択した学修領域の科目を中心に学修することで、専門工学分野を深く学ぶとともに、領域内で密接に関連する他の工学分野の知識・技術について学びます。また、北九州産業史、北九州市社会学論、国際社会学演習、科学技術英語演習、およびPBL科目などに新たに取組みます。これらによって、北九州（地域）マインド、グローバルマインドを育みながら、専門分野から融合・複合領域の諸問題の解決に貢献できる素養を涵養します。

本教育プログラムは、日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育の認定を受けています。

### 本校教育プログラムの学習・教育到達目標

本教育プログラムでは、以下の（A）～（G）の技術者の育成を学習・教育

目標としています。また、これらの目標をより明確で分かりやすくするために、それぞれの目標に具体的達成内容を設定しています。これらを学習・教育到達目標と総称します。

#### 教育プログラムの学習・教育到達目標

- (A) 技術内容の高度化に対応できる基礎学力（数学、自然科学、情報）と自己学習能力を持つ技術者
- ① 数学・物理・化学などの自然科学、情報技術に関する共通基礎を理解できる。
  - ② 自主的・継続的な学習を通じて、共通基礎科目に関する問題を解決できる。
- (B) 専攻分野の「生産」に関わる専門知識を身に付けた技術者
- ① 共通基礎知識を用いて、専攻分野における設計・製作・評価・改良など生産に関わる専門工学の基礎を理解できる。
  - ② 自主的・継続的な学習を通じて専門工学の基礎科目に関する問題を解決できる。
- (C) 専門工学知識の上に「生産」に関わる実践的技術を身に付けた技術者
- ① 専門工学の実践に必要な知識を深め、実験や実習を通じて、問題解決の経験を積む。
  - ② 機器類（装置・計測器・コンピュータなど）を用いて、データを収集し、処理できる。
  - ③ 実験結果から適切な図や表を作り、専門工学知識をもとに分析し、結論を導き出せる。
  - ④ 実験や実習について、方法・結果・考察を的確にまとめ、報告できる。
- (D) 幅広い視野から問題を捉え、複数分野の工学知識・技術を有機的に結び付け、総合的に問題を解決する素養（デザイン能力）を有する技術者
- ① 専攻分野における専門工学の基礎に関する知識と基礎技術を総合し、応用できる。
  - ② 専攻分野の専門性に加え、他分野の知識も学習し、幅広い視野から問題点を把握できる。
  - ③ 要求された課題に対して幅広い視野で問題点を把握し、その解決方法

を提案できる。

- ④ 工学知識や技術を統合し、課題解決のための調査や実験を自発的に計画し、遂行できる。
- ⑤ 工学知識や技術を統合し、課題解決のための結果の整理・分析・考察・報告ができる。

(E) 多様な文化を理解する能力を持ち、日本語および外国語によるコミュニケーション能力を有する技術者

- ① 歴史・文化・日本文学（国語）・外国語を学び、多様な文化を理解できる。
- ② 実験・実習・調査・研究内容について、日本語で論理的に記述し、報告・討論できる。
- ③ 専攻分野の技術英文を含め、英文を読解し、日本語での内容説明ができる。
- ④ 調査・研究の目的と内容を理解した上で、その概要を英語で記述できる。
- ⑤ 英語による基本的な会話ができる。

(F) 歴史・文化・社会に関する教養と頑健な心身を持ち、技術の社会・環境との関わりを考えることのできる技術者

- ① 歴史・文化・社会に関する知識をもち、それらを示すことができる。
- ② 工業技術と社会・環境との関わりを理解し、社会・環境への効果と影響を説明できる。
- ③ 技術者としての役割と責任（倫理観）を認識し、説明できる。

(G) 多様性のあるチームの中で、成果を上げるために行動できる技術者

- ① メンバーとして、自己のなすべき行動を判断し実行できる。
- ② リーダーとして、他者の取るべき行動を判断し、適切に行動させるよう働きかけることができる。

## 9 コース配属について

コース配属の時期は、第2学年の後学期からとする。

一度配属されたコースは、2年生原級留置学生及び第3学年に進級した学生のみ変更申請することができ、諸条件の下、試験に合格した場合にのみ在籍期間に一度だけコース変更が認められることがある。

## IV 福利・厚生

### 1 経済援助

#### (1) 入学料、授業料等の免除

経済的理由によって、入学料、授業料、寄宿料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合は、本人の願い出により免除されることがある。

#### (2) 奨学金制度

##### 日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、学業・人物に優れ学資支弁困難と認められる者に対して、選考の上、奨学金が貸与されます。

(貸与月額 令和2年度分)

区分		1～3年		4・5年生、専攻科1・2年	
第一種 奨学生	自宅	21,000円	10,000円	45,000円	30,000円
	自宅外	22,500円		51,000円	20,000円

※ 4年生以上については、第二種奨学生（有利子）、給付奨学金もある。

毎年4月に新規奨学生の募集を行うので掲示に注意すること。なお、年度の途中で追加募集（2次募集）を行うこともあるので掲示に注意すること。

##### その他の奨学金制度

日本学生支援機構のほか、福岡県教育文化奨学財団、北九州市奨学会、ニビキ育英会等を扱っている。募集等については、その都度掲示するので注意すること。

#### (3) 高等学校等就学支援金

国の費用により、学生の授業料に充てる高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費負担を軽減する制度。支援額は、月額9,900円（年額118,800円）。保護者の所得によって、さらに加算される場合がある。ただし、年収910万円程度を超える世帯は対象外となる場合がある。

なお、対象者は在籍36ヶ月までの学生（留学・休学の場合は期間に含まない）

い) で、学生支援係から配布する申請関係書類の内容を確認すること。

#### (4) アルバイト

アルバイトは、届け出制としている。下記“アルバイト心得”に留意の上、

学級担任と相談しアルバイト届を提出すること。

ア アルバイトを希望する学生は、学業に支障がないよう注意すること。

イ アルバイトを希望する学生は、保護者の同意を得るとともに、事前にアルバイト届を学級担任を経由して校長に提出すること。

ウ アルバイトを行うに当たっては、労働条件及び労働環境等について十分検討するとともに、次の事項に該当するものは避けること。

(ア) 自動車の運転、高所での屋外作業、高電圧や危険物の取扱い等危険を伴うもの。

(イ) ギャンブル場内、居酒屋、マージャン、パチンコ店、風俗営業等、教育上好ましくないもの。

(ウ) 農薬、劇薬など人体に有害な薬品を扱うもの。

(エ) 深夜に及ぶ作業

エ アルバイトに関する事務は、学生支援係において行う。

## 2 通学証明書及び学生運賃割引証

学生が帰省、実習等のためJR等を利用するときは、学生運賃割引証（学割）を使用して運賃の割引を受けることができる。この学割の交付を受けようとするときは、学生支援係に申し込むこと。学割の制度は、学生の負担を軽くし、勉学を容易にするために、学生にだけ与えられる恩典であるから、使用に際しては不正のないよう特に注意しなければならない。学割が使用できるのは、片道100kmを超えて利用する場合に限られる。

また、通学のため定期券の購入をするときは、通学証明書を必要とするので、学生支援係へ申し込むこと。

## 3 福利施設（雄志台会館）

学生の福利厚生の用に供するため、福利施設（雄志台会館）を設けている。会館は、鉄筋コンクリート造り2階建てで、1階に、食堂、売店、保健室、2階には、学生相談室、多目的ホール等がある。なお、会館利用に当たっては、

別に定める「福利施設利用規則」により利用しなければならないが、多目的ホテル及びバルコニーは昼夜みや休憩時間のみ自由に利用できる。

#### 4 学 生 寮

学生寮は、寮生の自律的集団生活を中心として、人間形成の成長発展を助長し、もって教育目標を達成するための教育施設である。

寮生は、入寮後勉学にはげむとともに「学生寮規則」「学生寮細則」及び「寮生心得」等を守り規則正しい生活を送ることとなる。

#### 主な行事内容

- ア 寮マッチ（各種球技大会等）
- イ 学生寮リーダー研修会
- ウ 納涼大会
- エ クリスマスパーティー
- オ 卒寮パーティー

#### 5 就職・進学

##### (1) 就 職

職業安定法に基づき、卒業予定者及び卒業生について職業紹介業務を行っている。

会社等からの求人については、その都度各コース掲示板に掲示するので、手続等は就職担当に相談すること。1号館1階学生課室前ロビーの「進路コーナー」にも情報を公開しているので、必要に応じて確認すること。また、進路支援システムにも、求人情報を掲載しているので活用すること。

また、就職に先立ち、各学年において工場見学を行うとともに、各コースの就職指導等を行っている。

##### (2) 進学・編入学

北九州高専では卒業生の約50%が国立大学工学部や高専専攻科へ進学しているのが現状である。

##### ア 高等専門学校専攻科への入学

平成8年4月1日北九州工業高等専門学校に専攻科が設置された。高専

の専攻科は高専卒業生を対象に、準学士課程5年間の教育に直結して、さらに深く教育研究が行えるように配慮された2年間の課程である。

北九州高専の専攻科は生産デザイン工学専攻の1専攻である。本専攻科の特色は次のとおりである。

- (ア) 教養面では、地域（北九州）マインドとグローバルマインドの涵養を重視している。工学面では、専門分野（機械工学、電気電子工学、情報工学、応用化学、生物工学）をコアとして各専門分野の知識や技術を深めるとともに、リソースからプロダクト、さらにそのリサイクルまで含めた「循環型生産」の各ステージにおける技術を融合・複合の観点から学ぶことを重視している。これらにより、地域及び世界を舞台に連携・協働でき、広い視野から問題をとらえ解決できる融合・複合技術に秀でたスペシャリストの育成を行う。
- (イ) 特例適用専攻科として認定されており、学内審査により大学改革支援・学位授与機構から学士の学位が授与される。
- (ウ) 地域社会の要請により社会人学生を積極的に受け入れる。

修了後は各分野の有名企業への就職と大学工学部大学院、大学院大学への進学の広い進路がある。

#### イ 他の大学工学部への編入学

高専卒業後、大学で勉学を続けたい者は、大学（工学部等）の2年次及び3年次に編入学することができる。

#### 本校卒業生が進学した高等専門学校専攻科及び大学

北九州高専専攻科、仙台高専専攻科、東京高専専攻科、弓削商船高専専攻科、東京大学、京都大学、慶應義塾大学、長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、秋田大学、岩手大学、東北大学、茨城大学、筑波大学、埼玉大学、千葉大学、東京工業大学、東京農工大学、東京都立大学、東京都立科学技術大学、横浜国立大学、電気通信大学、山梨大学、静岡大学、名古屋大学、新潟大学、信州大学、岐阜大学、三重大学、福井大学、金沢大学、大阪大学、大阪府立大学、神戸大学、神戸商船大学、岡山大学、徳島大学、愛媛大学、広島大学、山口大学、九州工業大学（工学部、情報工学部）、九州大学（工学部・理学部・経済学部・芸術工学部）、北九州市立大学、長崎大学、熊本大学、

大分大学、佐賀大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学、上智大学、日本  
大学

専攻科修了生が進学した大学院

東京工業大学大学院、筑波大学大学院、島根大学大学院、広島大学大学院、  
北陸先端科学技術大学院大学、九州工業大学大学院、九州大学大学院、佐  
賀大学大学院、鹿児島大学大学院、早稲田大学大学院、京都大学大学院、  
奈良先端科学技術大学大学院、東京大学大学院

## V 保 健 ・ 衛 生

常に健康に注意し学業に支障を来すことのないよう努めなければならない。

“健康は自分の手で”をモットーに絶えず予防を留意し、疾病の早期発見に努めることが大切である。身体が疲れたり、気分が悪い時等は、すぐに保健室へ相談すること。

### 1 保 健 室

#### (1) 業務内容

保健室には、救急医薬品等を備え、学生の保健管理、健康診断その他救急処置を行っている。保健室は救急処置だけを行うものであって、その後の治療は各自において行うこと。又健康上の不安や保健衛生の相談を受けたい場合は、事前に申出があれば学校医が相談に応じる。

#### (2) 健康診断

学校保健法に基づき毎年4～6月に定期健康診断を実施している。この診断は学生の健康状態を把握し、学校教育の円滑な運営と学生の健康保持増進を図ることを目的としている。学生はこの診断を受けることが義務付けられているので事前に正当な理由の届出をしないで、この診断を受けないときは、奨学生の推薦や諸証明の発行を停止することがある。

なお、体重の変動等は各自の健康のバロメーターであるといえるので、休み時間や放課後は各自気軽に身体測定・血圧・視力測定等を行い各自の健康をチェックしていただきたい。

### 2 学生相談室

円滑な学生生活が送れるように学生相談室を福利施設2階に設けている。ここでは専門のカウンセラーが、学業、就職・進学、金銭問題、課外活動、健康管理、男女交際等について相談に応じ、ともに考え、問題解決の「カギ」を探してくれる。学生は、自分一人でよくよせず、気軽に学生相談室を訪ねてほしい。相談内容は厳重に守られる。

- 相談員（教員）との相談はそれぞれの教員室へ
- 看護師との相談は保健室へ（電話：093-964-7239）

- カウンセラーへの相談は学生相談室へ（電話／FAX：093-964-7293）
- カウンセラーの来校予定日時、予約状況については、学生相談室の案内カード及び学校のホームページで確認してください。
- カウンセラーへの相談は、予約することもできます。看護師、学級担任、相談員の先生が橋渡しすることもできます。
- 友人と一緒に来室することもできます。

### 3 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

独立行政法人 日本スポーツ振興センター（以下センター）とは、学校安全の普及充実を図るとともに学校の管理下における学生の負傷、疾病、障害又は死亡に関して必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施に資する共済制度である。本校においてもセンターに加入し医療費の給付を受けているので、授業中及びクラブ活動等で災害を被ったときは、直ちに保健室に届け出て所定の手続きを行うこと。

#### (1) 給付金及び対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4／10（そのうち1／10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担金（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1／10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等に因る中毒・ガス等に因る中毒 ・熱中症・溺水・異物の嚥下・漆等に因る皮膚炎 ・外部衝撃等に因る疾病・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円（障害等級表） (通学中の災害の場合1,885万円～41万円)
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の場合1,400万円)
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 (通学中の場合も同額)
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の場合1,400万円)

## (2) 学校の管理下の範囲

- ア 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- イ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。  
(教員の監督指導のもとに行われる対外試合・対外練習を含む)
- ウ 休憩時間中及び校長の指示又は承認に基づいて学校にいるとき。
- エ 通常の経路及び方法により通学しているとき。
- オ 学生寮にいるとき。
- カ 学校外で授業が行われる場合、その場所あるいは集合・解散場所と住居・学生寮との間の合理的な経路及び方法による往復中。

## (3) 給付の制限

- ア 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から2年間行わないときは、時効によって消滅する。
- イ 医療費は、初診時から10年間支給される。
- ウ 給付の全部又は一部が行われない場合
  - 1) 第三者の加害行為による災害で、その加害者から損害賠償を受けたとき（対自動車交通事故など）。
  - 2) 他の法令の規定による給付等をうけられるとき。
  - 3) 非常災害（地震、津波、洪水など）で一度に大勢の学生が災害に遭い、給付が困難になったとき。
  - 4) 学生の故意等による災害（自殺など）には給付が行われない。  
また、重過失（単車通学におけるスピード違反など）による災害については一部給付の減額が行われる。

## (4) 掛 金

掛金の保護者負担額は年額1,550円であるが、これは全額後援会費から支払われている。

## (5) 事故及び災害が発生した場合の緊急連絡先

事故及び疾病が発生した場合には、授業担当教員・クラブ指導教員等が学生支援係（093-964-7233）又は保健室（093-964-7239）に連絡すること。時間外に発生した場合には、クラブ指導教員等に連絡すること。不在の場合は門衛所（093-964-7213）に連絡し指示を受けること。

## VI 課外活動

課外活動の目的は、組織の中でいかに自己を生かすかということにあると言える。その組織の発展に寄与することが将来社会人として極めて貴重な体験の場となる。また、正課の授業が、個人中心になるのに対し、課外活動は、志を同じくする集団の一員として自己を修練する最適の場所ともいえるので、いずれかのクラブへ積極的に参加するようにしてほしい。

### 1 学生会

本校には、学生全員によって構成される学生会がある。

学生会は、学生総会、評議会を執行機関として会長、局長等の役員を置き、文化、体育に関する部を設け、自発的な活動を続けている。部に所属することによって、大いに自己の研さんに努めてほしい。(学生会組織はP133参照)

#### 主な活動内容

- ア 高専祭
- イ クラスマッチ
- ウ 体育祭
- エ 機関紙の発行

### 2 高専体育大会

#### (1) 九州沖縄地区高専体育大会

九州沖縄地区 9 高専を 3 ブロックに分け、毎年各ブロックが順番で主管担当し、次の競技種目を実施している。

夏季大会 陸上競技、ソフトテニス、バドミントン、水泳、ハンドボール、硬式野球、バスケットボール、卓球、剣道、サッカー、柔道、バレーボール、テニス

冬季大会 ラグビー

#### (2) 全国高専体育大会

各地区から選ばれた学校又は個人選手が出場する。全国大会は各地区が順番で主管担当し、次の競技種目を実施している。

夏季大会 陸上競技、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、  
卓球、柔道、剣道、硬式野球、サッカー、ハンドボール、  
テニス、バドミントン、水泳

冬季大会 ラグビー

### 3 上記以外で本校が参加している大会

〈体育系〉

九州沖縄地区高専弓道大会

全国高専弓道大会

〈文化系〉

九州沖縄地区高専ロボットコンテスト

全国高専ロボットコンテスト

全国高専プログラミングコンテスト

全国高専デザインコンペティション

九州沖縄地区高専英語プレゼンテーションコンテスト

全国高専英語プレゼンテーションコンテスト

全国高専将棋大会

ディープラーニングコンテスト

化学グランプリ

## VII 図書館

### (1) 役割

学校図書館は、学校の教育目的を達成するために必要な図書、電子媒体資料及び視聴覚資料を収集・整理し、学校構成員全体に利用されるためのサービス機関である。

本校図書館の「図書室」では、高専図書館として、各コースの研究・各科目の学習に役立つ研究資料、参考文献、学習参考書、視聴覚資料、新聞、雑誌、パソコン等を備え、研究や学習に役立つだけでなく、広い教養や豊かな人間性を養い育てる役割も担っている。

また、グループ学習室やキャリアラウンジが併設され、自学自習・キャリア支援を行う複合型施設となっており、授業やホームルーム等で、図書室やCALL教室、グループ学習室、キャリアラウンジが活用され、自習時間や放課後等も利用されている。

### (2) 開館時間及び休館日

平 日	授業のある期間	8：45～20：00
	試験開始前 2 週間	8：45～21：00
	春季・夏季・冬季・学年末休業期間	8：45～17：00
土 曜 日	授業のある期間	10：00～17：00
	春季・夏季・冬季・学年末休業期間	休 館
日 ・ 祝 日	試験開始前 2 週間と試験期間中	10：00～17：00
	上記以外	休 館
そ の 他	12月28日から翌年1月4日まで	休 館

※ 感染症等拡大防止により、当分の間、開館時間は、平日授業のある日の8：45～19：00とし、土日祝日は休館とする。また、春季・夏季・冬季・学年末休業期間中の開館は8：45～17：00とする。最新の開館スケジュールは、図書館ホームページを確認すること。



図書館ホームページ

<https://www.kct.ac.jp/facilities/library>

### (3) 図書室の利用方法

図書室では、自由に図書を利用することができます。図書を借りる（5冊以内、2週間）場合は、「学生証」と図書をカウンターに提出して手続きを受けること。

帶出した図書は、利用期限までに返却すること。また、帶出図書を紛失した場合は弁償することになるので、十分注意すること。

詳しくは「図書室利用規則」及び「図書室利用早わかり」を参照すること。

### (4) 蔵書冊数等

(令和5年12月15日現在)

	和	洋	合計
図書	69,488	4,485	73,973冊
雑誌	374	39	413種

視聴覚資料	数量
B D · D V D ビ デ オ テ ー プ	906種

### (5) 利用上の留意事項

図書館は共同の利用施設であるため、館内では次のことに留意すること。

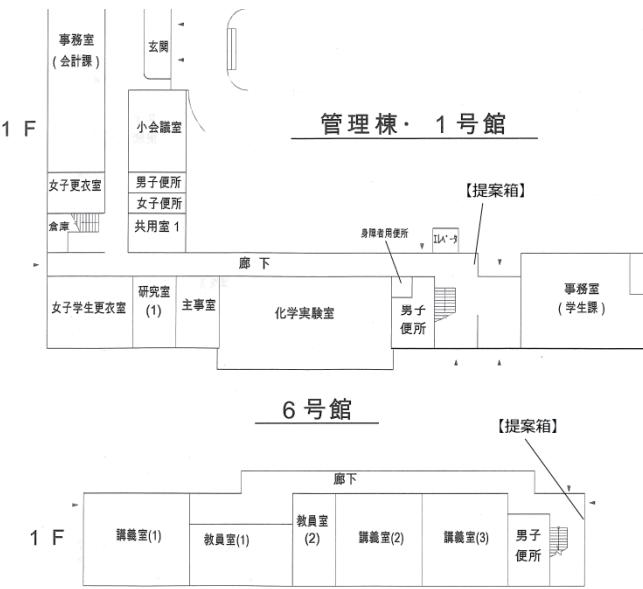
- ア 常に静肅にすること。
- イ 飲食禁止エリアで飲食をしないこと。
- ウ 器具、設備を移動させたり、破損したりしないこと。
- エ スマートフォン・携帯電話の電源を切るかマナーモードにして、通話は控えること。

## VIII 提案箱

1号館1階、6号館1階に提案箱を設置している。学校運営上の課題、問題点を早期に把握し、その改善に資することを目的としているので、下記に留意のうえ、学生諸君の視点で忌憚なき意見等を提案してほしい。

- ①意見等の十分な把握や、その対応のため連絡をとることもあるので、クラス、学籍番号、氏名、連絡先等については必ず記入すること。
- ②意見等に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、この意見箱の運用に関するもののみに利用する。また、意見等をもらったことにより不利益等が生じることは一切ない。
- ③虚偽、誹謗中傷や学生・保護者及び教職員等のプライバシーを侵害するものについては受け付けない。

配置図



※本校ホームページの意見箱からも意見等を投稿できます。  
<https://www.kct.ac.jp/mailform/>

# 諸規則



# 1 学 則

## 第1章 目的及び自己評価等

(目的)

**第1条** 本校は、教育基本法の精神にのっとり、学校教育法に基づいて、深く工業に関する専門の教育を授け、産業の興隆及び文化の発展に貢献し得る有能な技術者を育成することを目的とする。

**第1条の2** 本校は、その教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組織

(学科、学級数、入学定員、収容定員及び養成する人物像)

**第2条** 本校に生産デザイン工学科を置く。

2 前項に規定する学科に、第2学年後学期から次のコースを設ける。

- (1) 機械創造システムコース
- (2) 知能ロボットシステムコース
- (3) 電気電子コース
- (4) 情報システムコース
- (5) 物質化学コース

3 第1項の学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	収容定員
生産デザイン工学科	5	1000人

4 第1項に規定する学科で養成する人物像は、別に定める。

(事務部)

**第3条** 本校に、庶務、会計及び厚生補導等に関する事務を処理するため事務部を置く。

(教育研究支援組織)

**第3条の2** 本校に、教育研究に関する技術支援業務を処理するため教育研究支援センターを置く。

### 第3章 職員組織

(職員組織)

**第4条** 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項の職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところによる。

(主事)

**第5条** 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関する事を掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関する事（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関する事を掌理する。

(内部組織)

**第6条** 前3条に規定するもののほか、本校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

### 第4章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

**第7条** 修業年限は、5年とする。ただし、校長が特別に認めた場合を除き、10年を超えて在学することはできない。

(学年)

**第8条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第9条** 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 特別の必要があるときは、校長は前項の各学期の期間を変更することができる。

(休業日)

**第10条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、

これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本校の開校記念日 4月24日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号に規定する休業日の期間及びほか臨時の休業日は、校長がその都度定める。

3 必要がある場合は、校長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

(授業終始の時刻)

**第11条** 授業終始の時刻は、校長が定める。

## 第5章 入学、編入学、転入学、再入学及び転科

(入学の時期)

**第12条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第17条及び第18条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

**第13条** 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 義務教育学校を卒業した者

(3) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在

外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(8) その他相当年齢に達し、本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

**第14条** 本校に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

**第15条** 校長は、前条の入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について、出身中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書、面接及び作文を主な資料として入学者の選抜を行うことができる。

(入学の許可)

**第16条** 校長は、前条の選抜の結果に基づき合格した者で、所定の期日までに第47条に規定する入学料（入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を除く。）を納付し、誓約書、保証書その他校長が定めた書類を提出した者に入学を許可する。

(編入学・転入学)

**第17条** 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を志願する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ定員に欠員がある場合に限り、相当学年に入学を許可することができる。

(再入学)

**第18条** 第35条の規定により退学した者で再入学を志願する者があるときは、校長は、相当学年に入学を許可することができる。

(準用規定)

**第19条** 第14条、第15条及び第16条の規定は、前2条に規定する入学に準用する。  
(コース変更)

**第20条** コース変更に関して必要な事項は、別に定める。

## 第6章 教育課程等

(1年間の授業期間)

**第21条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるものとする。

(授業科目)

**第22条** 授業科目は、一般科目、基礎共通科目及びコースごとの専門科目とする。

(教育課程の編成)

**第23条** 本校の教育課程は、授業科目及び特別活動によって編成するものとする。

- 2 授業科目及びその履修単位数は、一般科目については別表第1、専門基礎共通科目及びコース科目については別表第2のとおりとする。
- 3 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間計90単位時間実施する。

(単位の計算方法)

**第24条** 各授業科目的単位数は、30単位時間の履修を1単位として計算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定により計算することのできる授業科目的単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、校長は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

**第25条** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、第26条第2項及び第34条により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設における学修等)

**第26条** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、本校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条及び第34条により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、第34条に定める留学の場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 第1項に関し、必要な事項は別に定める。

(授業の方法)

**第26条の2** 校長は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用した授業を、当該授業を行う教室等以外で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(成績)

**第27条** 各学年の課程の修了又は卒業を認定するに当たっては、学生の平素の成績などを評価して行うものとする。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(再履修)

**第28条** 前条の認定の結果、原学年に留められた者の再履修については、別に定める。

## 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

**第29条** 学生は、疾病その他やむを得ない理由により3月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

**第30条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。

3 休学期間は、第7条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

**第31条** 休学期間にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。

(出席停止)

**第32条** 伝染病その他の疾病にかかり、又はその疑いがあると認められる学生があるときは、校長は、別に定めるところにより出席を停止させることができる。

(転学)

**第33条** 他の学校への入学、転学又は編入学を志願しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

**第34条** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、第25条及び第26条第2項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(休学期間中に外国の高等学校又は大学において履修した授業科目の単位の取り扱い)

**第34条の2** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本校において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

**第35条** 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

**第36条** 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 第30条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (2) 第7条に規定する在学期間を超える者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第16条に規定する入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除若しくは徴収猶予を不許可とされ、又は一部免除若しくは徴収猶予の許可をされた者（ただし、免除の申請をした者で、免除の不許可又は一部免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請をした者を除く。）で、所定の期日までに入学料を納付しない者

## 第8章 卒業

(卒業)

**第37条** 全学年の課程を修了した者に対しては、校長が卒業を認定し、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

**第38条** 卒業した者は、準学士と称することができる。

## 第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則の遵守)

**第39条** 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

**第40条** 学生として表彰に値する行為があったときには、校長は、表彰することができる。

(懲戒)

**第41条** この学則その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、校長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。
  - (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3)正当の理由がなくて出席常でない者
  - (4)学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学期間の在学期間及び修業年限への算入については、別に定める。

## 第10章 学生寮

(学生寮)

**第42条** 本校に学生寮を置く。

- 2 学生寮の運営その他必要な事項は、校長が定める。

## 第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

**第43条** 本校に入学を志願する外国人があるときは、校長は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 この学則に定めるものほか、外国人留学生に関し必要な事項は、校長が定める。

## 第12章 研究生、聴講生及び科目等履修生

(研究生)

- 第44条** 本校において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 この学則に定めるものほか、研究生に関し必要な事項は、校長が定める。

(聴講生及び特別聴講学生)

- 第45条** 本校において、特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 学校間相互単位互換協定又は国際学術交流協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち特定の科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 3 この学則に定めるものほか、聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、校長が定める。

(科目等履修生)

- 第46条** 本校において、一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障がない場合に限り、校長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することができる。

- 2 本校の学生以外の者で学校教育法第123条において準用する同法第105条に規定する特別の課程を履修する者（以下「特別の課程履修生」という。）に対し、単位の修得を認定することができる。

- 3 この学則に定めるものほか、科目等履修生及び特別の課程履修生に関し必要な事項は、校長が定める。

## 第13章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

**第47条** 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）の定めるところによる。

(授業料の納付)

**第48条** 学生は、授業料の年額の2分の1ずつを、次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、学生の申出があった場合には、前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

区 分	納 期
前 期（4月から9月まで）	5 月
後 期（10月から翌年3月まで）	10 月

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めた者については校長が月割分納を認めることができる。
- 3 入学年度に係る授業料については、第1項本文の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出により、入学を許可されるときに納付することができる。

(復学等の場合の授業料)

**第49条** 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者から徴収する授業料は、年額の12分の1に相当する額に復学又は入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は入学の日の属する月に徴収する。ただし、復学日が後学期の初日である場合にあっては、10月1日を復学日とみなして授業料を徴収する。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

**第50条** 前期又は後期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

- 2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、徴収する。

(休学の場合の授業料)

**第51条** 休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除することができる。ただし、休学開始日が後学期の初日である場合にあっては、10月1日を休学開始日とみなして授業料を免除する

ことができる。

(寄宿料の納付)

**第52条** 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を毎月所定の期日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の寄宿料については、当該休業期間の開始の前までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があった場合には、当該年度内に納付する寄宿料の額の範囲内で納付することができる。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予)

**第53条** 校長は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号）で定めるところにより、入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予を許可することができる。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る入学料、授業料及び寄宿料の徴収を猶予する。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、校長が定める。

(納付済みの授業料等)

**第54条** 納付された検定料、入学料、授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）は還付しない。

2 第48条第1項ただし書及び第3項の規定により納付された授業料が、次の各号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付するものとする。

(1) 後期分授業料の徴収時期前に納付した者が休学又は退学した場合の後期分授業料

(2) 入学を許可されるときに納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合の当該授業料

3 第1項に規定にかかわらず、授業料等を納付した者に対し、納付された授業料等について免除を許可した場合又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）により支援される場合、当該授業料等を還付すること

とができる。

## 第14章 専攻科

(設置)

**第55条** 本校に、専攻科を置く。

(目的)

**第56条** 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 専攻科で養成する人物像は、別に定める。

(専攻、入学定員及び収容定員)

**第57条** 専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
生産デザイン工学専攻	20 人	40 人

**第57条の2** 大学と連携して、それぞれ強みを持つ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図ることを目的に連携教育プログラムを実施する。

2 専攻科に次の連携教育プログラムを設ける。

連携教育プログラム名	連携大学
九州大学工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム	九州大学

3 前項の連携教育プログラムは、前条で規定する入学定員の範囲内で実施する。

4 第2項の連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

(修業年限及び在学期間)

**第58条** 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

**第59条** 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等専門学校を卒業した者

- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入することができるもの
  - (3) 専門職大学の前期課程を修了した者
  - (4) 短期大学を卒業した者
  - (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
  - (6) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
  - (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
  - (8) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (9) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （入学者の選抜）

**第60条** 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

（教育課程）

**第61条** 専攻科の授業科目及びその単位数は、一般科目及び専門基礎科目については、別表第3、専門科目については、別表第4のとおりとする。

2 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間とし、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

（休学期間）

**第62条** 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

**第63条** 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得については、別に定める。

(準用規定)

**第64条** 専攻科学生については、第8条から第11条まで、第14条、第16条、第21条、第26条第1項及び第4項、第26条の2、第29条、第31条、第32条、第34条第1項、第34条の2第1項、第35条、第36条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第39条、第40条、第41条第1項、第2項、第3項、第47条から第54条までの規定を準用する。この場合において、第16条中「前条」とあるのは、「第60条」と、第34条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第36条第1号中「第30条」とあるのは、「第62条」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、第57条の2で規定する連携教育プログラムの専攻科学生について、第47条から第51条、第53条、第54条に関しては別に定める。

(その他)

**第65条** 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

## 第15章 公開講座

(公開講座)

**第66条** 本校に公開講座を開設することができる。

2 この学則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、校長が定める。

## 第16章 補則

(実施事項)

**第67条** この学則に定めるもののほか、この学則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年3月31日以前に入学した者の授業料は、第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年度以前の学年に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料は、第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業料とする。

(中略)

## 附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の本科入学生に係る学級編成について教育上有益と認めるときは、改正後の学則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則第2条、第2条第2項、第2条第3項、第2条第4項、第20条、第22条、第23条2項の規定にかかわらず、第1条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置き、改正後の学則の各規定にかかわらず、なお、従前の例による。
  - (1) 機械工学科
  - (2) 電気電子工学科
  - (3) 電子制御工学科
  - (4) 制御情報工学科
  - (5) 物質化学工学科
- 4 前項各号に規定する学科は、平成27年3月31日に当該学科に在籍する者及び平成29年度までに編入学した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 平成27年第2学年以上の一般科目の教育課程については、改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 6 この学則第57条、第61条第1項の規定にかかわらず、第56条に規定する目的を達成するため、本校に次の専攻を置き、改正後の学則の各規定にかかわらず、なお、従前の例による。
  - (1) 生産工学専攻
  - (2) 制御工学専攻

(3) 物質化学工学専攻

7 前項各号に規定する専攻は、平成27年3月31日に当該専攻に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生に係る教育課程の改正については、改正後の学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成26年度以前の入学生で平成27年度に第1学年にとどめられた者及び平成27年度の入学生に係る教育課程については別に定めるところによる。
- 3 改正後の学則別表第3及び別表第4の規定については平成27年度の専攻科入学生から適用し、平成26年度以前の専攻科入学生については、従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成28年9月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以降の入学生及び専攻科入学生に適用する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び専攻科入学生に係る教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成29年3月9日から施行し、この学則による改正後の北九州工業高等専門学校学則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成29年4月20日から施行し、この学則による改正後の北九州工業高等専門学校学則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

### **附 則**

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び専攻科入学生に係る教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### **附 則**

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生に係る教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### **附 則**

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生に係る教育課程については、別に定めるところによる。

### **附 則**

この学則は、令和元年10月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### **附 則**

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

### **附 則**

この学則は、令和2年4月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### **附 則**

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第3及び別表第4の規定については令和3年度の専攻科入学生から適用し、令和2年度以前の専攻科入学生については、なお従前の例による。

### **附 則**

この学則は、令和2年12月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## **附 則**

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

## **附 則**

この学則は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## **附 則**

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第2条第2項の規定については令和4年度の本科第1学年から適用し、令和4年度の本科第2学年については、なお従前の例による。

## **附 則**

この学則は、令和4年10月13日から施行する。

## **附 則**

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第3及び別表第4の規定については令和5年度の専攻科入学生から適用し、令和4年度以前の専攻科入学生については、なお従前の例による。

## **附 則**

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1  
一般科目（令和6年度第1～3学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
国語 A I	1	1					
国語 A II	1	1					
国語 B I	1		1				
国語 B II	1		1				
現代文 I	1			1			留学生以外に対して開講
日本語 I	1			1			留学生に対して開講
現代文 II	1			1			留学生以外に対して開講
日本語 II	1			1			留学生に対して開講
アジア文学論 I	1				1		
アジア文学論 II	1				1		
地理 I	1	1					
地理 II	1	1					
公共倫理 I	1		1				
公共倫理 II	1		1				
歴史 I	1		1				
歴史 II	1		1				
現代社会 I	1			1			留学生以外に対して開講
日本事情 I	1			1			留学生に対して開講
現代社会 II	1			1			留学生以外に対して開講
日本事情 II	1			1			留学生に対して開講
基礎数学 A I	2	2					
基礎数学 A II	2	2					
基礎数学 B I	1	1					
基礎数学 B II	1	1					
基礎解析 I	2		2				
基礎解析 II	2		2				
微分積分 I	2			2			
微分積分 II	2			2			
代数・幾何 I	1		1				
代数・幾何 II	1		1				
線形代数 I	1			1			
線形代数 II	1			1			
物理 A I	1	1					
物理 A II	1	1					
物理 B I	1		1				
物理 B II	1		1				
化学 A I	1	1					
化学 A II	1	1					
化学 B I	1		1				
化学 B II	1		1				
総合科学 I	1	1					
総合科学 II	1	1					
保健	1	1					
体育 A I	1	1					
体育 A II	1	1					
体育 B I	1		1				
体育 B II	1		1				
体育 C I	1			1			
体育 C II	1			1			
生涯スポーツ I	1				1		
生涯スポーツ II	1				1		
音楽	1	1					
英語 A I	2	2					
英語 A II	2	2					
英語 B I	2		2				
英語 B II	2		2				
英語 C I	1			1			
英語 C II	1			1			
総合英語 A I	1				1		
総合英語 A II	1				1		
総合英語 B I	1					1	
総合英語 B II	1					1	
英語表現 A I	1	1					
英語表現 A II	1	1					
英語表現 B I	1			1			
英語表現 B II	1			1			
必修科目単位数計	72	26	22	16	6	2	
中国語文化	1		1				(義文化言語解説)
韓国語文化	1		1				前期と後期で1単位ずつ、2科目を修得
タイ語文化	1		1				
比較文学特論	1			1			
比較言語学特論	1			1			
比較思想学特論	1			1			
比較地理学特論	1			1			
比較歴史学特論	1			1			
比較宗教学特論	1			1			
文化地理学	2			1	1	1	
文化交流史	2			1	1	1	(人文社会科群)
技術者倫理・哲学	2			1	1	1	前期と後期で1単位ずつ、2年間で4科目を修得
法哲学	2			1	1	1	
選択科目開設単位数計	17			3	10	4	
選択科目修得単位数計	8			2	4	2	
開設単位数計	89	26	22	19	16	6	
修得単位数計	80	26	22	18	10	4	

別表第1  
一般科目（令和6年度第4学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
国語 I	2	2					
国語 B I	1		1				
国語 B II	1		1				
現代文 I	1			1			留学生以外に対して開講
日本語 I							留学生に対して開講
現代文 II	1			1			留学生以外に対して開講
日本語 II							留学生に対して開講
アジア文学論 I	1				1		
アジア文学論 II	1				1		
地理	2	2					
公共倫理 I	1		1				
公共倫理 II	1		1				
歴史 I	1		1				
歴史 II	1		1				
現代社会 I	1			1			留学生以外に対して開講
日本事情 I							留学生に対して開講
現代社会 II	1			1			留学生以外に対して開講
日本事情 II							留学生に対して開講
基礎数学 I	4	4					
基礎数学 II	2	2					
基礎解析 I	2		2				
基礎解析 II	2		2				
微分積分 I	2			2			
微分積分 II	2			2			
代数・幾何 I	1		1				
代数・幾何 II	1		1				
線形代数 I	1			1			
線形代数 II	1			1			
物理 I	2	2					
物理 B I	1		1				
物理 B II	1		1				
文化学 I	2	2					
化学生物 I	1		1				
化学生物 II	1		1				
総合科学	2	2					
保健	1	1					
体育 I	2	2					
体育 B I	1		1				
体育 B II	1		1				
体育 C I	1			1			
体育 C II	1			1			
生涯スポーツ I	1				1		
生涯スポーツ II	1				1		
音楽	1	1					
英語 A I	4	4					
英語 B I	2	2					
コミュニケーション英語 B I	2		2				
コミュニケーション英語 B II	2		2				
英語 C I	1			1			
英語 C II	1			1			
総合英語 A I	1				1		
総合英語 A II	1				1		
総合英語 B I	1					1	
総合英語 B II	1					1	
英語表現 B I	1			1			
英語表現 B II	1			1			
必修科目単位数計	72	26	22	16	6	2	
選択科目	中国語文化	1		1			(異文化言語理解群) 前期・後期
	韓国語文化	1		1			前期と後期で1単位ずつ、2科目を修得
	タイ語文化	1		1			
	比較文学特論	1			1		
	比較言語学特論	1		1			
	比較思想学特論	1			1		
	比較地理学特論	1		1			
	比較歴史学特論	1		1			
	比較宗教学特論	1		1			
	文化地理学	2		1	1		
	文化交流史	2		1	1		(人文社会科学群)
	技術者倫理・哲学	2		1	1		前期と後期で1単位ずつ、2年間で4科目を修得
	法哲学・知財	2		1	1		
選択科目開設単位数計	17			3	10	4	
選択科目修得単位数計	8			2	4	2	
開設単位数計	89	26	22	19	16	6	
修得単位数計	80	26	22	18	10	4	

別表第1  
一般科目（令和6年度第5学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
国語 I	2	2					
国語 II	2		2				
現代文 I	1			1			留学生以外に対して開講
日本語 I							留学生に対して開講
現代文 II	1			1			留学生以外に対して開講
日本語 II							留学生に対して開講
アジア文学論 I	1				1		
アジア文学論 II	1				1		
地理	2	2					
公私倫理	2		2				
歴史	2		2				
現代社会 I	1			1			
現代社会 II	1			1			
基礎数学 I	4	4					
基礎数学 II	2	2					
微分積分 I	4		4				
微分積分 B I	2			2			
微分積分 B II	2			2			
代数幾何 I	2		2				
線形代数 I	1			1			
線形代数 II	1			1			
物理 I	4	2	2				
化学	4	2	2				
総合科学	2	2					
保健	1	1					
体育 I	2	2					
体育 II	2		2				
体育 C I	1			1			
体育 C II	1			1			
生涯スポーツ I	1				1		
生涯スポーツ II	1				1		
音楽	1	1					
英語 A I	4	4					
英語 A II	4		4				
英語 C I	1			1			
英語 C II	1			1			
総合英語 A I	1				1		
総合英語 A II	1				1		
総合英語 B I	1					1	
総合英語 B II	1					1	
英語 B I	2	2					
英語表現 B I	1			1			
英語表現 B II	1			1			
必修科目単位数計	72	26	22	16	6	2	
中国語文化	1			1			(異文化言語理解群) 前期・後期
韓国語文化	1			1			前期と後期で1単位ずつ、2科目を修得
タイ語文化	1			1			
比較文学特論	1				1		
比較言語学特論	1				1		
比較思想学特論	1				1		
比較地理学特論	1				1		
比較歴史学特論	1				1		
比較宗教学特論	1				1		
文化地理学	2			1	1		
文化交流史	2			1	1		
技術者倫理・哲学	2			1	1		
法学・知財	2			1	1		
選択科目開設単位数計	17			3	10	4	
選択科目修得単位数計	8			2	4	2	
開設単位数計	89	26	22	19	16	6	
修得単位数計	80	26	22	18	10	4	

別表第2

## 専門基礎共通科目（令和6年度第1～3学年に係る教育課程）

必 修 科 目	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			1年	2年(前期)	
	情報リテラシー	1	1		
	情報セキュリティ	1	1		
	工学基礎実験Ⅰ	2	2		
	工学基礎実験Ⅱ	2	2		
	基礎製図A	1	1		
	基礎製図B	1		1	
	メカトロニクス基礎	1		1	
	電気基礎	1		1	
	プログラミング基礎	1		1	
	材料基礎	1		1	
	専門基礎共通科目開設単位数計	12	7	5	
	専門基礎共通科目修得単位数計	12	7	5	
	一般科目開設単位数計	48	26	22	
	一般科目修得単位数計	48	26	22	
	開設総単位数計	60	33	27	
	修得総単位数計	60	33	27	

別表第2  
専門基礎共通科目（令和6年度第4学年に係る教育課程）

必修科目	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			1年	2年	
	情報処理 I	2	2		
	情報処理 II	1		1	
	情報処理 III	1		1	
	基礎製図 I	1	1		
	基礎製図 II	1		1	
	基礎製図 III	1		1	
	電気基礎	1		1	
	材料基礎	1		1	
	工学基礎 I	2	2		
	工学基礎 II	2		2	
	工学基礎実験 I	2	2		
	工学基礎実験 II	2		2	
	専門基礎共通科目開設単位数計	17	7	10	
	専門基礎共通科目修得単位数計	17	7	10	
	一般科目開設単位数計	48	26	22	
	一般科目修得単位数計	48	26	22	
	開設総単位数計	65	33	32	
	修得総単位数計	65	33	32	

別表第2  
専門基礎共通科目（令和6年度第5学年に係る教育課程）

必修科目	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			1年	2年	
	情報処理 I	2	2		
	情報処理 II	2		2	
	基礎製図 I	1	1		
	基礎製図 II	2		2	
	電気基礎	1		1	
	材料基礎	1		1	
	工学基礎 I	2	2		
	工学基礎 II	2		2	
	工学基礎実験 I	2	2		
	工学基礎実験 II	2		2	
	専門基礎共通科目開設単位数計	17	7	10	
	専門基礎共通科目修得単位数計	17	7	10	
	一般科目開設単位数計	48	26	22	
	一般科目修得単位数計	48	26	22	
	開設総単位数計	65	33	32	
	修得総単位数計	65	33	32	

機械創造システムコース（令和6年度第1～3学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当				備考
		2年(後期)	3年	4年	5年	
機械製図基礎	1	1				
C A D 実習	1	1				
力学基礎	1	1				
機械実習基礎	2	2				
物理 C I	1	1	1			
物理 C II	1	1				
応用数学 I	1	1		1		
応用数学 II	1	1		1		
確率・統計基礎	1			1		
数値計算法	1			1		
材料力学 I	1	1	1			
材料力学 II	1	1	1			
機構力学	1	1				
工業力学 I	1	1	1			
工業力学 II	1	1	1			
材料力学 A I	1		1			
材料力学 A II	1		1			
材料力学 B	2			2		学修単位
熱力学 I	1			1		
熱力学 II	1			1		
エネルギー工学 I	1				1	
エネルギー工学 II	1				1	
伝熱工学 I	1				1	
伝熱工学 II	1				1	
水力学 I	1			1		
水力学 II	1			1		
流体力学 I	1				1	
流体力学 II	1				1	
機械T.作法 I	1		1			
機械工作法 II	1		1			
機械加工学	1				1	
設計工学 I	1				1	
設計工学 II	1				1	
機械工学演習 I	1				1	
機械工学演習 II	1				1	
創造デザイン演習 A	2			2		
創造デザイン演習 B	2				2	
機械製図 I	1		1			
機械製図 II	1		1			
振動工学	1				1	
自動制御 A	1				1	
自動制御 B	1				1	
メカトロニクス工学 I	1				1	
メカトロニクス工学 II	1				1	
工業英語	1				1	
工作実習 I	2		2			
工作実習 II	2		2			
機械工学実験 A	2				2	
機械工学実験 B	2				2	
卒業研究	8				8	
必修科目単位数計	66	5	17	22	22	
精密加工学	1			1		
材料力学演習	1			1		
新素材材料科学	1			1		
長期学外実習	3			3		
工作実習基礎	1			1		
学外実習 A	1			1		
学外実習 B	1				1	
数学特論	1			1		
C A E 演習	1				1	
応用物理	1				1	
基礎ディジタル回路	1				1	
ロボット工学	1				1	
工業英語演習	1				1	
品質管理	1				1	
機械創造システム専論 A	1				1	
機械創造システム専論 B	1				1	
基礎カーボンクリオニクス	1				1	
コンピュータ概論	1				1	
物質化学工学概論	1				1	
選択科目開設単位数計	21			10	11	
選択科目修得単位数計	9			3(4)[5]~6	6(5)[4]~3	1年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わること。
専門科目開設単位数計	87	5	17	32	33	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
専門科目修得単位数計	75	5	17	25(24)[25]~26	26(25)[24]~23	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
一般科目開設単位数計	41		19	16	6	
一般科目修得単位数計	32		18	10	4	
開設総単位数計	128	5	36	48	39	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
修得総単位数計	107	5	35	35(34)[35]~36	35(34)[33]~39	

機械創造システムコース（令和6年度第4,5学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当			備考
		3年	4年	5年	
物理 C I	1	1			
物理 C II	1	1			
応用数学 I	1		1		
応用数学 II	1		1		
確率・統計基礎	1			1	
数値計算法	1		1		
材料力学 I	1	1			
材料力学 II	1	1			
機構力学	1	1			
工業力学 I	1	1			
工業力学 II	1	1			
材料力学 A I	1	1			
材料力学 A II	1	1			
材料力学 B	2		2		修学単位
熱力学 I	1		1		
熱力学 II	1		1		
エネルギー工学 I	1			1	
エネルギー工学 II	1			1	
伝熱工学 I	1	1			
伝熱工学 II	1	1			
水力学 I	1	1			
水力学 II	1	1			
流体力学 I	1	1			
流体力学 II	1	1			
機械工作法 I	1	1			
機械工作法 II	1	1			
機械加工学	1		1		
設計工学 I	1		1		
設計工学 II	1		1		
機械工学演習	1		1		
創造デザイン演習A I	2		2		
創造デザイン演習A II	2		2		
創造デザイン演習B	2			2	
機械製図 I	1	1			
機械製図 II	1	1			
振動動力学	1		1		
自動制御 A	1		1		
自動制御 B	1			1	
メカトロニクス工学 I	1			1	
メカトロニクス工学 II	1			1	
工業英語	1		1		
工作実習 I	2	2			
工作実習 II	2	2			
機械工学実験 A	2		2		
機械工学実験 B	2		2		
卒業研究	8		8		
必修科目単位数計	61	17	22	22	
精密加工学	1		1		
材料力学演習	1		1		
新素材材料学	1		1		
長期学外実習	3		3		
工作実習基礎	1		1		
学外実習 A	1		1		
学外実習 B	1			1	
数学特論	1		1		
C A E 演習	1		1		
応用物理	1		1		
基礎ディジタル回路	1		1		
ロボット工学	1		1		
工業英語演習	1		1		
品質管理	1		1		
機械創造システム特論 A	1		1		
機械創造システム特論 B	1		1		
基礎カーネギートロニクス	1		1		
コンピュータ概論	1		1		前期・後期
物質化学工学概論	1		1		前期と後期で1単位ずつ修得
選択科目開設単位数計	21		10	11	
選択科目修得単位数計	9		3(4)[5]×6	6(5)[4]×3	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わること。
専門科目開設単位数計	82	17	32	33	
専門科目修得単位数計	70	17	20(20)[27]×20	20(20)[28]×20	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
一般科目開設単位数計	41	19	16	6	
一般科目修得単位数計	32	18	10	4	
開設単位数計	123	36	48	39	
修得総単位数計	102	35	30(30)[37]×36	31(31)[38]×36	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。

知能ロボットシステムコース (令和6年度第1~3学年に係る教育課程)

授業科目	単位数	学年別配当				備考
		2年(前期)	3年	4年	5年	
必修	ロボティクス基礎	1	1			
	C A D 演習	1	1			
	工作実習	2	2			
	プログラミング	1	1			
	プログラミング応用Ⅰ	1		1		
	プログラミング応用Ⅱ	1		1		
	ロボットデザインⅠ	2		2		
	ロボットデザインⅡ	2		2		
	インターフェース工学	1		1		
	組込み技術	2		2		
	力学	1	1	1		
	力学	II	1	1		
	材料力学基礎	1		1		
	機械工作法	1		1		
	電気電子基礎	1		1		
	S I e r 基礎	1		1		
	知能ロボットシステム実験A	2		2		
	応用数学Ⅰ	1		1		
	応用数学Ⅱ	1		1		
修科日	データサイエンス基礎	1		1		
	アルゴリズム	1		1		
	コンピューターアーキテクチャ	1		1		学修単位
	機械力学Ⅰ	1		1		
	機械力学Ⅱ	1		1		
	材料力学Ⅰ	1		1		
	材料力学Ⅱ	1		1		
	熱力学Ⅰ	1		1		
	熱力学Ⅱ	1		1		
	水力学Ⅰ	1		1		
	水力学Ⅱ	1		1		
必修科目	制御工学Ⅰ	1		1		
	制御工学Ⅱ	1		1		
	機械設計Ⅰ	1		1		
	機械設計Ⅱ	1		1		
	創造ロボット演習A	2		2		
	知能ロボットシステム実験B	2		2		
	確率・統計基礎	1			1	
	データサイエンスⅠ	2			2	
	データサイエンスⅡ	1			1	
	メカトロニクス工学	2			2	
選択科目	ロボット工学	1			1	
	熱システム工学	1			1	
	流れ工学	1			1	
	システム制御工学Ⅰ	1			1	
	システム制御工学Ⅱ	1			1	
	創造ロボット演習B	2			2	
	ロボット知能化演習	2			2	
	知能ロボットシステム実験C	2			2	
	卒業研究	8			8	
	必修科目単位数計	68	5	17	21	25
選択科目	長期学外実習	3			3	3単位修得
	プロジェクト演習	3			3	
	学外実習A	1			1	2単位以上修得
	知能ロボットシステム特論A	1			1	・「学外実習A」は、「学外実習A」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。
	数学特論	1			1	・「知能ロボットシステム特論A・B」は、「数学特論」が承認した他高専・大学等による講義・実習を履修した場合に認定される科目である。
	学外実習B	1			1	単位の認定は別に定める。
	知能ロボットシステム特論B	1			1	
	品質管理	1			1	
	図形処理工学	1			1	
	基礎カーネギートロニクス	1			1	
選択科目開設単位数計	コンピュータ概論	1			1	前期・後期
	物質化学工学概論	1			1	前期と後期で1単位ずつ修得
選択科目開設単位数計		16		9	7	
選択科目修得単位数計		7		3(4)[5]	4(3)[2]	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計		84	5	17	30	32
専門科目修得単位数計		75	5	17	24(25)[26]	29(28)[27]
一般科目開設単位数計		41		19	16	6
一般科目修得単位数計		32		18	10	4
開設総単位数計		125	5	36	46	38
修得総単位数計		107	5	35	34(35)[36]	33(32)[31]
4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。						

知能ロボットシステムコース（令和6年度第4,5学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当			備考	
		3年	4年	5年		
必修科目	プログラミング応用Ⅰ	1	1			
	プログラミング応用Ⅱ	1	1			
	工作実習	2	2			
	ロボットデザイン	2	2			
	インターフェース工学	1	1			
	組込み技術	2	2			
	力学Ⅰ	1	1			
	力学Ⅱ	1	1			
	材料力学基礎	1	1			
	機械工作法	1	1			
	電気電子基礎	1	1			
	S I e r 基礎	1	1			
	知能ロボットシステム実験A	2	2			
	応用数学Ⅰ	1	1	1		
	応用数学Ⅱ	1	1			
	データサイエンス基礎	1		1		
	アルゴリズム	1		1		
	コンピューターバギテクチャ	1		1	学修単位	
	機械力学Ⅰ	1		1		
	機械力学Ⅱ	1		1		
	材料力学Ⅰ	1		1		
	材料力学Ⅱ	1		1		
	熱力学Ⅰ	1		1		
	熱力学Ⅱ	1		1		
	水力学Ⅰ	1		1		
	水力学Ⅱ	1		1		
	制御工学Ⅰ	1		1		
	制御工学Ⅱ	1		1		
	機械設計Ⅰ	1		1		
	機械設計Ⅱ	1		1		
	創造ロボット演習A	2		2		
	知能ロボットシステム実験B	2		2		
選択科目	確率・統計基礎	1		1		
	データサイエンスⅠ	2		2		
	データサイエンスⅡ	1		1		
	メカトロニクス工学	2		2		
	ロボット工学	1		1		
	熱システム工学	1		1		
	流れ	1		1		
	システム制御工学Ⅰ	1		1		
	システム制御工学Ⅱ	1		1		
	創造ロボット演習B	2		2		
	ロボット知能化演習	2		2		
	知能ロボットシステム実験C	2		2		
	卒業研究	8		8		
	必修科目単位数計	63	17	21	25	
	長期学外実習	3		3	3単位修得	
選択科目	プロジェクト演習	3		3		
	学外実習A	1		1		
	知能ロボットシステム特論A	1		1	2単位以上修得	
	数学特論	1		1	・「学外実習B」は、「学外実習A」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。	
	学外実習B	1		1	・「知能ロボットシステム特論A・B」は、コースが承認した他高専・大学等による講義・実習を履修した場合に認定される科目である。単位の認定は別に定める。	
	知能ロボットシステム特論B	1		1		
	品質管理	1		1		
	図形処理工学	1		1		
	基礎カーエレクトロニクス	1		1		
	コンピュータ概論	1		1		
	物質化学工学概論	1		1		
選択科目開設単位数計	16		9	7		
	選択科目修得単位数計	7		3(4)[5]	4(3)[2]	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
	専門科目開設単位数計	79	17	30	32	
	専門科目修得単位数計	70	17	24(25)[26]	29(28)[27]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。
	一般科目開設単位数計	41	19	16	6	
	一般科目修得単位数計	32	18	10	4	
	開設総単位数計	120	36	46	38	
	修得総単位数計	102	35	34(35)[36]	33(32)[31]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること

電気電子コース（令和6年度第1～3学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当				備考
		2年(実期)	3年	4年	5年	
基礎電気回路	1	1				
電気数学	1	1				
プログラミング応用	1	1				
電気電子工学基礎実験	2	2				
物理 I	1	1	1			
物理 II	1	1				
電子回路設計	1		1			
電気機器設計	1			1		
アルゴリズムとデータ構造	1		1			
電気回路 A I	1	1				
電気回路 A II	1	1				
電気回路 B I	1		1			
電気回路 B II	1		1			
電気磁気学 A I	1		1			
電気磁気学 A II	1		1			
電気磁気学 B I	1			1		
電気磁気学 B II	1			1		
電子回路基礎 I	1	1				
電子回路基礎 II	1	1				
電子回路論 I	1		1			
電子回路論 II	1		1			
電気機器 A I	1		1			
電気機器 A II	1		1			
電気機器 B	1			1		
電気電子工学実験 A	4	4				
電気電子工学実験 B	4		4			
応用数学 I	1	1				
応用数学 II	1		1			
確率・統計 I	1			1		
確率・統計 II	1			1		
応用物理学 I	1		1			
応用物理学 II	1		1			
電気電子工学演習 A	1		1			
電気電子計測工学	1		1			
電子工学	1		1			
基礎制御工学 A I	1		1			
基礎制御工学 A II	1		1			
基礎制御工学 B	1			1		
ワーゲンエクトロニクス概論	1		1			
ワーゲンエクトロニクス論述	1		1			
電子回路製作実習	1		1			
数値計算方法	1		1			
電気電子材料	1		1			
高電圧工学	2			2	学修単位	
通信工学	1					
電力システム工学 I	1		1			
電力システム工学 II	1		1			
エネルギー変換工学	1		1			
I. 美英語	1		1			
電気法規及び施設管理	1		1			
電気電子工学実験 C	2			2		
卒業研究	8			8		
必修科目単位数計	68	5	16	22	25	
画像処理	1		1			
電気電子工学演習 B	1		1			
電気電子工学演習 C	1		1			3単位修得
ワーゲンエクトロニクス	1		1			
長期学外実習	3			3		
学外実習 A	1		1			
学外実習 B	1		1			2単位以上修得 「学外実習 B」は、「学外実習 A」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。
数学特論	1		1			
電気電子工学特論 A	1		1			
電気電子工学特論 B	1		1			
基礎オートエクシトロニクス	1		1			
ワーゲンエクトロニクス演習	1		1			
回路網解析	1		1			
数値計算演習	1		1			
機械工学概論	1		1			
メカトロニクス概論	1		1			
コンピュータ概論	1		1			
物質化学工学概論	1		1			
選択科目開設単位数計	20			10	10	
選択科目修得単位数計	7			3(4)[5]	4(3)[2]	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わること。
専門科目開設単位数計	88	5	16	32	35	
専門科目修得単位数計	75	5	16	25(26)[27]	29(28)[27]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
一般科目開設単位数計	41		19	16	6	
一般科目修得単位数計	32		18	10	4	
開設総単位数計	129	5	35	48	41	
修得総単位数計	107	5	34	35(36)[37]	33(32)[31]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。

電気電子コース（令和6年度第4,5学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当			備考
		3年	4年	5年	
必修科目	物理 学 I	1	1		
	物理 学 II	1	1		
	電子回路設計	1	1		
	電気機器設計	1		1	
	アシナリズムとデータ構造	1	1		
	電気回路 A I	1	1		
	電気回路 A II	1	1		
	電気回路 B I	1		1	
	電気回路 B II	1		1	
	電気磁気学 A I	1	1		
	電気磁気学 A II	1	1		
	電気磁気学 B I	1		1	
	電気磁気学 B II	1		1	
	電子回路基礎 I	1	1		
	電子回路基礎 II	1	1		
	電子回路論 I	1		1	
	電子回路論 II	1		1	
	電気機器 A I	1	1		
	電気機器 A II	1	1		
	電気機器 B	1		1	
	電気電子工学実験 A	4	4		
	電気電子工学実験 B	4		4	
	応用数学 I	1	1		
	応用数学 II	1		1	
	確率・統計 I	1		1	
	確率・統計 II	1		1	
	応用物理学 I	1		1	
	応用物理学 II	1		1	
	電気電子工学演習 A	1		1	
	電気電子工学演習 B	1		1	
	電子回路製作実習	1		1	
	電子回路製作実習	1		1	
	数値計算法	1		1	
	電気電子材料	1		1	
	高電圧工学	2		2	学修単位
	通信工学	1		1	
	電力システム工学 I	1		1	
	電力システム工学 II	1		1	
	エネルギー変換工学	1		1	
	工業英語	1		1	
	電気法規及び施設管理	1		1	
	電気電子工学実験 C	2		2	
	卒業研究	8		8	
必修科目単位数計	63	16	22	25	
選択科目	画像処理	1		1	
	電気電子工学演習 B	1		1	
	電気電子工学演習 C	1		1	
	カーネギートロニクス	1		1	
選択科目	長期校外実習 A	3		3	
	学外実習 A	1		1	
	学外実習 B	1		1	
	電気電子工学特論 A	1		1	
	電気電子工学特論 B	1		1	
	基礎オプトロニクス	1		1	
	パワーエレクトロニクス演習	1		1	
選択科目	回路網解析	1		1	
	数値計算演習	1		1	
	機械工学概論	1		1	
	メカトロニクス概論	1		1	
	コンピュータ概論	1		1	
	物質化学工学概論	1		1	
	選択科目開設単位数計	20		10	10
選択科目修得単位数計	7		3(4)[5]	4(3)[2]	1年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計	83	16	32	35	
専門科目修得単位数計	70	16	25(26)[27]	29(28)[27]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わる。
一般科目開設単位数計	41	19	16	6	
一般科目修得単位数計	32	18	10	4	
開設総単位数計	124	35	48	41	
修得総単位数計	102	34	35(36)[37]	33(32)[31]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。

情報システムコース (令和6年度第1~3学年に係る教育課程)

授業科目	単位数	学年別配当				備考
		2年(前期)	3年	4年	5年	
情報処理	2	2				
基礎電気回路	1	1				
論理回路	1	1				
計算機システム	1	1				
力学 I	1	1				
力学 II	1	1				
電気磁気学 A I	1			1		
電気磁気学 A II	1			1		
電気磁気学 B	2				2	学修単位
電気回路 A I	1	1				
電気回路 A II	1	1				
電気回路 B	1			1		
電子回路 A I	1		1			
電子回路 A II	1		1			
電子回路 B I	1			1		
電子回路 B II	1			1		
必修	アルゴリズムとデータ構造 I	1		1		
	アルゴリズムとデータ構造 II	1		1		
	システムプログラミング I	1		1		
	システムプログラミング II	1		1		
修習	計測工学 I	1		1		
	計測工学 II	1		1		
	電子情報システム実験実習 A I	2		2		
	電子情報システム実験実習 A II	2		2		
	電子情報システム実験実習 B I	2			2	
	電子情報システム実験実習 B II	2			2	
	電子情報システム実験実習 C	2			2	
科	応用数学 A I	1		1		
	応用数学 A II	1		1		
	応用数学 B I	1			1	
	応用数学 B II	1			1	
目	ソフトウェア技術 I	1		1		
	ソフトウェア技術 II	1		1		
	ネットワーク構成論	1		1		
	ネットワーク応用	1			1	
	情報報基礎	1			1	
	数値計算法 I	1		1		
	制御理論 I	1			1	
	制御理論 II	1			1	
	電気機器	1			1	
	情報科学	1			1	
	情報制御システム創造演習	1			1	
	プロジェクトマネジメント演習	2			2	学修単位
	システム制御演習	2			2	学修単位
	データベース基礎	1			1	
	信号処理 I	1			1	
	信号処理 II	1			1	
	システム制御論 I	1			1	
	システム制御論 II	1			1	
	シミュレーション	1			1	
	卒業研究	8			8	
必修	科目単位数計	67	5	16	21	25
選択	画像処理	1			1	
	数値計算法 II	1			1	
	プログラミング演習	1			1	
	長期学外実習	3			3	
	学外実習 A	1			1	
	学外実習 B	1			1	
	電気回路演習	1			1	
	電子学特論	1			1	
	情報技術概論	1			1	
	システム工学	1			1	
	人 工 知 能	1			1	
	情報システム特論 A	1			1	
	情報システム特論 B	1			1	
	機械工学概論	1			1	
	メカトロニクス概論	1			1	
	基礎エレクトロニクス	1			1	
	物質化学生工学概論	1			1	
選択科目開設単位数計	19			10	9	
選択科目修得単位数計	8			3(3)(5)(6)	5(4)(3)(2)	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わること。
専門科目開設単位数計	86	5	16	31	34	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
専門科目修得単位数計	75	5	16	21(20)(5)(27)	30(20)(28)(27)	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
一般科目開設単位数計	41		19	16	6	
一般科目修得単位数計	32		18	10	4	
開設総単位数計	127	5	35	47	40	
修得単位数計	107	5	34	11(10)(6)(27)	14(10)(8)(27)	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。

情報システムコース（令和6年度第4,5学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当			備考
		3年	4年	5年	
必修	力学 I	1	1		
	力学 II	1	1		
	電気磁気学 A I	1		1	
	電気磁気学 A II	1		1	
	電気磁気学 B	2			2
	電気回路 A I	1	1		
	電気回路 A II	1	1		
	電気回路 B	1		1	
	電子回路 A I	1	1		
	電子回路 A II	1	1		
修習	電子回路 B I	1		1	
	電子回路 B II	1		1	
	アルゴリズムとデータ構造 I	1	1		
	アルゴリズムとデータ構造 II	1	1		
	システムプログラミング I	1	1		
	システムプログラミング II	1	1		
	計測工学 I	1	1		
	計測工学 II	1	1		
	電子情報システム工学実習実習 A I	2	2		
	電子情報システム工学実習実習 A II	2	2		
科目	電子情報システム工学実習実習 B I	2		2	
	電子情報システム工学実習実習 B II	2		2	
	電子情報システム工学実験実習 C	2		2	
	応用数学 A I	1		1	
	応用数学 A II	1		1	
	応用数学 B I	1		1	
	応用数学 B II	1		1	
	ネットワーク技術 I	1		1	
	ネットワーク技術 II	1		1	
	ネットワーク構成論	1		1	
必修科目	ネットワーク応用	1		1	
	情報基盤	1		1	
	数値計算法 I	1		1	
	制御理論 I	1		1	
	制御理論 II	1		1	
	電気機器	1		1	
	情報科学	1		1	
	情報技術演習	1		1	
	プロジェクトマネジメント演習	2		2	学修単位
	システム制御演習	2		2	学修単位
選択科目	データベース基礎	1		1	
	信号処理 I	1		1	
	信号処理 II	1		1	
	システム制御理論 I	1		1	
	システム制御理論 II	1		1	
	シミュレーション	1		1	
	卒業研究	8		8	
	必修科目単位数計	62	16	21	25
	画像処理	1		1	
	数値計算法 II	1		1	
選択科目	プログラミング演習	1		1	
	長期学外実習	3		3	
	学外実習 A	1		1	
	学外実習 B	1		1	
	電気回路演習	1		1	
	数学特論	1		1	
	情報技術概論	1		1	
	システム工学	1		1	
	人工知能	1		1	
	情報システム特論 A	1		1	
選択科目	情報システム特論 B	1		1	
	機械工学概論	1		1	
	基礎カーネギートニクス	1		1	
	メカトロニクス概論	1		1	
	物質化学工学概論	1		1	
	選択科目開設単位数計	19		10	9
	選択科目修得単位数計	8	3(4)[5](6)	5(4)[3](2)	1年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
	専門科目開設単位数計	81	16	31	34
	専門科目修得単位数計	70	16	21(25)[26]-27	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
	一般科目開設単位数計	41	19	16	6
選択科目	一般科目修得単位数計	32	18	10	4
	開設総単位数計	122	35	47	40
	修得総単位数計	102	34	31(33)[34]-37	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。

物質化学コース (令和6年度第1~3学年に係る教育課程)

授業科目	単位数 -2年(前期)-	学年別配当			備考
		3年	4年	5年	
基礎無機化学	1	1			
基礎有機化学	1	1			
基礎生物学	1	1			
基礎化学実験	2	2			
分析化学 I	1		1		
分析化学 II	1		1		
無機化学	1		1		
有機化学 A	1		1		
有機化学 B I	1			1	
有機化学 B II	1			1	
生物化学	1		1		
物理化学 A I	1		1		
物理化学 A II	1		1		
物理化学 B I	1			1	
物理化学 B II	1			1	
物質化学演習	1		1		
総合物理 I	1		1		
総合物理 II	1		1		
有機化学実験	2		2		
無機・分析化学実験	2		2		
高分子化学 A I	1			1	
高分子化学 A II	1			1	
基礎化工学	1		1		
化学生工学 A I	1			1	
化学生工学 A II	2		2		
化学生数学 I	1			1	
化学生数学 II	1			1	
応用物理 I	1			1	
応用物理 II	1			1	
化学生物学	1			1	
物理化学実験	2		2		
基礎データサイエンス	1		1		
計算機化学	1			1	
応用無機化学	1			1	
応用化学工学実験	2		2		
生物材料化学	1			1	
食品科学 I	1			1	
構造解析学	1			1	
機器分析学	1			1	
物質工学 I	1			1	
機器分析実験	2			2	
資源エネルギー工学	1			1	
環境化学工学	1			1	
化学生工学 B I	1			1	
生物反応工学	1			1	
微生物工学 I	1			1	
応用生物工学 I	1			1	
物質化学実験	2		2		
物質化学総合実習 I	1			1	
物質化学総合実習 II	2			2	
卒業研究	8			8	
必修科目単位数計	67	5	16	22	24
選択科目	長期学外実習	3		3	
	学外実習 A	1		1	
	学外実習 B	1		1	
	数学特論	1		1	
	品質管理	1		1	
	安全工学	1		1	
	触媒化学	1		1	
	協学実習	1		1	
	応用有機化学	1		1	
	化学生工学 B II	1		1	
	物質工学 II	1		1	
	高分子化学 B	1		1	
	食品科学 II	1		1	
	遺伝子工学	1		1	
	発酵工学	1		1	
	微生物工学 II	1		1	
	応用生物工学 II	1		1	
	機械工学概論	1		1	
	メカトロニクス概論	1		1	
	基礎カーボレクトロニクス	1		1	
	コンピュータ概論	1		1	
選択科目開設単位数計	23		9	14	
選択科目修得単位数計	8		3(1)(5)(6)	5(1)(3)(2)	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わること。
専門科目開設単位数計	90	5	16	31	38
専門科目修得単位数計	75	5	16	19(4)(5)(7)(8)	38(8)(21)(3)
一般科目開設単位数計	41		19	16	6
一般科目修得単位数計	32		18	10	4
開設総単位数計	131	5	35	47	44
修得単位数計	107	5	34	38(4)(5)(7)(8)	38(8)(21)(3)

・4年で3単位以上、4・5年で合計6単位修得  
 ・「学外実習B」は、「学外実習A」を修得しておらず、かつコースが承認した学外実習の場合にのみ認定される科目である。

前期・後期 前期と後期で1単位ずつ修得

物質化学コース（令和6年度第4学年に係る教育課程）

授業科目	単位数	学年別配当			備考
		3年	4年	5年	
必修科	分析化学 I	1	1		
	分析化学 II	1	1		
	無機化学 I	1	1		
	無機化学 II	1	1		
	有機化学 A I	1	1		
	有機化学 A II	1	1		
	有機化学 B I	1		1	
	有機化学 B II	1		1	
	生物化学 I	1	1		
	生物化学 II	1	1		
	物理化学 A I	1	1		
	物理化学 A II	1	1		
	物理化学 B I	1		1	
	物理化学 B II	1		1	
	物質化学演習	1	1		
	総合物理 I	1	1		
	総合物理 II	1	1		
	有機化学実験	2	2		
	無機・分析化学実験	2	2		
選択科目	高分子化学 A I	1		1	
	高分子化学 A II	1		1	
	基礎化学工学	1	1		
	化学工学 A I	1		1	
	化学工学 A II	2		2	
	化学数学 I	1		1	
	化学数学 II	1		1	
	応用物理 I	1		1	
	応用物理 II	1		1	
	化学生英語	1		1	
	物理化学実験	2		2	
	基礎データサイエンス	1	1		
	計算機化学	1		1	
	応用無機化学	1		1	
	応用化学工学実験	2		2	
	生物材料化学	1		1	
	食品科学 I	1		1	
	構造解析学	1		1	
	機器分析学	1		1	
	物質工学 I	1		1	
	機器分析実験	2		2	
必修科目単位数計	資源エネルギー工学	1		1	
	環境化学工学	1		1	
	化学工学 B I	1		1	
	生物反応工学	1		1	
	微生物工学 I	1		1	
	応用生物工学 I	1		1	
	物質化学実習	2		2	
	物質化学総合実習 I	1		1	
	物質化学総合実習 II	2		2	
	卒業研究	8		8	
	必修科目単位数計	65	19	22	24
選択科目	長期学外実習	3		3	
	学外実習 A	1		1	
	学外実習 B	1		1	
	数学特論	1		1	
	品質管理	1		1	
	安全工学	1		1	
	触媒化学	1		1	
	協同学実習	1		1	
	応用有機化学	1		1	
	化学工学 B II	1		1	
	物質工学 II	1		1	
	高分子化学 B	1		1	
	食品科学 II	1		1	
	遺伝子工学	1		1	
	発酵工学	1		1	
	微生物工学 II	1		1	
	応用生物工学 II	1		1	
	機械工学概論	1		1	
	メカトロニクス概論	1		1	
	基礎カーネギートロニクス	1		1	
	コンピュータ概論	1		1	
選択科目開設単位数計	23		9	14	
	選択科目修得単位数計	5	0(1)[2](3)	5(4)[5](2)	4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わる。
専門科目開設単位数計	88	19	31	38	
	専門科目修得単位数計	70	19	29(28)[27][28]	4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
一般科目開設単位数計	41	19	16	6	
	一般科目修得単位数計	32	18	10	4
開設総単位数計	129	38	47	44	
	修得総単位数計	102	37	32(30)[24][30]	32(30)[24][30] 4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。

物質化学コース (令和6年度第5学年に係る教育課程)

必修科目	授業科目	単位数	学年別配当			備考
			3年	4年	5年	
			1	1	1	
	分析化学 I	1	1			
	分析化学 II	1	1			
	無機化学 I	1	1			
	無機化学 II	1	1			
	有機化学 I	1	1			
	有機化学 II	1	1			
	有機化学 B I	1		1		
	有機化学 B II	1		1		
	生物化学 I	1	1			
	生物化学 II	1	1			
	物理化学 I	1	1	1		
	物理化学 II	1	1	1		
	物理化学 B I	1	1		1	
	物理化学 B II	1	1		1	
	物質化学演習 I	1	1			
	物質化学演習 II	1	1			
	現代物理学 I	1	1			
	現代物理学 II	1	1			
	物質化学実験 I	2	2			
	物質化学実験 II	2	2			
	高分子化学 A I	1		1		
	高分子化学 A II	1		1		
	化学工学 A I	2		2		
	化学工学 A II	2		2		
	化学数学 I	1		1		
	化学数学 II	1		1		
	応用物理 I	1			1	
	応用物理 II	1			1	
	化学英語	1			1	
	物理化学実験	2		2		
	計算機化学	1		1		
	応用無機化学	1		1		
	応用化学工学実験	2		2		
	生物材料化学	1		1		
	食品科学 I	1		1		
	構造解析学	1		1		
	機器分析学	1			1	
	機器工学 I	1			1	
	機器分析実験	2			2	
	資源エネルギー工学	1			1	
	環境化学工学	1			1	
	化学工学 B I	1			1	
	生物反応工学	1			1	
	微生物工学 I	1			1	
	応用生物工学 I	1			1	
	物質化学実験	2		2		
	物質化学総合実習 I	1			1	
	物質化学総合実習 II	2			2	
	卒業研究	8			8	
必修科目単位数計	65	18	23	24		
長期学外実習	3		3			
学外実習 A	1		1			
学外実習 B	1			1		
数学特論	1		1			
品質管理	1		1			
安全工学	1		1			
触媒化学	1		1			
協同学実習	1			1		
応用有機化学	1			1		
化学工学 B II	1			1		
物質工学 II	1			1		
高分子化学 B	1			1		
食品科学 II	1		1			
遺伝子工学	1			1		
発酵工学	1			1		
微生物工学 II	1			1		
応用生物工学 II	1			1		
機械工学概論	1			1		
メカトニクス概論	1			1		
基礎カーネギートニクス	1			1		
コンピュータ概論	1			1		
選択科目開設単位数計	23		9	14		
選択科目修得単位数計	5		8(1)(2)(3)	5(4)(3)(2)		4年生の選択科目の修得によって、5年生の選択科目の修得単位数が変わること。
専門科目開設単位数計	88	18	32	38		
専門科目修得単位数計	70	18	23(24)(25)(26)	28(29)(27)(28)		4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。
一般科目開設単位数計	41	19	16	6		
一般科目修得単位数計	32	18	10	4		
開設総単位数計	129	37	48	44		
修得総単位数計	102	36	33(34)(35)(36)	38(39)(36)(37)		4年生の修得単位数によって、5年生の修得単位数が変わること。

別表第3

一般科目及び専門基礎科目(生産デザイン工学専攻)

授業科目		単位数	学年別配当				備考			
			1年		2年					
			前期	後期	前期	後期				
一般科目	英語文献講読	1			1		語学・グローバル対応			
	英語運用能力 I	2	2							
	英語運用能力 II	2		2		(2)				
	文章表現論	2		2		(2)				
	北九州産業論	2	2				北九州マインド育成科目			
	国際社会学演習	1			1		グローバル対応演習			
必修科目単位数計		10	4	4	2	(4)				
専門基礎科目	数学特論 I	2	2				確率・統計			
	数学特論 II	2		2		(2)	代数学基礎			
	物理学特論 I	2	2							
	知的財産・特許法特論	2			2					
	必修科目単位数計	8	4	2	2	(2)				
	物理学特論 II	2		2		(2)	放射線関連と原子力			
	物理学特論 III	2			2		エネルギー論			
	ライフサイエンス特論	2		2		(2)				
	技術者倫理・法規	2				2	本科で未履修の学生のみ選択可			
	専攻科特論 I	2		2			他大学との単位互換科目等			
	専攻科特論 II	2		2			その他2単位に相当する学外連携科目、特別講義科目			
	専攻科特論 III	1		1			その他1単位に相当する学外連携科目、特別講義科目			
選択科目	特別別実習	1		1			5日(40h)以上1ヶ月未満	重複履修不可		
	長期特別実習 I	4		4			1ヶ月以上2か月末満(長期特別実習)			
	長期特別実習 II	8		8			2ヶ月以上3か月末満			
	長期特別実習 III	12		12			3ヶ月以上			
	選択科目開設単位数計	38	0	4	27	7(4)				
選択科目修得単位数計		6								
開設単位数計		56	8	10	31	7(10)				
修得単位数計		24					38単位を専門科目へ			

※ ( )で記載された単位は、1年後期に長期の特別実習を履修した学生を対象に開講する。

別表第4

専門必修科目・重点領域専門科目(生産デザイン工学専攻)

授業科目	単位数	学年別配当				備考			
		1年	2年	前期	後期				
		前期	後期						
専門必修科目 全領域共通	生産デザイン工学特別研究Ⅰ	6	6						
	生産デザイン工学特別研究Ⅱ	6			6	学修総まとめ科目			
	生産デザイン工学	2	2						
	生産デザイン工学演習	1	1						
	創造工学実験	1		1	(1)				
	セキュリティ技術総論	2		2		(2)			
	デジタルエンジニアリング総論	2	2						
	メカトロニクス工学特論	2	2						
	計算機アーキテクチャ	2		2		(2)			
	開設単位数計	24	7	11	0	6(5)			
環境材料領域 A領域必修科目 (A領域選択科目)	無機材料工学	2	2						
	有機・高分子化学特論	2		2		(2)			
	化学生態反応制御学	2		2		(2)			
	A領域必修科目単位数計	6	2	4	0	0(4)			
	環境材料工学	2			2	(1)			
	量子物理学	2		2		(1)			
	化学熱力学	2		2		(1)			
	グリーンエネルギー	2			2	(1)			
	環境分析化学	2		2		(2)			
	バイオエネルギー	2	2			(2)			
AI・IOT領域 B領域選択科目 (B領域)	細胞工学	2			2	(3)			
	生物工学特論	2		2		(2)			
	分子生物学	2		2		(3)			
	A領域選択科目開設単位数計	18	2	4	6	6(4)			
	A領域選択科目単位数計	8							
	IoTシステム	2	2						
	IoTデバイス基礎	2		2		(2)			
	計算知能工学	2	2						
	B領域必修科目単位数計	6	4	2	0	0(2)			
	電磁エネルギー変換	2	2			(4)			
重点領域専門科目 C領域選択科目 (C領域)	電磁アクチュエータ	2			2	(4)			
	エネルギーシステム工学	2		2		(4)			
	電気材料工学	2		2		(4)			
	オプトエレクトロニクス	2		2		(4)			
	統計データ解析特論	2		2		(2)			
	コンピュータ制御論	2			2	(5)			
	デジタル信号処理	2	2			(5)			
	離散数学	2		2		(2)			
	B領域選択科目開設単位数計	20	6	4	6	4(4)			
	B領域選択科目単位数計	8							
ロボティクス領域 (C領域)	ロボティクス	2	2						
	デジタルプロセス工学	2		2		(2)			
	ロボットダイナミクス	2		2		(2)			
	C領域必修科目単位数計	6	2	4	0	(4)			
	弾性力学	2		2		(6)			
	熱流動工学	2	2			(6)			
	ロケット工学	2		2		(6)			
	バイオメカニクス	2			2	(6)			
	流動システム工学	2	2			(7)			
	バリューチェーンマネジメント	2			2	(8)			
専門科目 修得単位数計	システムインテグレーション	2	2			(8)			
	ロボット制御工学	2		2		(8)			
	シミュレーション工学	2		2		(8)			
	C領域選択科目開設単位数計	18	6	2	6	4			
	C領域選択科目単位数計	8							
※（）で記載された単位は、1年後期に長期特別実習を履修した学生を対象に開講する。									
※過年目の単位数は後期に含まれる。									

# 北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学科で養成する人物像に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、北九州工業高等専門学校学則（昭和50年規則第1号）第2条第4項の規定に基づき、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）に置く生産デザイン工学科で養成する人物像に関し、必要な事項について定めるものとする。

(生産デザイン工学科で養成する人物像)

**第2条** 生産デザイン工学科で養成する人物像を次のとおりとする。

- (1) 工学に関する基礎学力と自学自習能力を身に付けた技術者
- (2) 専門工学領域に関する高度な知識と技術を身に付けた技術者
- (3) 社会の発展のために貢献できる地域マインドを有した技術者
- (4) 多様な価値観を理解する豊かな教養と見識を持ち、柔軟な思考と洞察ができる技術者
- (5) グローバルな現場で協調性豊かにリーダーシップを発揮できる技術者

(コース別に養成する人物像)

**第3条** 第2条第2号に掲げる人物像について、コース別に次のとおり具体的な内容を定める。

- (1) 機械創造システムコースは、基礎となる機械工学を中心に、実践的な機械技術、幅広い工学分野に関する知識を駆使し、問題解決に貢献できる技術者とする。
- (2) 知能ロボットシステムコースは、社会における要求や課題に対して、ロボット技術を駆使して自ら解決策を提案、デザインできるシステムインテグレータとする。
- (3) 電気電子コースは、電気電子工学に関する知識を基礎とし、実践的な電気電子技術および知識を幅広い工学分野に適用でき、問題解決に貢献できる技術者とする。
- (4) 情報システムコースは、ICT（情報通信技術）を活用したシステムに関連するハードウェアとソフトウェアの知識と技術を身に付け、様々なコンピューター応用分野で活躍できる技術者とする。

(5) 物質化学コースは、物質化学分野に関する専門知識や技術をベースに、環境資源に配慮しつつ、材料工学・化学工学分野及び生物工学分野の研究開発や生産技術に関する問題解決に貢献できる技術者とする。

### 附 則

この規則は、平成25年7月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生に係る養成する人物像については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学専攻で養成する人物像に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、北九州工業高等専門学校学則（昭和50年規則第1号）第56条第2項の規定に基づき、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）に置く生産デザイン工学専攻で養成する人物像に関し、必要な事項について定めるものとする。

(生産デザイン工学専攻で養成する人物像)

**第2条** 生産デザイン工学専攻で養成する人物像を次のとおりとする。

- (1) 専攻科入学までに修得した専門分野（機械工学、電気電子工学、情報工学、応用化学、生物工学）に関わる工学知識・専門技術をさらに深め、身に付けた技術者
- (2) 他の工学分野の知識・技術を身につけ、融合複合領域の問題に対応できる技術者
- (3) 高い教養と語学力、倫理観を有し、他者と協働できるグローバルマインドを有する技術者
- (4) 日本における近代工業発祥の地である北九州市の歴史的、産業的、精神的マインドを持ち、社会に貢献できる技術者

(重点領域別に養成する人物像)

**第3条** 第2条第1号に掲げる人物像について、重点領域別に次のとおり具体的な内容を定める。

- (1) 「A：環境材料領域」における重点領域別人物像は、先端的な物質・材料開発および物性の発現機構の解明、生物および細胞機能の利用技術を身に付けて、自然環境に配慮した人と地球に優しい物質・材料開発に関する分野を学んだ技術者とする。
- (2) 「B：AI・IoT領域」における重点領域別人物像は、サイバー空間、ビッグデータの解析技術から、ゼロエミッションの実現に向けた電気エネルギーの有効利用、IoT機器の応用などのシステム開発に関連した分野を学んだ技術者とする。
- (3) 「C：ロボティクス領域」における重点領域別人物像は、ロボット技術を中心に、機械システムから航空宇宙技術まで幅広く取り扱い、それらに関連

した分野を学んだ技術者とする。

### **附 則**

この規則は、令和元年10月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### **附 則**

この規則は、令和6年2月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 2 学 生 準 則

### 第1章 誓約書及び保護者等

**第1条** 北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように心がけなければならない。

**第2条** 入学を許可された者は、第1号様式の入学誓約書を保護者等の連署を得て所定の期日までに提出しなければならない。

**第3条** 保護者等とすることができまする者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年人であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

**第4条** 保護者等が死亡し、若しくは資格を失った場合は直ちに校長に対して、新たに保護者等となる者を定めて第2号様式による保護者等変更届を提出しなければならない。

**第5条** 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

**第6条** 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

## 第2章 学生証

**第7条** 本校の学生は、本校において交付する学生証を受けて常時これを携帶

し、本校職員の請求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

**第8条** 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

**第9条** 学生証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

## 第3章 休学、退学、欠席等

**第10条** 学生は、疾病その他の事由により継続して3か月以上修学することのできない見込みのときは、学級担任の承認を経て、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、第3号様式による休学願を保護者等の連署を得て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

**第11条** 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、第4号様式による復学願を保護者等の連署を得て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合疾病により休学した者は医師の診断書を添えなければならない。

**第12条** 学生が退学しようとするときは、第5号様式による退学願を保護者等の連署を得て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

**第13条** 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、第6号様式（改姓（名）届）、第7号様式（旧姓使用申出書）及び第8号様式（旧姓使用申し出の取り止め）のうち該当する様式に必要書類を添えて保護者等の連署を得て直ちに校長に届け出なければならない。

**第14条** 学生が住居を変更したときは、直ちに第9号様式により住居変更届を保護者等の連署を得て校長に提出しなければならない。

**第15条** 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に事由を明記して第10号様式による欠席（欠課、遅刻、早退）届を保護者等の連署を得て学級担任を経由し、校長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときはその理由を明記して、

事後直ちに提出しなければならない。なお、欠席の算定について、欠課6時間で欠席1日とする。また、早退、遅刻の算定について、早退、遅刻は3回で欠課1時間とし、定例清掃の欠席は3回で学校行事の遅刻1回とする。

- 2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

**第16条** 父母近親の喪に服するときは、第11号様式による忌引願を保護者等の連署を得て学級担任を経由し、校長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に忌引願を提出できないときは、服喪後に初めて登校した日から7日以内に同願を提出しなければならない。

- 2 忌引の期間は、父母7日、祖父母兄弟姉妹3日、曾祖父母伯叔父母1日とする。

#### 第4章 服装

**第17条** 学生は、通学時には、制服を着用するものとする。

- 2 制服については、別に定める。
- 3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての体面を失わないように留意しなければならない。

#### 第5章 健康診断

**第18条** 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

**第19条** 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

#### 第6章 学生会等

**第20条** 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

**第21条** 学生会は、学校の指導の下に、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

**第22条** 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を

養う。

- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

**第23条** 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針にのっとり、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命にのっとり、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、学外活動を行うに当たっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができる。

**第24条** 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

**第25条** 学生会に総会、評議会、役員、局及び部を置く。

2 総会は、少なくとも年に1回開催するものとする。

3 評議会は、各学級から選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 役員は、学生会の事務を処理する。

5 局の種類は、報道局、文化局、体育局及び総務・涉外局とする。

6 局をその活動内容に応じて相当数の部に分ける。

7 学生は、その希望によって部に所属するものとする。

**第26条** 学生会は規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名 称
- (2) 目 的
- (3) 構 成
- (4) 組 織
- (5) 役 員
- (6) 会 議
- (7) 会 費
- (8) 会 計
- (9) 事業計画
- (10) 予算及び決算
- (11) 部の名称
- (12) 規約の改正手続
- (13) 規約の発効期日

**第27条** 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また、事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

**第28条** 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。

2 各局及び各部にそれぞれ指導教員を置く。

3 指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括の下に、局又は部の活動の指導に当たる。

**第29条** 学生が、学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名押印の上、学生主事を経て、校長に第12号様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

**第30条** 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その解散を命ずることがある。

**第31条** 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、

責任代表者の署名押印の上、学生主事を経て、校長に第13号様式による校外団体参加願を提出して、その許可を受けなければならない。

**第32条** 前条の校外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は、許可を取り消すことがある。

## 第7章 集会

**第33条** 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設、設備の名称、参加者数等を記載した第14号様式による集会（催物その他の行事）許可願を1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

この場合その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

**第34条** 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

## 第8章 印刷物の配布及び販売

**第35条** 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときは、当該印刷物2部を学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

## 第9章 掲示

**第36条** 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときには、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

## **第10章 施設、設備の使用**

**第37条** 学生及びその団体が、本校の施設、設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設、設備の名称等を記載した第15号様式による学校施設・設備・教室等使用許可願を学生課長を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りでない。

## **第11章 雜則**

**第38条** 本則施行に際して必要あるときは、更に施行細則を定める。

### **附 則**

この準則は、昭和40年4月1日から施行する。

(中略)

### **附 則**

この準則は、令和2年4月1日から施行する。

### **附 則**

この準則は、令和3年4月1日から施行する。

### **附 則**

この準則は、令和5年2月9日から施行する。

### 3 学業成績の評価等に関する規則

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、北九州工業高等専門学校学則（昭和50年規則第1号）（以下「学則」という。）第27条に基づき、北九州工業高等専門学校における試験、学業成績の評価及び学年の課程修了の認定等について定めることを目的とする。

#### 第2章 試験

(試験)

**第2条** 試験は、原則として中間試験、期末試験、定期試験、追試験、再試験及び追認試験（以下「試験」という。）とする。

- 2 中間試験は、各学期の中間の時期に行う。期末試験は、通年科目について前学期末に行う。定期試験は、前学期で終了する科目については前学期末に、通年科目については後学期末に行う。
- 3 平素の成績で評価し得る授業科目については、試験を行わないことがある。
- 4 次の各号に掲げる事由により、試験を受けることができなかつた者については、「追試験受験願」（別紙様式）を学級担任を経て授業担当教員に提出し、その許可を受けて追試験を行うことができる。
  - (1) 疾病（医師の診断書を要する。）
  - (2) 忌引
  - (3) 学校が命じた場合
  - (4) その他やむを得ないと認められる事由（事由の証明を要する。）
- 5 追試験の日程は、授業担当教員が定める。
- 6 再試験及び追認試験の実施に必要な事項は別に定める。

#### 第3章 学業成績の評価

(各授業科目の成績表示及び成績評価)

**第3条** 各授業科目の成績の得点、評語及び評点は、次の区分による。

- 2 学業成績は、学期成績と学年成績とに区分し、授業科目ごとに評価する。

得点	評語	評点
95 ~ 100	A +	4
90 ~ 94	A	4
85 ~ 89	B +	3.5
80 ~ 84	B	3
75 ~ 79	C +	2.5
70 ~ 74	C	2
65 ~ 69	D +	1.5
60 ~ 64	D	1
0 ~ 59	F	0

- 3 各授業科目の学業成績は、試験の成績、平素の成績、出席状況等を総合して得点で評価する。
- 4 やむを得ないと認められる事由により追試験を受験できなかった者の評価は、当該試験以外の試験の点数、平素の成績を考慮して当該試験の点数とすることができる。ただし、この場合の試験点数は満点の7割を超えないものとする。
- 5 前条第4項の各号に該当しないと認められた者又は懲戒処分を受けたため試験を受験することができなかった者の当該授業科目の試験の成績は0点とする。
- 6 試験において不正行為を行った者は、当該授業科目以降の受験を認めない。また、当該授業科目の試験の成績は0点とし、さらに、停学処分期間中の当該授業科目以降のすべての試験（当該試験期間中に試験として実施したものと含む。）に対する追試験を認めない。
- 7 特別活動の評価は、合格又は不合格とする。

（平均評価）

**第4条** 学期成績及び学年成績の平均評点（以下「GPA」という。）は、次の方法で計算する。

- $$\text{GPA} = (\text{科目評点} \times \text{単位数}) \text{ の総和} / \text{総単位数}$$
- 2 必要数を超えて取得した選択科目がある場合は、高得点の科目から順に必要科目数のみをGPAの計算に算入し、その他の選択科目の成績は、GPAの計算から除外する。
  - 3 学外で取得した科目の得点は、GPAの計算から除外する。

## 第4章 学年の課程修了の認定

（学年の課程修了の認定）

**第5条** 学年の課程修了及び進級は、次の各号のすべてを満たした者に対して、校長が認定する。

- (1) 評語「F」がないこと。
  - (2) 欠課時間数が純授業時間数（学修単位科目にあっては純学校授業時間数）の3分の1を超えた科目がないこと。
  - (3) 学校行事の出席時間数が、学校行事総時間数の3分の2以上であること。
  - (4) 第1学年から第3学年については、特別活動の評価が合格であること。
- 2 評語「F」は、当該年度中に再試験を合格することで評語「D」にすることができる。

(課程修了)

**第6条** 第5学年の学年の課程修了を認定された者は、課程を修了したものとする。

(原級留置)

**第7条** 学年の課程修了を認定されない者は、原学年に留まることとする。

(仮進級)

**第8条** 前条の規定に関わらず、第1学年及び第2学年で学年の課程修了が認められなかった者のうち、次の各号のすべてに該当する場合は、仮進級とする。

- (1) 学則別表第1及び第2に定める授業科目のうち、当該学年までの未修得単位数の累積が6単位以下であること。
- (2) 履修科目のうち、欠課時間数が純授業時間数の3分の1を超える科目がないこと。
- (3) 学校行事の出席時間数が、学校行事総時間数の3分の2以上であること。
- (4) 特別活動の評価が合格であること。

2 前項に規定する仮進級に関する必要な事項は、別に定める。

## 第5章 雜則

(学年成績の通知及び証明書の交付)

**第9条** 学期成績又は学年成績の保護者への通知及び学業成績証明書の交付は、評語又は、評点によるものとする。

(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規則は、昭和53年7月6日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。  
2 昭和51年度以前に入学した者の課程修了及び卒業の認定については、なお従前の例による。

(中略)

## 附 則

この規則は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第1条、第3条第4項及び第5項、第4章の章名、第5条の見出し、第5条第1項、第6条、第7条、第8条第1項の規定については令和4年4月1日から適用する。

## 4 専攻科の授業科目の履修等に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、北九州工業高等専門学校学則第63条第3項及び第65条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

**第2条** 専攻科の授業は、1単位時間を標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(履修方法)

**第3条** 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、別に定める「受講申告書」を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(試験)

**第4条** 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に掲げる事由により、定期試験を受験することができなかつた者で、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(1) 疾病（医師の診断書を要する。）

(2) 忌引

(3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

4 再試験は、第5条第1項に規定する評点が60点未満であつた者に対し所定期日までに実施する。

(成績の評価)

**第5条** 成績は、授業科目ごとにシラバスに記載した評価方法に基づき、第4条に規定する試験の成績その他を総合して評点で評価する。

2 成績の評価は、次の区分による。

評価	優	良	可	不可
評点	100～80	79～70	69～60	59～0

3 再試験により合格した授業科目の評点は、60点とする。

4 試験において不正行為を行った者は、当該試験科目以降の受験を認めない。また、当該授業科目的試験の成績は0点とし、さらに、停学処分期間中の当該授業科目以降のすべての試験（当該試験期間中に試験として実施したものому。）に対する追試験を認めない。

（席次）

**第5条の2** 席次は次の方法で算出する。

（1）席次は加重平均点の高い順に決定する。

加重平均点 = (履修科目的評点 × 単位数) の総和 / 総履修単位数

（2）加重平均点は、小数第二位を四捨五入する。

（3）加重平均点に算入する科目は、第1学年においては31単位、第2学年においては62単位を上限とし、総履修単位数が上限を超えている場合は、選択科目のうち評点の高い科目を上限の単位数まで抽出し算入する。

（単位の認定）

**第6条** 次の各号のすべてを満たした授業科目については、当該科目を修得したものとして単位を認定する。

（1）第5条第2項の規定に基づき、評価が優、良及び可に評価されること。

（2）欠課時間数が純授業時間数の3分の1を超えないこと。

（修了に必要な単位）

**第7条** 専攻科の修了に必要な単位は、62単位以上（そのうち、一般科目は10単位以上、専門基礎科目は14単位以上、専門科目は38単位以上とする。）とする。  
（大学等において修得した単位の認定）

**第8条** 大学等において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位を認定することができる。

（再履修）

**第9条** 第5条に定める成績の評価が不可と評価された授業科目は、再履修することができる。

（生産デザイン工学）

**第10条** 本校に「生産デザイン工学」教育プログラムを置く。

2 「生産デザイン工学」教育プログラムについては、別に定める。

3 第7条に規定する修了に必要な単位には、「生産デザイン工学」教育プログラムの定める所定の科目の単位を含むものとする。

(雑則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、校長が定める。

### **附 則**

この規則は、平成8年9月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(中略)

### **附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 5 コース配属規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、学生を北九州工業高等専門学校学則第2条第2項に規定するコースへ配属することに關し必要な事項を定める。

(コース配属の基本方針)

**第2条** コース配属は、学生の希望を優先とする。

2 コースの受入れ可能人数（以下「受入れ可能人数」という。）を希望者が超過した場合は、第4条に規定する成績によりコース配属を行う。

(コース配属の時期)

**第3条** コース配属時期は、第2学年の後学期からとする。

(コース配属決定に用いる成績)

**第4条** コース配属決定に用いる成績（以下「配属用成績」という。）は、次の各号によるものとする。

(1) 第1学年の学年末と第2学年の前学期定期試験後の科目の総合成績の総和とする。ただし、科目の総合成績は、科目総合点に単位数を乗じたものとする。

(2) 前号の総合成績のうち、再試験の対象となった科目の総合成績は、再試験実施前の科目総合点に単位数を乗じたものとする。

(3) 第1号の総合成績のうち、追認試験の対象となった科目の総合成績は、追認試験実施前の科目総合点に単位数を乗じたものとする。

(会議)

**第5条** コース配属に関し、必要な事項を審議するため北九州工業高等専門学校コース配属会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 教務主事

(2) 副教務主事

(3) コース長及び一般科目長

(4) 教務主事が指名する教務主事補

(5) その他校長または教務主事が認めた者

3 会議に議長を置き、教務主事をもって充てる。

4 会議は、配属用成績が確定した後に開催する。

- 5 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
  - 6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 議長に事故あるときは、副教務主事がその職務を行う。
  - 8 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- (コース配属対象者)

**第6条** コース配属の対象者は、当該年度4月1日時点で第2学年に在籍している者とする。

**第7条** 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者はコース配属の対象としない。

- (1) 既にコースに配属されている者
- (2) 会議開催時点で退学している者
- (3) 会議開催時点で後学期の全期間休学を許可された者

(コース配属)

**第8条** コース配属は、次の各号の順に行う。

- (1) 第1希望コース内で、各コース配属用成績順に並べ、順位が受入れ可能人数内である学生は、第1希望のコースに配属する。
  - (2) 第1希望のコースに配属されていない学生は、第2希望のコース内で配属用成績順に並べ、前号で配属された人数と第2希望コース内での順位の合計が受入れ可能人数内であれば、第2希望のコースに配属する。
  - (3) 第2希望でコースに配属されていない学生は、第3希望のコース内で配属用成績順に並べ、前2号で配属された人数と第3希望者内での順位の合計が受入れ可能人数内であれば、第3希望のコースに配属する。
  - (4) 第3希望でコースに配属されていない学生は、第4希望のコースに配属用成績順に並べ、前3号で配属された人数と第4希望者内での順位の合計が受入れ可能人数内であれば、第4希望のコースに配属する。
  - (5) 前4号でコースに配属されていない学生は、第5希望のコースに配属する。
- (コース配属の決定)

**第9条** 校長は、会議の審議結果に基づき学生のコース配属を決定し、学生に対して、別紙様式1によるコース決定通知書を交付する。

**第10条** 校長が決定したコース配属について、「コース変更に関する取扱い要項」（平成30年3月13日校長裁定）に基づくコース変更以外の変更は認めない。  
(年度途中に復学する学生の取扱い)

**第11条** コースに配属されていない学生が、会議開催後に第2学年への復学を許可された場合は、コースの配属人数が受け入れ可能人数に満たないコースの中から、学生の希望するコースへ配属する。

(事務)

**第12条** コース配属の事務は、学生課教務係において処理する。

(雑則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、コース配属に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和6年2月8日から施行する。

## 6 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 北九州工業高等専門学校における授業料等の免除（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）による授業料の免除を除く。）及び徴収猶予に関する取り扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（令和2年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号）のほか、この規則の定めるところによる。

### 第2章 授業料の免除

(免除の対象)

**第2条** 授業料の免除は、本校学生で次に掲げる各号の一に該当する場合において、校長が許可することができる。

- (1) 授業料の各期の納期前6月以内（入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合
  - (2) 死亡又は行方不明のため、除籍した場合
  - (3) 授業料の未納のため、除籍した場合
  - (4) 授業料の徴収猶予を許可していた者が、願い出により退学した場合
- 2 前項に該当しない者で、次の各号の一に該当し授業料の納付が著しく困難であると認められる場合、校長は、国立高等専門学校機構理事長の承認を経て授業料の免除を許可することができる。
- (1) 授業料の各期の納期前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
  - (2) 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(3) 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる場合

(4) その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

3 第1項第1号及び前項の各号の認定については、厚生補導委員会の議を経なければならない。

(免除の額)

**第3条** 授業料の免除は年度を2期に分け、当該期分ごとに行うものとし、免除額は各期分の授業料について、その全額又は半額とする。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）又は修学支援法により授業料の一部が支援されている場合、免除の額は、授業料の全額又は半額から就学支援金支給法又は修学支援法により支援される額を減じた額とする。

(休学の場合)

**第4条** 休学を許可され、次に掲げる各号の一に該当する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月から免除する。

(1) 休学許可日が、授業料の納期以前である場合

(2) 授業料の徴収猶予を許可された場合（ただし、就学支援金支給法による支援金及びその他授業料に充てることを目的とした支援金等の支給額が未決定のための徴収猶予は除く。）又は月割分納の許可を受けている場合

(許可の取消)

**第5条** 授業料の免除の許可決定後免除の事由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料を、直ちに納付しなければならない。

(免除実施可能額)

**第6条** 免除総額は、毎年度当初独立行政法人国立高等専門学校機構本部から通知を受けた額の範囲内で行うものとする。

(免除の手続)

**第7条** 授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を校長

に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書（様式1）
- (2) 市区町村長の発行する所得証明書
- (3) 学資負担者が死亡した場合は、死亡を証明する書類、風水害等の災害を受けた場合は、その程度を証明できる詳細な被災証明書
- (4) その他学校が指定する証明書類等

2 第2条第2項の各号に該当する者は、授業料免除申請書（特別措置）（様式2）をもって授業料免除申請書に代える。

（免除の申請期間）

**第8条** 授業料免除の申請期間は、学生課学生支援係が掲示にて周知する期間とする。

### 第3章 寄宿料の免除

（免除の対象及び免除の額）

**第9条** 寄宿料の免除は、本校寮生で次に掲げる各号の一に該当する場合において、未納の全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため、除籍した場合
- (2) 授業料の未納のため、除籍した場合
- (3) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合

### 第4章 授業料の徴収猶予

（徴収猶予の対象）

**第10条** 授業料の徴収猶予は、学生が次の各号の一に該当する場合において、行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合  
(徴収猶予の手続)

**第11条** 授業料の徴収猶予は、学生（学生が行方不明の場合は学生に代わる者）の申請に基づき、第7条に準じて行う。  
(徴収猶予の申請期間)

**第12条** 授業料の徴収猶予の申請期間は、第8条に準じて行う。  
(徴収猶予の期限)

**第13条** 授業料の徴収猶予の期限は、次のとおりとする。  
    前期分 9月末日まで  
    後期分 3月末日まで  
(月割分納)

**第14条** 特別の事情がある場合は、授業料の月割分納を許可することができる。  
この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。  
(月割分納の納期)

**第15条** 授業料の月割分納の納期は毎月末日までとする。ただし、休業期間中の分は、当該休業期間の開始前に納入するものとする。  
(許可の取消)

**第16条** 授業料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予の事由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。  
2 前項の規定により許可を取り消された者は、未納の授業料を、直ちに納付しなければならない。  
(休学、退学の場合)

**第17条** 授業料の徴収猶予を許可された者が、学年の中途において休学若しくは退学した場合は、未納の授業料を直ちに納付しなければならない。

## 第5章 條則

(雑則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## **附 則**

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

(中略)

## **附 則**

- 1 この規則は、令和2年12月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年度に第4学年以上（専攻科を含む。）に在籍していた学生に係る、在籍期間中（学科の学生が、卒業後に引き続き学校の専攻科に在籍する期間も含む。）の経済的理由によって納付が困難でありかつ学業優秀と認められる場合の授業免除の取り扱いについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## **附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## **附 則**

この規則は、令和5年3月9日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

## 7 入学料免除及び徴収猶予に関する取扱規則

(趣旨)

**第1条** 北九州工業高等専門学校における入学料の免除（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）による入学料の免除を除く。）及び徴収猶予に関する取り扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（令和2年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号）のほか、この規則の定めるところによる。

(免除の対象)

**第2条** 免除の対象となる者は、次の各号の一に該当し入学料の納付が著しく困難であると認められる者とする。

- (1) 入学前1年以内において、本校に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本校に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(免除の額)

**第3条** 免除の額は、入学料の全額又は半額とする。

2 修学支援法により入学料の一部が支援されている場合、免除の額は、入学料の全額又は半額から修学支援法により支援される額を減じた額とする。

(免除の手続)

**第4条** 免除を受けようとする者は、入学料免除願（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添え、入学手続終了の日までに校長に申請しなければならない。

- (1) 市区町村長の発行する所得証明書
- (2) 学資負担者が死亡した場合は、死亡を証明する書類、風水害等の災害を受けた場合は、その程度を証明できる詳細な被災証明書
- (3) その他学校が指定する証明書類等

(免除の許可)

**第5条** 免除の許可は、前条の申請に基づき、厚生補導委員会の議を経て独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認の上、校長が行う。

2 入学料の免除の許可決定後、免除の事由が消滅した場合は、その許可を取り

消すものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された入学料を、直ちに納付しなければならない。

(徴収猶予等)

**第6条 徴収猶予の対象となる者は、次の各号の一に該当する者とする。**

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本校に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 徴収猶予を受けようとする者は、入学料徴収猶予願（第2号様式）に、第4条各号に掲げる書類を添え、入学手続終了の日までに校長に申請しなければならない。

3 徴収猶予の許可は、前条の申請に基づき、厚生補導委員会の議を経て校長が行う。ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

4 免除又は徴収猶予の申請をした者については、その決定の日までの間は、入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（第3項のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。）は、その決定の告知があった日から起算して14日以内に、所定の入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

7 入学料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予の事由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

8 入学料の徴収猶予を許可された者が、学年の中途において休学若しくは退学したとき、又は前項の規定により許可を取り消された場合は、未納の入学料を直ちに納付しなければならない。

(死亡、行方不明又は未納による除籍による免除)

**第7条** 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和53年4月27日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

(中略)

#### 附 則

この規則は、令和2年12月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## **8 「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料及び入学料の免除に関する取扱規則**

(趣旨)

**第1条** 北九州工業高等専門学校における、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）による授業料及び入学料の免除に関する取り扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（令和2年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号）のほか、この規則の定めるところによる。

(免除の対象)

**第2条** 修学支援法による授業料及び入学料の免除の対象となる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構が実施する給付奨学生の資格を有する者
- (2) 日本学生支援機構が実施する給付奨学金に申込み行わない者で、文部科学省通知の定める修学支援法の認定要件を満たす者

(免除の許可)

**第3条** 免除の許可は、当該学生の申請に基づき、厚生補導委員会の議を経て、校長が修学支援法の支援対象者として認定し、授業料及び入学料の免除を許可する。

(免除の額)

**第4条** 授業料及び入学料の免除の額は、原則として大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）で定める額とする。

(免除の手続)

**第5条** 修学支援法による授業料及び入学料の免除を受けようとする者は、第1号様式の大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書に、必要書類を添え、所定の期日までに校長に提出しなければならない。

2 修学支援法の支援対象者として認定された者で、継続して修学支援法による授業料等の免除を受けようとする者は、第2号様式の大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書に、必

要書類を添え、所定の期日までに校長に提出しなければならない。

3 次の各号の一に該当し家計急変を事由として修学支援法による授業料及び入学料の免除を受けようとする者は、家計急変発生後3ヶ月以内（入学生で入学前年の1月以降の入学前に家計が急変した場合、入学月から3ヶ月以内）に、第1項で定める書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 生計維持者の方又は両方が死亡した場合
- (2) 生計維持者の方又は両方が事故又は病気により、半年以上、就労が困難な場合
- (3) 生計維持者の方又は両方が失職（非自発的失業の場合に限る。）した場合
- (4) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、被災により、生計維持者の方又は両方が生死不明、行方不明、就労困難などにより世帯収入が大きく減少した場合

4 入学生で入学前年の1月以降の入学前に家計が急変し前項の各号に該当する場合で、入学月から3ヶ月を経過した場合、前項の規定にかかわらず、第1項で定める書類を提出した日の属する月を始期として授業料等の免除の申請をすることができる。

5 特別な事由がある場合、校長は、第3項で定める申請期間を変更することができる。

（許可の取消）

**第6条 授業料又は入学料免除の許可後、次の各号の一に該当する場合は、その許可を取り消すものとする。**

- (1) 日本学生支援機構が実施する給付奨学生の資格の廃止又は効力の停止があった場合
- (2) 文部科学省通知の定める適格認定により、その認定の取消又は効力の停止があった場合
- (3) 退学又は休学により、修学支援法の認定の取消又は効力の停止があった場合

2 前項の規定により、許可を取り消された者は、修学支援法により支援されない授業料及び入学料を直ちに納付しなければならない。

(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和2年12月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者の授業料等の免除の手続については、改正前の様式1及び様式2を用いることができる。

## 9 学生掲示規則

(趣旨)

**第1条** 北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の掲示については、学生準則第36条に規定されているもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

**第2条** この規則は、学生の掲示物の適正化を図り、校内の秩序を維持することを目的とする。

(掲示許容範囲)

**第3条** 掲示の内容については、次の各号の一に該当しないものでなければならない。

- (1) 宗教活動に関するもの
- (2) 政治活動に関するもの
- (3) 事実に違反又は極端に誇張して一般学生の適正な判断を欠くおそれのあるもの
- (4) 特定の個人、法人及び機関等をひぼうし、又はその名誉を傷つけるもの
- (5) 違法なもの又は違法な行為をそそのかすもの
- (6) 不体裁で品位に欠けるもの、又は見る者に嫌悪感を与えるもの
- (7) その他校内の秩序又は風紀を乱すおそれのあるもの

(掲示許可申請)

**第4条** 学生が掲示しようとする場合は、掲示物を学生主事を経て、校長に提出し、事前にその許可を受けなければならない。

(掲示許可)

**第5条** 前条の許可願が提出された場合、校長は掲示物の内容・形状等を審査の上、法令・規則等に照らし、差し支えないと認めるときは、掲示物に掲示期間を明示した検印を押して交付し、許可するものとする。

(掲示上の留意事項)

**第6条** 掲示板使用に当たっては、本校諸規則等を遵守するとともに次の事項を厳守しなければならない。ただし、掲示物の大きさ及び掲示期間について特に校長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 掲示物の大きさは、原則としてB4判とする。
  - (2) 掲示期間は、原則として1週間以内とする。
  - (3) 掲示物には必ず掲示責任者名を記載する。
- (掲示責任)

**第7条** 掲示内容に関するすべての責任は、掲示責任者において負わなければならぬ。

(掲示場所)

**第8条** 学生が掲示できる掲示板は、学生用掲示板とする。

2 学生用掲示板以外の場所で掲示することはできない。ただし、学生会等の行事のため特に校長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(掲示物の撤去)

**第9条** 校長は、許可内容に相違する掲示物、掲示期間を経過した掲示物及び無許可の掲示物を発見したときは、直ちに撤去を命じ、又は関係の職員に指示して撤去させるものとする。

(罰則)

**第10条** 本規則に違反した者は、処罰することがある。

## 附 則

この規則は、昭和42年10月1日から施行する。

(中略)

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 10 学生施設・設備使用規則

(趣旨)

**第1条** 北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の施設・設備の使用については、学生準則第37条に規定されているもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

**第2条** この規則は、本校における施設（以下「施設」という。）の管理の適正を期し、円滑な運営を行うことを目的とする。

(施設の種類)

**第3条** 施設の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教室及び実験室等
- (2) 学生の厚生施設等
- (3) 体育館、武道場、運動場及びその他の体育施設

(施設使用許可申請)

**第4条** 本来の目的以外及び定められた時間以外に施設を使用しようとする場合は、学生準則第37条に規定する学校施設・設備・教室等使用許可願を学生課長を経て校長に提出し、事前にその許可を受けなければならない。

(施設使用許可)

**第5条** 前条の許可願が提出された場合、校長は使用の目的・内容等を検討の上、法令・規則等に照らし、差し支えないと認めるときは、許可するものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、これを許可することができない。

- (1) 宗教活動を目的とするもの
- (2) 政治活動を目的とするもの
- (3) 営利を目的とするもの（学生の福利厚生のために行う場合を除く。）
- (4) 違法・不当な行為を行うことを目的とするもの
- (5) 校内の空地、屋上、廊下及び階段等を使用するもの（学生の福利厚生のために使用するものを除く。）
- (6) その他校長が教育上不適当と認めるもの

(施設使用上の留意事項)

**第6条** 施設の利用に当たっては、本校諸規則等を遵守するとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 前条ただし書の各号に掲げる行為を行わないこと。
- (2) 許可を受けた使用の場所及び期間又は時間を守ること。
- (3) 喧噪にわたる行為等により使用を認められた施設の周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
- (4) 許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は他人に使用させないこと。
- (5) 施設及び備品の取扱いに十分注意し、使用後は整理・整とん・清掃を行うこと。

(施設保全)

**第7条** 使用者が施設及び備品を破損、汚損又は亡失した場合は、速やかに修理又は補償して使用前の状態にして返還しなければならない。

(施設使用の禁止)

**第8条** 校長は、施設を使用している者に不当の行為があった場合並びに第6条及び前条に違反した場合は、その使用を禁止する。

(施設管理責任者の立入り)

**第9条** 施設使用中であっても管理上必要と認めたときは、責任者は隨時立ち入ることができる。

(施設使用後の報告)

**第10条** 使用責任者は、使用終了後必ず学生課学生支援係を経て校長に報告しなければならない。

2 使用日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに平日の勤務時間外の場合は、警備員に報告しなければならない。

(校内立入りの規制等)

**第11条** 校長は、校内又は校内の特定の場所において、校内の秩序を乱し、公務執行の妨害並びに職員及び学生の安全をおびやかすような行為をし、又はこれららの行為をしようと準備し、そのため学校の正常な運営に支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、当該個所への立入りの規制を行うとともに、これらの行為が行われる場合においては速やかに退去を命ずる。

(罰則)

第12条 本規則に違反した者は、処罰することがある。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和44年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行と同時に従前の北九州工業高等専門学校施設・設備使用内規（昭和42年10月1日制定）は、廃止する。

（中略）

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年3月9日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

## 11 ITセンター利用規則

(目的)

**第1条** この規則は、北九州工業高等専門学校ITセンター規則第9条に基づき、ITセンターの施設利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

**第2条** ITセンターの施設を利用する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本校の教職員で、教育、研究及び事務処理のために利用する者
- (2) 本校の学生で、学習及び研究のために利用する者
- (3) その他校長が認めた者

(利用時間)

**第3条** ITセンターの施設利用時間は、平日の8時30分から17時00分までとする。ただし、必要に応じて変更することがある。

2 前項の規定にかかわらず、利用時間以外に利用を希望する場合は、所定の手続きを経て利用することができる。

(個人利用時間帯)

**第4条** 個人利用時間帯は、前条に定めた利用時間のうち、昼休みや放課後等ITセンターの施設が授業等で使用されていない時間帯とする。

(ITセンターの利用)

**第5条** ITセンターの施設を利用する場合は、利用者が自ら所定の手続きによりITセンターへ申し込むものとする。

2 第3条第2項の規定により利用する場合は、ITセンター施設時間外利用申込書（別紙様式）をITセンターへ提出するものとする。

(遵守事項)

**第6条** ITセンターの施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項に従うとともにITセンターが定める利用心得を遵守しなければならない。

- (1) ITセンターの設備及び備品（以下「設備品」という。）に関する指示及び取扱要領を理解して使用すること。
- (2) 学生は、指導教員又はITセンター職員の指導の下に使用すること。
- (3) 設備品は、原則としてITセンター外に持ち出して使用しないこと。
- (4) 設備品の使用中に事故又は故障があった場合は、速やかにITセンター職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) ITセンター施設内では、常に静粛にし、飲食及び喫煙等を行わないこと。

- (6) LAN及びインターネットを通じて、わいせつなページの閲覧、不正アクセス、著者権を侵害する行為等公序良俗に反する行為及び不法行為を行わないこと。
- (7) ITセンターの施設の利用後は、設備品を使用前の状態に整理・整とんするとともに、利用時間外にあっては消灯・施錠等を確認すること。

(弁償)

**第7条** ITセンターの施設利用者は、故意又は重大な過失により設備品を破損又は紛失した場合は、これを弁償しなければならない。

(利用の制限)

**第8条** ITセンター長は、本規則又はITセンター職員の指示に従わない利用者に、一定期間ITセンターの施設利用を制限又は禁止することができる。

(鍵の管理・貸与・返納)

**第9条** 利用時間外にITセンターの施設を利用する場合は、利用責任者が警備員から鍵の貸与を受け、利用後はITセンターの施設を施錠の上、警備員へ返納するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 北九州工業高等専門学校電子計算室利用規則（昭和62年規則第3号）は、廃止する。

(中略)

#### 附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

## ITセンター施設利用心得

### (目的)

- 1 本利用心得は、北九州工業高等専門学校ITセンター利用規則（以下「利用規則」という。）第6条に基づき、北九州工業高等専門学校ITセンター（以下「ITセンター」という。）施設利用の遵守事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用申請及びアカウントの発行)

- 2 学生が利用する場合は、別途様式「ITセンター演習室 アカウント申請書」に必要事項を記入してITセンターに提出し、ITセンターからアカウントの発行を受けなければならない。

なお、教職員及びITセンター長が認めた者が利用する場合は、事前にITセンターに連絡するものとする。

### (遵守事項)

- 3 ITセンターの施設・設備品を利用する者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。万一これらに違反した場合は、利用規則第8条によりアカウントを一時停止または取り消される場合がある。

- (1) ゲームなど、教育に関連性のないコンテンツのダウンロード及び使用
- (2) 公序良俗に反する利用
- (3) 著作権、特許権など、知的所有権を侵害する利用
- (4) 優利、宗教、政治など、ITセンターで認めた目的以外の利用
- (5) 利用者IDおよびパスワードの第三者への開示、貸与、あるいは譲渡
- (6) 他者の利用者IDあるいはパスワードの不正な入手
- (7) 他者のプログラムやデータのファイル類への不正なアクセスあるいはそれらの改ざん
- (8) 連鎖メールや迷惑メールなど、好ましくないメールの発信
- (9) ITセンター及び他組織の計算機およびネットワークシステムの正常運営に支障を來す利用
- (10) 上記のほか、法令や社会倫理に反する、あるいは他者の正常利用に支障を來す利用

(その他)

- 4 本利用心得は、ITセンターを取り巻く環境の変化に応じ、ITセンター専門委員会の審議により隨時改正できるものとする。

**附 則**

本利用心得は、平成14年7月25日に施行し、平成14年4月1日より適用する。

**附 則**

本利用心得は、平成24年4月1日から施行する。

## 12 図書室利用規則

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、北九州工業高等専門学校図書館規則（昭和61年4月1日施行）第5条の規定に基づき、北九州工業高等専門学校図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書資料等の管理)

**第2条** 図書室は、次の各号に掲げる図書資料等を備え付け、及び管理する。

- (1) 一般図書
- (2) 辞書、事典、美術書及び貴重図書
- (3) 定期刊行物
- (4) 視聴覚資料その他の資料

(利用者の範囲)

**第3条** 図書室を利用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 本校在学生及び教職員
- (2) 一般の利用者

(図書室利用の範囲)

**第4条** 図書室利用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書資料等の室内利用
- (2) 図書資料等の室外帶出
- (3) 参考資料等の利用

(開室時間)

**第5条** 図書室の開室時間は次のとおりとする。ただし、校長が、必要と認めた場合は、これを変更することができる。

- (1) 平 日 8時45分から20時まで
- (2) 土曜日 10時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、北九州工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）

第10条第1項第3号から第7号までに掲げる休業日の開室時間については次のとおりとする。

平 日 8時45分から17時まで

3 第1項第1号の規定にかかわらず、試験開始前2週間は、8時45分から21時まで開室する。

(休室日)

**第6条** 図書室の休室日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、校長が、必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

(4) 学則第10条第1項第3号から第7号までに掲げる休業日である土曜日

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、試験期間中及び試験開始前2週間は、10時から17時まで開室する。

(図書帶出券)

**第7条** 図書帶出券は、第3条第1号及び第2号に掲げる者から申請があったときに交付する。ただし、学生については学生証、常勤の教職員については職員証をもって代えるものとする。

2 図書帶出券は、他人に貸与してはならない。

3 図書帶出券は、原則として再交付しない。

## 第2章 室内利用

(遵守事項)

**第8条** 図書室を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書資料等は、所定の場所で利用すること。

(2) 閲覧の終了した図書は、必ず所定の位置に返すこと。

(3) 図書室内では、学生課学生支援係（以下「図書室」という。）の指示に従うこと。

(室内閲覧)

**第9条** 開架図書は、室内において自由に利用することができる。

2 閉架図書は、図書室の指示に従って利用しなければならない。

### 第3章 室外帶出

(帶出手続)

**第10条** 図書資料等の帶出を希望する場合は、図書資料と図書帶出券又は学生については学生証、常勤の教職員については職員証を図書室に提出し、帶出の手続をしなければならない。

(帶出禁止の図書資料等)

**第11条** 次の各号に掲げる図書資料等は、原則として室外帶出を禁止する。

- (1) 辞典、事典、ハンドブック、便覧、索引等の参考図書
- (2) 閲覧室展示の雑誌の最新号
- (3) その他貴重図書

(帶出冊数及び期限)

**第12条** 図書資料等の帶出は、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、夏季休業中における図書の帶出は、そのつど定める。

(1) 学生用図書

帶出者	帶出冊数	帶出期間	備 考
学 生	5 冊以内	2 週間以内	ただし、卒業研究中の学生及び専攻科の学生にあっては、左記のほかに、研究用として利用する場合に限り、5 冊以内を 3 ヶ月以内で帶出できる。
教職員	5 冊以内	2 週間以内	

(2) 教育研究用及び事務参考用図書

区 分	帶 出 者	帶 出 冊 数	帶 出 期 間
教育研究用	教 育 職 員		
事務参考用	事 務 系 職 員	150 冊以内	1 年 間

(3) 視聴覚資料

帶出者	帶出点数	帶出期間	備考
学 生	3 点以内	1 日	
教 職 員	10 点以内	1 年 間	附属施設内で利用する場合に限る。

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育・研究又は管理等のため、帶出を制限又は緩和することがある。

(転貸の禁止)

**第13条** 帯出中の図書資料等は、これを転貸してはならない。

(返納手続)

**第14条** 帯出図書資料等を返納するときは、帶出図書資料を図書室に提出して返納の手続をしなければならない。

(退学、退職等の措置)

**第15条** 学生及び教職員は、次の各号の一に該当することとなったときは、帶出した図書を直ちに返納しなければならない。

- (1) 学生が転・退学、休学又は卒業するとき。
- (2) 教職員が転・退職又は休職するとき。

## 第4章 参考資料等の利用

(参考資料等の利用)

**第16条** 学生及び教職員は、学習及び教育・研究のため、参考調査、他の図書館等との相互利用及び他の図書館等の資料の文献複写を図書室に依頼することができる。

## 第5章 罰則

(弁償)

**第17条** 利用者は、図書資料等を汚損、破損又は紛失したときは、図書室の指示に従って、これを弁償しなければならない。

(利用の制限)

**第18条** 校長は、この規則に違反し、又は図書室の指示に従わない者には、一定期間図書室の利用を禁止することがある。

## 第6章 雜則

(雑則)

**第19条** 図書室資料を利用者の閲覧に供するため、図書室資料目録及びこの規

則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

#### **附 則**

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 北九州工業高等専門学校図書館利用規則（昭和57年2月1日施行）は、廃止する。

（中略）

#### **附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、令和4年9月8日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

## 13 福利施設利用規則

(趣旨)

**第1条** 北九州工業高等専門学校における福利施設（以下「会館」という。）の学生の利用及び使用については、北九州工業高等専門学校学生施設・設備使用規則（以下「使用規則」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(利用時間)

**第2条** 会館内各施設（以下「施設」という。）を利用又は使用できる時間（以下「利用時間」という。）は、平日の8時30分から17時00分までとする。ただし、校長が必要と認める場合は、変更することがある。

(休館日)

**第3条** 会館の休館日は次の各号のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合は、変更することがある。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

(施設使用届)

**第4条** 本来の目的及び第2条に規定する利用時間において施設を利用又は使用しようとする場合は、あらかじめ施設使用届（第1号様式）により学生課長を経て校長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる施設については、次項に規定する場合を除き、届出をしないで利用又は使用することができる。

- (1) 食堂及び売店
- (2) 保健室
- (3) 多目的ホール
- (4) 玄関ホール及びベランダ

2 前項第3号の施設を集会、絵画・写真の展示等に独占的に使用する場合は、前項本文の規定を適用する。

(受理)

**第5条** 前条の施設使用届が提出された場合、校長は、使用目的・内容等を検討

の上、法令・規則等に照らし、差し支えないと認めるときは、これを受理するものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、これを受理することができない。

- (1) 宗教活動を目的とするもの
  - (2) 政治活動を目的とするもの
  - (3) 営利を目的とするもの（学生の福利厚生のために行う場合を除く。）
  - (4) 違法・不当な行為を行うことを目的とするもの
  - (5) 会館の屋上、廊下及び階段等を使用するもの
  - (6) その他校長が不適当と認めるもの
- (利用上の遵守事項)

**第6条** 施設の利用又は使用に当たっては、本校諸規則等を遵守するとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 前条ただし書の各号に掲げる行為を行わないこと。
- (2) 届け出た使用の場所及び期間又は時間を守ること。
- (3) 届け出た目的以外に施設を使用し、又は他人に使用させないこと。
- (4) 喧噪にわたる行為等により利用又は使用を認められた施設の周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと、
- (6) 施設の清潔・整とんに留意し、設備・備品等を無断で所定の場所から移動させないこと。
- (7) 設備及び備品の取扱いに十分注意し、利用又は使用中に破損、汚損又は亡失したときは、速やかに学生課学生支援係（以下「学生支援係」という。）に届け出て、その指示に従うこと。
- (8) 施設を利用又は使用した後は、その設備・備品を使用前の状態に整理・整とんするとともに、当該施設の戸締り消灯等を確實に行うこと。

(鍵の保管・貸与・返納)

**第7条** 施設の鍵は、学生支援係で保管する。

- 2 第5条の規定により施設使用届を受理したとき又は使用規則第5条の規定により施設使用を許可したときは、使用責任者に当該施設の鍵を貸与する。
- 3 使用責任者は、施設使用後施錠し、学生支援係に鍵を返納しなければならない。ただし、利用時間外にあっては、警備員に返納するものとする。

(施設使用の禁止等)

**第8条** 校長は、施設を利用又は使用している者に不当な行為があった場合並びにこの規則及び施設の利用又は使用に関する指示事項に違反する行為があった場合は、施設の利用又は使用を禁止し、又は処罰することがある。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

(中略)

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和5年3月9日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

## 14 学生会会則

### 第1章 総則

**第1条** 本会は、北九州工業高等専門学校学生会と称する。

**第2条** 本会は、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育指導の下に、学生の自発的かつ健全な活動を図り、人間形成を助長し、もって高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

**第3条** 本会は、本校の学生全員をもって構成し、入学と同時に入会するものとする。

**第4条** 全学生は、会員としての権利を有するとともに、本会議決機関による決定を遂行し、会則に定められた会費を納入しなければならない。

2 本会の諸機関は、正当に認められた権利を有し、その活動に当たっては、学則及び学生準則その他本校の定める諸規則等にしたがって指導を受けなければならない。

**第5条** 本会の役員名簿、予算・決算報告書及び事業計画書その他必要な書類は、学生主事を経て校長の承認を得なければならない。

**第6条** 本会の諸機関に指導教員を置く。

2 指導教員は、校長の命により学生主事の総括の下に、諸機関の活動の指導に当たるものとする。

**第7条** 本会の諸活動に当たって必要な際は、会長は、関係職員に出席を依頼し、助言を求めることができる。

### 第2章 組織及び役員

**第8条** 本会に、第2条の目的を達成するため、次の組織を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 評議会
- (3) 役員会
- (4) 会計監査委員会
- (5) 学級会
- (6) 局及び部

**第9条** 本会を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 局長 各1名
- (4) 書記 3名
- (5) 会計 2名

2 前項の役員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、再任を妨げない。

**第10条** 会長及び各局長は、全会員の投票により選出する。

2 副会長、書記及び会計は、会長が評議会の承認を経て委嘱する。

3 会長及び各局長の選挙については、別に定める。

**第11条** 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 局長は、局を代表し、局務を統轄する。
- (4) 書記は、各種会議の内容を記録、保管し、本会の庶務に関する事務を行う。
- (5) 会計は、本会の予算及び決算のほか会計に関する事務を行う。ただし、出納に関する事務は、本校事務部に委嘱する。

**第12条** 役員は、評議員及び監査委員を兼ねることはできない。

**第12条の2** 本会に顧問を若干名置く。

2 顧問の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、会長が評議会の承認を得て、会長、各局長若しくは副会長の経験を有する者に委嘱する。

4 顧問は、会長及び各局長の諮詢に応じる。

### 第3章 学生総会

**第13条** 学生総会（以下「総会」という。）は、全会員で構成し、本会の最高議決機関であって、会員は、総会に出席する義務を有し、自由に意見を表明することができるとともに、その議決に従わなければならない。

**第14条** 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は4月及び10月に開催し、臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 全会員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の過半数が必要と認めたとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

**第15条** 総会は、会長が招集し、開催日時、場所及び議題その他必要な事項は、開催日を含めて3日以前（学則第10条に規定する休業日（以下「休業日」という。）を除く。）に公示しなければならない。

**第16条** 総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

**第17条** 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。

**第18条** 総会の議長は、評議会において評議員から1名選出し、総会の承認を得なければならない。

2 副議長は、総会の議長が総会の承認を得て会員の中から委嘱する。

**第19条** 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の事業計画に関すること。
- (2) 本会の予算及び決算に関すること。
- (3) 本会会則の改正に関すること。
- (4) その他重要な事項。

#### 第4章 評議会

**第20条** 評議会は、総会の代行議決機関として、本会の運営に関する事項を審議決定する。

**第21条** 評議会は、評議員をもって構成する。

2 評議員は各学級から2名ずつ選出する。

3 役員は、評議会に出席し、意見を述べることができる。

**第22条** 評議会は、定期評議会及び臨時評議会とする。

2 定期評議会は毎月1回開催し、臨時評議会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 評議員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 会計監査委員長が必要と認めたとき。
- (4) 評議会の議長が必要と認めたとき。

**第23条** 評議会は、会長が招集し、開催日時、場所及び議題その他必要な事項を開催日を含めて3日以前（休業日を除く。）に公示しなければならない。

**第24条** 評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

**第25条** 評議会の議決は、出席した評議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

**第26条** 評議会の議長及び副議長は、年度始めの評議会において互選し、その任期は1年とする。

**第27条** 評議会の議決内容は、評議会開催後開催日を含めて3日以内（休業日を除く。）に公示しなければならない。

## 第5章 会計監査委員会

**第28条** 本会に会計監査委員会を置き、会計事務を監査する。

**第29条** 監査委員は、各学級ごとに1名ずつ選出した者の中から各学科各3名を互選し、総会の承認を得なければならない。

2 会計監査委員会に監査委員長を置く。

3 監査委員長は、監査委員の互選により、選出する。

**第30条** 監査委員長は、監査の結果を評議会及び総会に報告しなければならない。

## 第6章 学級会

**第31条** 学級会は、本会活動の基盤をなすもので、各学級ごとに構成し、少なくとも毎月1回は開催しなければならない。

## 第7章 部局長会

**第32条** 本会の目的達成のため次の局を置く。

(1) 文化局

(2) 体育局

(3) 報道局

(4) 渉外局

2 各局に部を置く。

**第33条** 各局に局長を、各部に部長を置き、部長は各部の部員の中から選出する。

2 局長は、会員の中から副局長その他必要な局員を委嘱することができる。

**第34条** 会長及び各局長は、局又は部相互間の連絡調整のため、適宜部局長会を開催する。

**第35条** 局長は、他の局長及びすべての部の部長を兼任することはできない。

**第36条** 部の新設、解散及び合併は、評議会の議を経て校長の承認を得なければならない。

## 第8章 会計

**第37条** 本会の運営に要する経費は、入会金、会費及び寄附金をもって充てる。

**第38条** 入会金は2,000円とし、本会に入会すると同時に納入しなければならない。ただし、転入学生については、転入学した日から15日以内に納入しなければならない。

**第39条** 会費は、年額4,800円とし、前期及び後期の2回に分けて納入し、それぞれの期において納入する額は年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の会費は、4月及び10月に納入するものとし、転入学については前条のただし書による。

**第40条** 納入した会費及び入会金は原則として返付しない。ただし、休学生には、休学期間中（休学した月から復学した月まで）月割りでその期間に相当する会費を返付し、又は納入を免除する。

**第41条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 会則の改正

**第42条** 会則の改正は、総会の議を経て校長の承認を得なければならない。

### 附 則

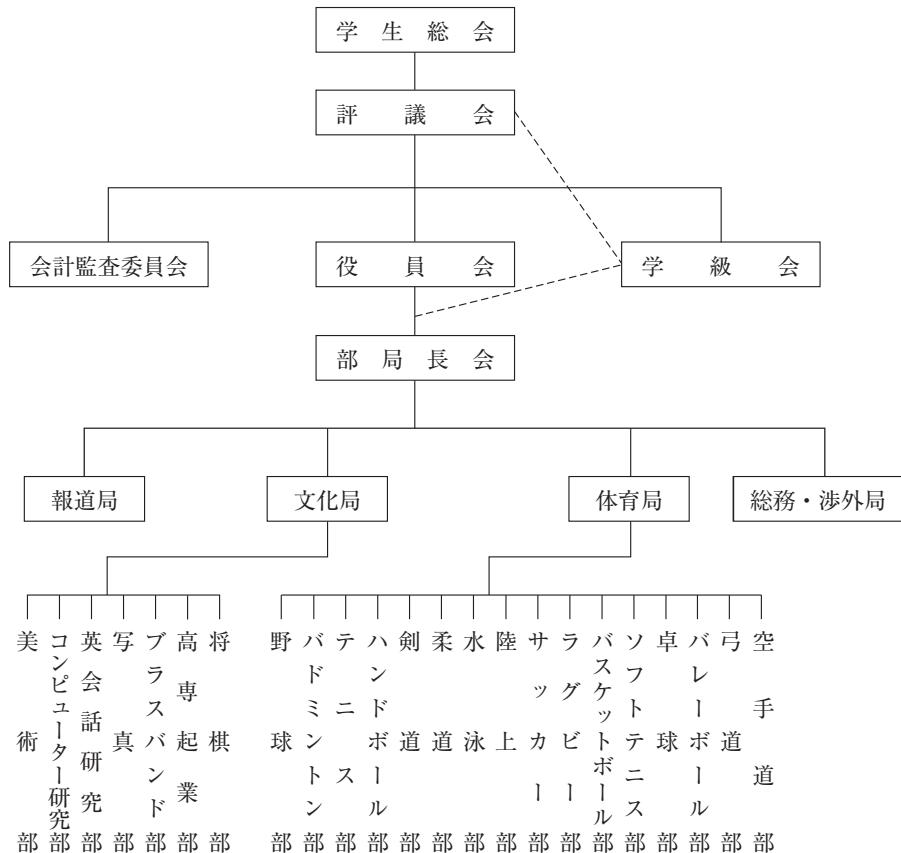
この会則は、昭和46年10月22日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

(中略)

### 附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

## 学生会組織図



なお、愛好会・研究会として次のものがある。

SDGsの会、文学愛好会、ギターコーラス同好会、宇宙科学研究会、化学愛好会、  
ロボットデザイン研究会、数学愛好会

## 15 学生会選挙細則

**第1条** この細則は、北九州工業高等専門学校学生会会則第10条第3項の規定に基づき、会長及び各局長の選挙に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 選挙は、次の各号の一に該当する場合、選挙管理委員会が行う。

- (1) 会長及び各局長の任期が満了するとき。
- (2) 会長又は局長が辞任したとき。
- (3) 会長又は局長に欠員を生じたとき。

**第3条** 選挙管理委員会は、各学級からそれぞれ1名ずつ選出された委員によって構成する。

2 選挙管理委員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、再任を妨げない。

**第4条** 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。  
3 委員長は、役員並びに総会の議長及び副議長並びに評議会の議長及び副議長を兼ねることはできない。

**第5条** 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙日時及び場所の公示をすること。
- (2) 立候補者を受け付けること。
- (3) 選挙運動に関する必要事項の決定及びその公示をすること。
- (4) 投票事務を管理すること。
- (5) 開票事務及び結果の報告並びにその記録を保存すること。
- (6) その他選挙に必要な業務を行うこと。

**第6条** 選挙管理委員会は、総会以外のいかなる機関からもその業務に関して制約を受けない。

**第7条** 選挙は、通常1月に行う。ただし、会長又は局長に欠員を生じた場合、選挙管理委員会は、欠員発生日から5日以内（学則第10条に規定する休業日（以下「休業日」という。）を除く。）に選挙の期日を公示し、補欠選挙を行わなければならない。

**第8条** 選挙の期日は、少なくとも15日前に公示しなければならない。

**第9条** 会長又は局長に立候補しようとする者は、選挙の期日公示の日から5日

以内（休業日を除く。）にいずれかを指定して、責任者1名及び推薦者10名以上が署名押印した所定の推薦者名簿を添えて届け出なければならない。

**第10条** 選挙管理委員は、会長及び局長に立候補することはできない。

**第11条** 投票は、選挙管理委員会の管理の下に行われる。

**第12条** 不在者投票及び委任投票はできない。

**第13条** 選挙管理委員は、立候補者の選挙運動をしてはならない。

**第14条** 開票は、推薦責任者立会いの下に選挙管理委員会が行う。

**第15条** 投票数が有権者の3分の2に満たない場合その選挙は無効となり、その翌日をもって再公示し、再選挙を行うこととする。

**第16条** 会長の選出については、有効投票の過半数を得た者を当選とする。

2 有効投票の過半数の得票者がいない場合は、次の要領により当選者を決定する。

(1) 上位得票者2名につき決戦投票を行い決定するものとし、得票数が同じ場合は、選挙管理委員長立会いの下に当事者間の話し合いによって決定する。ただし、話し合いがつかないときは、抽選によって決定する。

(2) 1位得票者が3名以上又は2位得票者が2名以上いる場合は、選挙管理委員長立会いの下に当事者間の話し合いによって2名を決定の上、前号の方法により決定する。ただし、話し合いがつかないときは、抽選により2名を決定し、前号の方法により決定する。

**第17条** 局長の選出については、すべて前条の会長の選出に準ずる。

**第18条** 立候補者数が定足数と同じ場合は、信任投票を行い、有効投票の過半数を得た者を当選とする。

**第19条** 立候補者数が定足数に満たない場合は、評議会が不足の候補者を推薦し、定足数の候補者に対して信任投票を行い、有効投票の過半数を得た者を当選とする。

**第20条** 選挙管理委員会が不正な選挙運動を行ったと認めた者についての当選は無効とする。

**第21条** この細則又は選挙管理委員会が別に定めた規定に違反した者は、一定の期間選挙権及び被選挙権をはく奪する。

**第22条** 選挙事務に関するすべての費用は、学生会が負担する。

**第23条** この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、

選挙管理委員会が別に定める。

### 附 則

この細則は、昭和46年10月22日から施行する。

(中略)

### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

## 16 学生寮規則

(目的)

**第1条** この規則は、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第42条第2項の規定に基づき、本校における学生寮の管理運営について必要な事項を定め、その円滑にして適正な運営を図ることを目的とする。

(学生寮の性格)

**第2条** 学生寮は、寮生の自律的集団生活を中心として、人間形成の成長発展を助長し、もって教育目的達成のための課外教育施設とする。

(寮務主事の責務)

**第3条** 寮務主事は、校長の命を受け、学生主事及び事務部長と緊密な連絡を保ち、学生寮の運営並びに寮生の教育及び生活の指導監督に当たる。

(宿・日直)

**第4条** 寮生の生活指導のため、本校学生寮教員宿日直実施要項に定めるところにより、教員の宿直を置く。

(入寮資格及び願書)

**第5条** 学生寮に入寮できる者は、本校学生に限る。

2 学生寮に入寮を希望する者は、所定の願書を提出して願い出るものとする。

(入寮選考)

**第6条** 入寮希望者の選考は、寮務主事が行う。

(入寮許可)

**第7条** 入寮の許可は、前条の結果に基づいて校長が行う。

(寄宿料)

**第8条** 寄宿料月額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定める額とする。

2 入・退寮指定の日が月の中途である場合であっても、寄宿料は1か月分とする。

3 当該年度内に納付する寄宿料の額の範囲内で納付した者で中途で退寮した場合は、退寮した月の翌月以降の寄宿料は返付する。

(施設保全)

**第9条** 寮生は、居室及び共同施設等については、常に正常な状態において保全

することに留意し、次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的のために使用しないこと。
- (2) 居室には部外者を宿泊させないこと。
- (3) 居室は寮務主事の許可なく工作しないこと。
- (4) 防火及び保健衛生管理に関しては、特に細心の注意を払うこと。  
(集会及び掲示等)

**第10条** 寮内での集会、掲示及び寄附金募集等については、校長の許可を受けなければならない。

(自治組織)

**第11条** 寮生は、学生寮設置の本旨に従い、校長の承認を得て寮務主事の指導の下に寮生会を組織することができる。

(退寮)

**第12条** 学生寮を退寮しようとする者は、所定の願書を提出して願い出るものとする。

- 2 次の各号の一に該当するものは、委員会の議を経て校長が退寮を命ずる。
- (1) 3か月以上寄宿料又は本校学生寮細則（以下「細則」という。）に定める経費の納入を怠った者
  - (2) 退学処分を受けた者
  - (3) 休学者又は疾病その他により健康管理上共同生活に適しないと認められる者
  - (4) 集団生活に適応性を欠き、本校諸規則等に違反し、学生寮の管理運営上支障があると認められた者

(閉寮)

**第13条** 学校の長期休業中は、原則として寮を閉鎖する。

(雑則)

**第14条** この規則の実施に関し必要な事項は、細則及び寮生心得で定める。

## 附 則

この規則は、昭和40年4月24日から施行する。

(中略)

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 17 学生寮細則

(目的)

**第1条** この細則は、北九州工業高等専門学校学生寮規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、寮生が団体生活を営むに必要な事項を定めることを目的とする。

(入寮に係る必要書類)

**第2条** 入寮を許可された者は、別紙様式による入寮誓約書を保護者等の連署を得て提出しなければならない。

2 寮生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、入寮誓約書を保護者等の連署を得て、再度、提出するものとする。

(保護者等の要件)

**第3条** 保護者等とすることができます者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(保護者等の義務)

**第4条** 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導、監督する責任を負う。

2 保護者等は、寮生が在寮中に事件、事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

(緊急時の連絡)

**第5条** 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

(必要経費等)

**第6条** 食費その他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 前項の経費は、規則第8条に準じて納入するものとする。

(部外者の宿泊)

**第7条** 学生寮には寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、特別の場合  
は寮務主事の許可を受けて宿泊させことがある。

(外泊及び外出)

**第8条** 寮生の外泊及び外出は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 外泊しようとする場合は、寮務主事の許可を受けなければならない。
- (2) 外出は夜の点呼時（門限）までとし、以後の外出は認められない。やむを得ず外出するときは、宿直教員の許可を受けなければならない。

(施設等の保全)

**第9条** 許可なくして寮の施設・設備・備品等の造作、模様替え又は移動をして  
はならない。

**第10条** 寮の施設・設備・備品等を損傷又は紛失したときは、直ちに寮務主事  
に届け出て、その指示を受けなければならない。

**第11条** 居室における火気の使用は、一切禁止する。

(退寮)

**第12条** 退寮しようとする者は、別紙様式による退寮願を提出しなければなら  
ない。

(閉寮)

**第13条** 学校の長期休業のため寮を閉鎖するときは、寮生は閉寮日までに寮を  
退出しなければならない。

2 特別の理由で残寮しようとする者は、寮務主事あて残寮願を提出し、その許  
可を受けなければならない。

3 学校の長期休業後の帰寮は閉寮日からとする。

## 附 則

この細則は、昭和40年4月24日から施行する。

(中略)

## 附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

## 18 「浩志寮」寮生会会則

### 第1章 総則

**第1条** 浩志寮に、「浩志寮」男子寮寮生会及び、「浩志寮」女子寮寮生会を置く。

**第2条** 本会（特に断わらない限り、以後、男女それぞれの寮生会を指す。）は、学生寮諸規則に基づき寮生の自発的なかつ健全な活動を図り、生活面を通じて人間形成を助長することを目的とする。

**第3条** 本会は、本寮在籍学生をもって構成し、寮生は、入寮と同時に本会に入会するものとする。

**第4条** 全寮生は会員としての権利を有するとともに、会則を履行する義務を負う。

**第5条** 本会の役員名簿、予算及び決算報告書、事業計画書、その他必要と認められる書類は寮務主事を経て校長に提出し、その承認を得なければならない。

**第6条** 本会の諸活動にあたって必要な際は、寮長は関係職員の出席を依頼し、助言を求めることができる。

### 第2章 組織および役員

**第7条** 本会に第2条の目的を達成するために、男子寮、女子寮それぞれに次の組織を置く。

- 一 寮生総会
- 二 総務会

**第8条** 本会を円滑に運営するために次の役員を置く。

#### 男子寮

- 一 寮長 1名
- 二 副寮長 3名  
(代表、書記担当、会計担当)
- 三 ライフマスター 各階1~2名

#### 女子寮

- 一 寮長 1名

二 副 療 長 3名

(代表、書記担当、会計担当)

三 ライフマスター 各階1名

**第9条** 療長は、療生総会において選出する。

2 副療長、ライフマスターは療長が委嘱する。

**第10条** ライフマスターを除く役員の任期は1年とする。ただし、再任は防げない。

2 ライフマスターの任期は半年とする。ただし、再任は防げない。

3 療長が退療、または第5項による辞任、その他の理由により不在となった場合は代表副療長が、代表副療長が不在の場合はその他の副療長のうち一人が、療長を代行する。療長代行は1か月以内に臨時総会を招集し、療長選挙において療長を選任しなければならない。その者の任期は前任者の残りの任期とする。

4 副療長及びライフマスターに欠員が生じた場合は、療長は速やかにその後任を選任しなければならない。その者の任期は前任者の残りの任期とする。

5 療長、副療長は、療生総会において出席会員の3分の2以上が不適当と認めたとき、及びそれ以外の役員が総務会において不適当と認められたとき、辞任しなければならない。

**第11条** 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 療長は本会を代表し、会務を統轄する。

(2) 代表副療長は療長を補佐し、第10条第3項に基づく任務を行う。書記担当副療長は各種会議の記録、保管及び本会の庶務に関する事務を行う。

また、会計担当副療長は、本会の予算、決算、その他会計に関する事務を行う。

(3) ライフマスターは、各階の会員の生活全般を指導する。

### 第3章 療生総会

**第12条** 療生総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関であって、会員は総会に出席する義務を有し、自由に意志を表示することができるとともに議決に従わなければならない。

**第13条** 療生総会は、予算・決算総会及び療長選挙総会とし、定期総会は年2回開催する。臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会員の過半数が必要と認めたとき。
- (2) 総務会が必要と認めたとき。

**第14条** 総会は療長が召集し、開催日時、場所、議題、その他必要な事項は開催日を含めて3日以前に公示しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

**第15条** 総会は、会員の3分の2以上出席がなければ成立しない。

**第16条** 総会の議決は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は、議長が決定する。

**第17条** 総会の議長は、副療長が行う。

2 副議長は、議長が委嘱する。

**第18条** 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の事業計画に関すること。
- (2) 本会の予算・決算に関すること。
- (3) 本会会則の改廃に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。

## 第4章 総務会

**第19条** 総務会は、療生総会の代行議決機関として本会の運営に関する事項を審議決定する。

**第20条** 総務会は、療長、副療長、及びライフマスターをもって構成する。

**第21条** 総務会は定期的に開催するものとする。また、療長が必要と認めるとき臨時に開催することができる。

**第22条** 総務会は総務役員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

**第23条** 総務会の議決は出席者の過半数をもって決定する。ただし、賛否同数の場合は療長が決定する。

**第24条** 総務会の議事運営は療長が行う。

## **第5章 会計**

**第25条** 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

**第26条** 本会の会費は年額3,000円とし、4月に納入するものとする。ただし、4月以外の月に入寮する者は、入寮した月から当該年度末までの会費を入寮月に納入するものとする。

**第27条** 納入した会費は還付しない。

**第28条** 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

## **第6章 会計監査**

**第29条** 本会を円滑に運営するため会計監査を置き、本会の会計事務を監査する。

**第30条** 監査員は会員の中から2名を互選する。監査員の任期は1年とする。

**第31条** 監査員は、監査結果を総務会及び総会に報告しなければならない。

## **第7章 会則の改正**

**第32条** 会則の改正は、総会の議決を経て校長の承認を得なければならない。

### **附 則**

この会則は、昭和44年9月1日から施行する。

(中略)

### **附 則**

この会則は、令和3年12月8日から施行する。

## 19 車両通学等規制要項

### 1 趣 旨

この要項は、北九州工業高等専門学校構内交通規制要項及び道路交通法等に定めるもののほか、車両（自動二輪車（125cc以下。原動機付自転車を含む。）を言う。）通学等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 車両通学の制限

車両を運転して通学すること（以下「車両通学」という。）は、原則として認めない。ただし、次の各号の一に該当する者（研究生及び聴講生を含む。）に限り許可することがある。

- (1) 第4学年以上で、交通機関が特に不便な地域に居住し、本人又は家族名義である任意損害賠償保険に加入の自動二輪車を使用する者
- (2) その他校長が必要と認める者

### 3 車両通学の許可願

前項ただし書に規定する者が、車両通学の許可を受けようとするときは、所定の車両通学許可願を、学級担任を経て、校長に提出しなければならない。

### 4 車両通学の許可

校長は、前項の願出があったときは、審査のうえ、半年を越えない範囲の期間に限り、許可することがある。

ただし、本要項に違反し、又は許可条項に該当しなくなったときは許可を取り消すことがある。

### 5 許可証の交付

校長は、前項の規定により許可したときは、許可証を交付するものとする。なお、交付された許可証は、車両の所定の位置に表示又は貼付すること。

### 6 駐車場の指定

第4項の規定により許可を受けた者は、指定された駐車場に駐車しなければならない。

### 7 許可証の有効期間

第5項の規定による許可証の有効期間は、許可された日からその学期の終わる日まで有効とする。ただし、前学期に許可を受けた者が後学期も許可を願い出るときは、継続の許可願を提出しなければならない。

## 8 許可証の返却

許可証の有効期間が切れたとき又は不要になったときは、速やかに校長に返却しなければならない。

## 9 許可証の再交付

許可証を汚損又は紛失した場合は、速やかに校長に届け出て、再交付を受けるものとする。

## 10 車両の変更

許可された者が車両を変更する場合は、許可証を返却し、再度所定の車両通学許可願の提出を行うこと。

## 11 遵守事項

車両を運転するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人命の安全確保のため安全運転に徹すること。
- (2) 自動二輪にあっては、二人乗りはしないこと。
- (3) 構内への乗り入れはしないこと。ただし、特に許可された場合は、この限りではない。
- (4) 本校周辺の道路及び空地等に駐車しないこと。
- (5) 本校が行う交通安全講習会を受講すること。
- (6) 交通事故を起こした場合は、必要な措置を講じるとともに学級担任及び保護者へ速やかに報告すること。
- (7) 交通違反により取り調べを受けたときは、学級担任及び保護者へ速やかに報告すること。
- (8) その他本校が指示する事項

## 12 違反者に対する処置

この要項の規定及び道路交通法等に違反した者に対しては、別に定める基準により処置する。

## 13 この要項に定められるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要項は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 北九州工業高等専門学校における自動車及び自動二輪車等による通学許可基準（昭和55年3月10日決裁）は、廃止する。

(中略)

**附 則**

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

## 20 ハラスメントの防止等に関する取扱要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（以下「機構規則」という。）に基づき、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）における相談員となるべき者を指定するとともに、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を定めることを目的とする。

(相談員)

**第2条** 機構規則第9条の規定に基づき本校に配置する相談員は、次の各号に掲げる教職員をもって充てる。

- (1) 学生相談室長
- (2) 総務課長及び学生課長
- (3) 総務課課長補佐（総務担当）及び学生課長補佐
- (4) 看護師
- (5) カウンセラー

(防止委員会)

**第3条** 本校にハラスメントの防止及び排除の措置を適切に実施するため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる教職員によって構成する。

- (1) 教務主事
- (2) 学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科主事
- (4) 総務主事
- (5) 学術情報センター長
- (6) 事務部長

(会議)

**第4条** 防止委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が委員長の職務を代行する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を聞くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第5条** 委員長が必要と認めた場合は、防止委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(調査委員会)

**第6条** 委員長は校長の指示を受けて、ハラスメントの被害救済に関して、調査・審議するため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を、必要に応じて設置する。

2 調査委員会は、ハラスメントの生じた状況等を勘案して、委員長が指名した調査委員会委員長及び2名以上の委員により構成する。

3 調査委員会委員長は、調査結果等を委員長を通じて校長に報告する。

(事務)

**第7条** 防止委員会及び調査委員会の事務は、総務課又は学生課が行う。

(雑則)

**第8条** この要項に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針（平成10年11月19日施行）は廃止する。

## 21 いじめ防止等基本計画

独立行政法人国立高等専門学校機構 北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。以下「国の方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため「北九州工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。

### （いじめの定義）

第1 「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断する。

### （いじめの禁止）

第2 学生は、いじめを行ってはならない。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を全学内に醸成するよう努める。

### （基本的姿勢）

第3 いじめは、どの学生にも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教

職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようすることも旨とする。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講じられるよう留意するとともに、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4 教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

#### (本校及び教職員の責務)

- 第4 教職員は、法及び国の中長期的方針に定めるところにより、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 2 教職員は、基本計画及びその下に策定されるいじめ防止プログラムの読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- 3 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- 4 教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

(いじめ防止等ガイドライン)

第5 本校は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）が定める「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（平成26年3月27日制定。最終改定令和2年4月30日。）にのっとり適切にいじめ防止等の対策を実施するための基本的な指針である「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考とし対応を協議、策定することとする。

(いじめ防止等基本計画)

第6 基本計画は、学生及び保護者へ周知するとともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。

2 教職員は、基本計画及びいじめ防止プログラムについて、その内容及び自らの役割等を把握し、その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。

3 本校は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、PDCAサイクルに基づき、策定した学校いじめ防止等基本計画が実情に即して機能しているかを学生に対するアンケート調査等によって適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。

4 本計画における「PDCAサイクル」については、総合的には、前年度末に策定した「年間計画（P）」に基づき実施（D）し、「いじめ対策組織」における随時の点検（C & A）を行いながらも、年度末における外部有識者を交えた「年間計画（プログラム）」の点検と次年度の計画策定（A）を中心とする。

(いじめの防止等の対策のための組織)

第7 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される北九州工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）を置く。

2 いじめ対策委員会は、特にその未然防止、早期発見の実効性を確保するため、学生に最も身近な担任、科目担当者が複数参加するものとする。

3 本校は、いじめ対策委員会の存在及び活動が学生から認識され、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくり、いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等、本校が組織的にいじめ問題に取り組

むに当たっての中核的組織として機能するようとする。

4 本校は、いじめ対策委員会のその役割・機能を果たすよう定期的に開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。

5 いじめ対策委員会及びそれに関与する教職員は、「北九州工業高等専門学校いじめ対策委員会規則」に則り、その職掌において役割と責務を担うこととする。

(いじめの未然防止のための取組)

第8 本校は、学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育及び体験活動等の充実を図る。

2 本校は、在籍する学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって学生が自主的に行うものに対する支援、学生及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みを行う。

3 いじめ対策委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び保護者に周知する。

4 年間行動計画策定の際に、アンケート調査を実施する「いじめ防止強化週間（月間）」を設定し、「人権意識の啓発」とあわせて、カウンセラーなどのセミナーで「いじりやからかいが人権への配慮に欠けること」についても注意喚起を行う。

(いじめの早期発見のための取組)

第9 本校は、いじめを早期に発見するため、いじめ対策委員会が実施主体となって、学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取り組みを計画的に行う。

2 本校は、学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。

- 3 本校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
- 4 本校は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細かな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取り組みを行う。
- 5 いじめ対策委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。
- 6 早期発見に向けた取り組みとして、「前期中間試験」「前期末試験」「後期中間試験」「後期（学年）末試験」各期前に当該アンケート調査を実施し、併せて担任やスクールカウンセラーによる全員面談などで学生の状況把握に努め、併せて学生（及び教職員）が相談しやすい（SOSを出しやすく、キャッチしやすい）環境づくりの構築に努める。  
(いじめ事案への組織的対応)

第10 教職員は、法にのっとり、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に報告し、いじめ対策委員会は組織的にいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を24時間以内に高専機構に報告する。

- 2 本校は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて、教職員の理解に努める。
- 3 本校は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ対策委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。
- 4 本校は、必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ず

る。

5 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための取り組みを行う。

6 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する学生的生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

7 いじめに関する情報を把握した場合は可及的速やかにいじめ対策委員会が初動対応を行い、いじめ対策組織の召集を行う。

(インターネット等によるいじめへの対応)

第11 本校は、インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

2 本校は、インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができるなどを、学生及び保護者に説明するものとする。

(いじめを行った学生への懲戒)

第12 校長及び教職員は、学生がいじめを行っている場合であって教育上必要が

あると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、学生に対して懲戒を加え、保護者と連携して必要な指導を行う。（いじめの解消）

第13 いじめの解消は、国的基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努める。

（重大事態への対処）

第14 本校は、いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態として対処する。

2 本校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、隨時その状況を高専機構に報告し、高専機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。

3 本校は、重大事態に対処し、及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、重大事態に関するいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

4 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ高専機構の承認を得るものとし、必要な指導及び支援を受ける。

6 本校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては、いじめを受

けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、対策に基づく学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。

- 7 本校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにホームページ等により公表を行う。  
(教職員の研修等)

第15 本校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取り組みを計画的に行う。

- 2 前項の研修は、いじめの防止等の対策に従事するために必要な基本計画及びガイドラインへの精通、学内全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における日常的なつながりと信頼感及び一体感の向上の確保を目的とする。

(実効的なPDCAサイクルの確保並びに学校及び教職員評価における留意事項)

第16 本校は、基本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。

- 2 本校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を高専機構に報告するとともに、により公表する。

- 3 教職員の人事評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有、組織的な対応等が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適かつ最大限の取組、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

- 4 本校のP D C A サイクルが有意義に機能しているかについて、学生・教職員のアンケート評価を踏まえて、外部有識者を交えた年度末のいじめ対策委員会による取り組み評価を行う。

(文書の取扱い)

第17 本校は、いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないよう、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。

**附 則**

この裁定は、令和2年7月9日から施行する。